

令和 2 年 8 月 2 7 日

令和 2 年度第 5 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和2年度第5回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 第2号 松本市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について
- 第3号 令和元年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定について
- 第4号 国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正及び委員の委嘱について

[報告]

- 第1号 学都松本フォーラムの開催中止について
- 第2号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

[周知]

- 1 みんなのミュシャの開催について

[その他]

教育委員会資料
2 . 8 . 2 7
教 育 政 策 課

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)を作成しましたので、これについて協議するものです。

2 点検及び評価の経過

- R 2 . 5 第1回社会教育委員会議で各課の事務事業説明
6 第2回社会教育委員会議で各課の事務事業説明
第3回社会教育委員会議で評価意見のまとめ
7 教育部各課において評価意見に対する教育委員会の改善方針案を作成
教育振興基本計画の進捗状況の調査

3 令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)
別冊のとおり

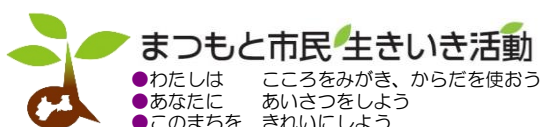
4 報告書の主な内容について

- (1) 教育委員会全体の総括
(2) 各課の重点目標及び事務事業全体についての点検
(3) 教育振興基本計画の進捗状況

5 今後の対応

9月定例市議会へ報告書を提出し、市公式ホームページに公表します。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



「学都松本」

令和元年度

教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書（案）



令和2年9月
松本市教育委員会

目 次

第1章 本報告書の趣旨	・・・	1
I 根拠法令	・・・	1
II 点検・評価の方法（取組経過）	・・・	1
第2章 教育委員会の目標～「学都松本」の推進～	・・・	2
I 第2次松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」の推進	・・・	2
II 基本構想「学都松本をめざして」	・・・	2
1 「学都松本」としてめざすまちの姿	・・・	2
2 「学都松本」への取組みの指針	・・・	2
3 「学都松本」に向け育てたい力	・・・	3
III 第2次計画における6つの施策の柱	・・・	3
IV 「まつもと市民生きいき活動」の推進	・・・	3
第3章 点検・評価の報告	・・・	4
I 教育委員会の全体総括	・・・	4
II 教育委員の活動状況	・・・	7
III 各課の報告	・・・	8
1 教育政策課	・・・	8
2 学校教育課	・・・	14
3 学校指導課	・・・	17
4 学校給食課	・・・	27
5 生涯学習課・中央公民館	・・・	31
6 中央図書館	・・・	39
7 文化財課	・・・	43
8 松本城管理事務所	・・・	47
9 美術館	・・・	51
10 博物館	・・・	56
第4章 教育振興基本計画の進捗状況	・・・	62

第1章 本報告書の趣旨

I 根拠法令

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、令和元年度における松本市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検・評価の方法（取組経過）

1 重点目標の設定 (H31. 4) 【P（プラン）】

年度当初に市全体で実施される政策戦略会議との整合を図りながら、各課で重点目標を設定し、4月の教育委員研究会へ報告しました。

2 各課における事務事業の実施 (H31. 4～R2. 3) 【D（ドゥー）】

重点目標を中心に、各課において事務事業に取り組みました。

3 各課による総括及び自己評価 (R2. 3) 【C（自らチェック）】

- (1) 各課で事務事業全体を総括し、1年間の取組結果及び今後の課題をまとめました。
- (2) 各課の重点目標については、取組経過とともに、3段階で自己評価（※）を行いました。
- (3) (1)、(2)の内容について、3月の教育委員協議会に報告しました。

※自己評価の基準

評価	評価の基準
A	年度当初に設定した目標に対する達成度が、90%以上
B	60%以上
C	60%未満

4 社会教育委員による評価 (R2. 4～R2. 6) 【C（外部の目でチェック）】

- (1) 各課の考察及び自己評価について、社会教育委員が各課長からヒアリングを行いました。
- (2) (1)を踏まえ、社会教育委員の評価意見をまとめました。

5 教育委員会における協議及び改善方針のまとめ

(R2. 7～R2. 8) 【A（アクション）】

- (1) 社会教育委員の意見を受けて、各課が改善方針をまとめました。
- (2) 8月の定例教育委員会において、各課の改善方針を含めた点検・評価の内容を協議し、必要に応じて修正を加えました。

第2章 教育委員会の目標 ～「学都松本」の推進～

I 第2次松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」の推進

1 計画策定の経過

松本市教育委員会では、平成24年3月に、第1次の松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」を策定し、平成29年度に「第2次松本市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

この第2次計画では、基本的な考え方と方向性について定める「基本構想」はそのままに、施策の具体的な方策を定める「基本計画」について、平成25年に県内で初めて施行された「松本市子どもの権利に関する条例」などの新たな取組みや、変化する社会情勢、教育を取り巻く状況を考慮し、これからの5年間の教育施策の展開を示しました。

2 計画の位置づけ

この計画を、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1の3に基づき、市長が定める「松本市教育大綱」に位置付けました。

また、市政運営の長期的かつ総合的な基本計画である「松本市総合計画（基本構想2020・第10次基本計画）」における教育・文化に関する個別計画としての性格を有します。

II 基本構想「学都松本」をめざして

1 「学都松本」としてめざすまちの姿

松本市は、将来の都市像に「美しく生きる～健康寿命延伸都市・松本」を掲げ、いのちの質や人生の質の向上をめざして市政運営を進めています。第10次基本計画では「健康寿命延伸都市・松本」を更に前進させる「生きがいの仕組みづくり」に取り組んでいます。

この理念を根底で支えるのが、学都松本としてめざす3つのまちの姿の実現です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 学び続けるまち
市民一人ひとりが自らの意思で何を学ぶかを決め、学び続けるまち● 共に学ぶまち
市民の学びを地域や行政が協働してサポートし、「共に学ぶまちづくり」を推進するまち● 次代に引き継ぐまち
市民一人ひとりが学んだ知識・技術を社会に生かして、次代に引き継ぐまち |
|---|

2 「学都松本」への取組みの指針

「学都松本」をめざすため、次に掲げる5つの指針に基づき各種事業に取り組めます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 一人ひとりが生涯にわたって人間性を培う教育をめざします。● 子どもの感性を磨く様々な取組みを進めます。● 不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。● 地域とともに歩みます。● 「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」・「面」へ活動を広げます。 |
|---|

3 「学都松本」に向け育てたい力

「学都松本」への取組みの指針に沿って事業を進めていくためには、市民一人ひとりの活動が大きな原動力になります。様々な学びを通して次に掲げる7つの力を育み続けることが「学都松本」につながるものと考えます。

- 自ら学び、考え、創造する力
- 主体的に行動し、挑戦する力
- 我慢する力、やり遂げる粘り強さ
- 人間関係を築くコミュニケーション力
- 命の大切さ、思いやりの心
- 情感豊かな心、人間性
- 確かな学力、健康・体力

Ⅲ 第2次計画における6つの施策の柱

基本構想を計画的、具体的に推進するため、基本計画では次の6つを施策の柱にして事業を実施しています。

- ① 子どもの教育の充実
- ② 生涯学習の推進
- ③ スポーツを通じた健康づくり
- ④ 文化芸術を通じた教育の推進
- ⑤ 歴史・文化資産の保護と活用
- ⑥ 教育委員会の機能の充実

Ⅳ 「まつもと市民生きいき活動」の推進

「学都松本」に向けた5つの取組み指針のうち、「不易を貫き、変わらない大切なことを継続します。」を实践する活動として、「まつもと市民生きいき活動」を展開しています。豊かな人間性、公正さを重んじる心、思いやりなど、社会や時代が変わっても、人として大切にしたいことを、市民一人ひとりが地道に実践し、次代に引き継いでいくことをめざしています。



わたしは　　こころをみがき、からだを使おう
あなたに　　あいさつをしよう
このまちを　きれいにしよう

第3章 点検・評価の報告

I 教育委員会の全体総括

令和元年度は、「第2次松本市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）の3年目として、「学都松本」のめざすまちの姿を実現するため、市民一人ひとりが自ら考え、実践を始めるような各課事業を実施することに努めました。

9月30日には旧開智学校の、近代教育の黎明を象徴する最初期の擬洋風学校建築が、文化史的に深い意義を有するとして、近代学校建築として初めて国宝に指定されました。建物を残すだけでなく、教育資料を収集・活用し、全ての子どもに教育をという理念を「不易」なものとしてこれからも大切にしていきます。

年度末には新型コロナウイルス感染症の拡大と、学校への臨時休校要請という前例のない社会情勢のなか、全課が一丸となって、全ての人の健康を守り、学びを保障するために対応しました。

引き続き、変化する社会情勢を見据え、変わらない大切なものと、新しく多様な価値観を両立した学都松本の実現をめざして、教育が果たす役割を意識した事業展開に努めます。

1 「学都松本」としてめざすまちの姿

(1) 学び続けるまち

市民一人ひとりが自らの意思で学ぶことを決め、生涯にわたって学び続ける姿が見えるまちの実現を図る事業を実施しました。

生涯学習課・中央公民館では、「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第35回公民館研究集会 令和元年度地域づくり市民活動研究集会」を開催しました。より多くの職員や住民が参加し、全体会、分科会を通じて、学びの成果を活かした住民自治を基盤とした地域づくりや、生きがいの仕組みづくりなどについて議論を深め、自らの実践に繋げる機会となりました。集会をとおして、すべての住民が主体的に地域や暮らしの課題を捉え、話し合い、学び続けていく事が松本らしい地域づくりにつながっていくことを再認識しました。

(2) 共に学ぶまち

地域や行政が協働してサポートし合う「共に学ぶまちづくり」の実現を図るため、地域の様々な人材が活躍できる環境整備に力を入れました。

松本市社会教育委員は、学校・家庭・地域が協働する「松本版コミュニティスクール」に着目し、子どもたちの成長や地域の未来を考える場として活性化するための提言書をまとめました。10月には教育長、教育委員、関係課長と共に意見交換を行い、提言の主旨とこれからの事業推進について情報共有ができました。

(3) 次代に引き継ぐまち

先人が残したまちの宝を、その思いもあわせて大切に残し、次代に引き継ぐ姿が見えるまちの実現を図るため、文化財の保存と活用に力を入れました。

文化財課が策定した、文化財保存活用のアクションプラン「松本市文化財保存活用地域計画」が7月19日に文化庁により全国初の認定を受けました。本計画に基づき、地域の歴史・文化を守るとともに、活用しながら次代へ引き継ぐための取組みを進めます。

松本城では、伝統的な技術継承のため石垣修理事業を地元石工と連携しながら実施しました。また、地震や火災により大切な建物が失われることがないように、防災設備の更新・新設の検討に着手しました。

2 「学都松本」へ向けての取組指針

(1) 一人ひとりが生涯にわたって人間性を培う教育をめざします

学校指導課では、副学籍制度の運用開始を目指して、様々な関係者と意見交換、研修などを実施しました。また、特別支援学校に在籍する児童生徒、保護者へのアンケートも行い、副学籍校との個別打ち合わせ会を開催するなど、一人ひとりの学びに応じた対応をすることができました。今後もこの副学籍制度が、子どもが学校を卒業しても地域で学び、生き続けるための基盤となるように、適切な制度運営に努めます。

(2) 子どもの感性を磨く様々な取組みを進めます

中央図書館では、第2次学都松本子ども読書活動推進計画が目指す、子どもが自由に読書を楽しみ、未来を拓く豊かな心と生きる力を育むために、ブックスタートに続き3歳児健診時に絵本を贈るセカンドブック事業を始めました。

教育文化センターでは子どもたちに科学への関心、興味を深めてもらう機会としてUVレジンを使用した科学教室を開催しました。アクセサリ作りとすることで、人権・男女共生課との共催にするなど、部局を越えた連携も広がりました。

(3) 不易を貫き、変わらない大切なことを継続します

学都松本推進協議会は9月の学都松本フォーラムと同時開催で、第9回学都松本・教育100年を語る会を開催しました。講師の赤羽教育長から、旧開智学校から受け継がれる「すべての子どもに教育を」という理念を引き継いでいくことの大切さをお話いただきました。また、第10回、11回では映画の上映や講義を通じて「平和」について学ぶ講座も開催し、講座終了後の意見交換で各自の考えを交換することができました。

(4) 地域とともに歩みます

学校給食課では、地産地消を取り入れた食育の推進を続けています。児童生徒が総合の時間等で地元の方と一緒に栽培した食材を、給食食材として使用したり、J A松本ハイランドと協力して地域産食材の比率を高めるなど、地域と共に進んでいく仕組みづくりを推進しました。

博物館は市民学芸員と協働し、第1回の博物館まつりを9月21日に実施しました。多くの人が、博物館に集い学ぶ楽しさに触れる機会を共に創り出すことができました。

(5) 「ある」から「する」へ転換し、「点」から「線」・「面」へ活動を広げます

教育政策課と教育文化センターは、モデル校5校で海洋教育パイオニアスクールプログラムに取り組み始めました。松本に海は無くても、山の水が川となり、海へとつながっていることを学び、自分たちの行動という「点」が、海の環境や、世界の人々の暮らしという「線」「面」につながる学びを、多くの関係者が関わりながら実施しました。

中央図書館では、子どもが親とともに絵本や読書を好きになるきっかけとして、市内4館のこどもプラザと共催で「～絵本の世界～飯野和好氏講演会」を開催しました。図書館の中だけでなく、様々な現場へ本の楽しさを届ける取組みを今後も企画していきます。

3 施策別の取組みとして

(1) 子どもの教育の充実

学校教育課では、誰もが使いやすい施設整備のため、並柳小学校にグランドスロープを設置しました。ユニバーサルデザインに配慮し、安全で安心な教育環境整備に努めました。

また、姉妹都市の兵庫県姫路市の中学生を松本に迎え第40回目の交歓キャンプを実施しました。天候にも恵まれ両市の子どもたちがキャンプでの体験活動をつうじて親睦を深

めるとともに、それぞれの故郷への思いを交流することができました。

(2) 生涯学習の推進

青少年ホームでは若者が松本のまちづくりを考える「松本若者会議」を3回開催しました。また、新成人を中心にした「新成人松本若者会議」も実施し、若者が社会で活躍できる環境づくりを進めました。

生涯学習課・中央公民館は、「多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業（東京大学牧野研究室との共同事業）」として、3つのモデル町会でワークショップ等を実施しました。子どもの夏合宿を機に子どもと親世代が町会運営に参加する動きが生まれるなど、当事者意識を持って活動しようとする変化が見られ、住民主体の取り組みが進みました。

(3) 芸術を通じた教育の推進

美術館では、草間彌生作品の拡大特別展示などにより、観覧者数が増加しました。特に外国人観覧者数は歴代最高となるなど、国内外への様々な媒体を通じた発信力が強化されました。

松本市芸術文化祭実行委員会（事務局：生涯学習課・中央公民館）では、60周年記念事業として市民参加による総合舞台劇「音にいのちあり～鈴木鎮一・愛と教育の生涯～」を上演しました。1,500人以上が鑑賞するなど、芸術文化活動の広がりを促進することができました。

(4) 歴史・文化資産の保護と活用

文化財課では、東日本最古級の古墳である史跡弘法山古墳の再整備事業に着手しました。調査指導委員会を設置し、次年度以降に実施する発掘調査について助言・指導を受けました。周辺古墳の測量調査を東海大学等と連携して実施し、古墳や周辺地形について詳細に把握しました。今後、保存活用計画の策定などを経て、周辺一帯エリアの史跡ゾーン整備を目指します。

また、平成26年度から取り組んでいた国特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」の保存活用計画を策定しました。調査により新たに確認された国内最大規模と推定される石灰華を指定範囲に追加し、その保護を図ることとしました。今後は整備計画を策定のうえ、保存活用に向けた整備事業に取り組みます。

(5) 教育委員会の機能の充実

総合教育会議を2回実施し、「これからの教育を考える～児童虐待を窓口にして～」及び「新教育委員会制度と教育行政に求められる役割」をテーマにした懇談を行いました。

また新型コロナウイルス感染症拡大時には、学校教育や社会教育施設等の対応を協議するため臨時教育委員会を随時開催し、日々変化する社会状況に速やかに対処する体制を強化しました。

今後とも、開かれた教育委員会に向けた取り組みを推進するとともに、今日的な教育課題や地域課題に対応するため、教育委員会制度の趣旨である、教育の中立性、安定性、継続性を担保しながら、市長部局との連携を図り、教育委員会の機能の充実に努めます。

Ⅱ 教育委員の活動状況

1 教育委員

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

氏 名	就任年月日	任期 () は期数	職名等	備考
いしかわ 市川 庄一	H29. 4. 1	R3. 3. 31 (1)	職務代理者	
ふくしま 福島 智子	H25. 12. 26	R3. 12. 25 (2)		
やまだ 山田 さちえ 幸江	H28. 6. 29	R2. 12. 24 (2)		※1 期目は残任期間 (H28. 6. 29～H28. 12. 24)
はしもと 橋本 かなめ 要人	H30. 12. 26	R4. 12. 25 (1)		

2 教育委員会

(1) 定例教育委員会 毎月1回開催 計12回

(うち、移動教育委員会2回)

(2) 臨時教育委員会 不定期開催 3回

3 地区の皆さんと語る会等

(1) 地区の皆さんと語る会

ア 本郷地区 (本郷公民館)

8月29日

「文化財と地域づくり」、「子どもをとりまく環境」グループ懇談

イ 城北地区 (城北公民館)

11月21日

「文化財と地域づくり」、「子どもをとりまく環境」グループ懇談

(2) 関係団体との懇談会

ア 社会教育委員

10月17日

イ 松本市PTA連合会

1月16日

4 学校訪問

(1) 教育委員会の学校訪問 松本少年刑務所旭町中学校桐分校

信州大学医学部附属病院院内学級

7月18日

(2) 教育委員の学校訪問

計24回

5 研修

長野県市町村教育委員会連絡協議会研修総会 (飯田市)

6 その他

長野県市町村教育委員会連絡協議会、長野県都市教育委員会連絡協議会

Ⅲ－１ 教育政策課

１ 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い各課の連携を図ります。

そして、松本市教育振興基本計画が掲げる、学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち「学都松本」をめざして、教育部だけでなく市長部局、さらには、近隣市町村、長野県との連携や、広く市民と協働しながら事務事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

また、「宇宙と科学」に特化した新科学館の整備に向け、必要な取組みを進めます。

２ 令和元年度における重点目標

(1) 社会の変化に対応する、これからの教育のあり方の協議（新規）

ア 内容

超少子高齢型人口減少社会の進展や、ＡＩやＩＣＴ*^１の技術革新などにより、大きく世の中が変容する中で、これからの時代を生きる子どもたちに必要な力は何かなど、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方について、総合教育会議や中信地域の高校のあるべき姿を考える地域協議会等で協議します。

*^１ＩＣＴ：インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー（Information and Communication Technology）コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・サービス等の総称

イ 具体的な進め方等

(ア) 県立高校の学びの改革に伴う協議会の運営

中信地域の高校のあるべき姿について、松本広域圏３市５村の首長や教育長の他、中学校や高校の校長会長、小中学校ＰＴＡの代表などによる地域協議会を県と共同で設置し、これからの社会に求められる高校像や義務教育を含めた教育のあり方について議論を深めます。また、集約した意見は、県が２０２１年３月までに策定を予定する高校改革に対し、提言をしていきます。

(イ) 総合教育会議の運営

総合教育会議では、子どもの虐待問題など時宜に応じたテーマを基に、教育行政の現状と課題について協議します。

(ウ) 特色ある学校づくりの研究

山間小規模校の今後のあり方について、地域づくり部と連携し、地域住民と共に、意見交換会や学習会を実施するなど研究を進めます。

ウ 自己評価（成果・課題）

(ア) 中信３市５村は、旧第１１通学区の高校教育の将来像について多様な意見を聴取する場として、協議会ではなく「懇話会」を令和元年１２月１６日に設置しました。（構成市村教育委員会は共同事務局の位置付け）

２月から３月にかけて住民説明会を開催し、そこでの意見等を参考に、テーマ別研究部会を設置予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防対策の為、延期となっています。

(イ) ５月に開催した総合教育会議において「これからの教育を考える ～児童虐待を窓口にして～」をテーマに市長と教育長、教育委員が懇談し、児童虐待にいたらないために、教育委員会と市長部局が連携して、子育ての支援、妊娠期からの親への支援、地域の支援、親への心のケアなどを行う重要性について再確認しました。

(ウ) 地域づくり部と連携し、奈川地区担当職員連絡会に参画。８月２１日「ふるさと奈川をおこす会」教育・健康福祉部会では、高野学校教育課長から、美麻小中学校の取組みを題材に、小規模特認校制度や山村留学制度とコミュニティスクールを併用した学校づくり（地域づくり）について学習会を実施するなど、取組みを進めました。

評価
A

(2) 市民と共に教育問題を考える場づくり（継続）		
ア	内容 教育委員が「地区の皆さんと語る会」「学校訪問」等を通して、住民、児童生徒、教職員と懇談し、教育に関する様々な課題について理解を深めます。	
イ	具体的な進め方等 教育委員が各地区の市民等と実施する懇談会について、共通のテーマで開催しグループワーク形式等、参加者全員が意見を出しやすい場づくりに努めます。得られた結果は、こども部や市PTA連合会、育成会等関係者とも共有し、今後の対応について検討していきます。 今年度のテーマは、今後、教育委員と選定していきます。	
ウ	自己評価（成果・課題） 本郷地区・城北地区に出向き「子どもをとりまく環境」、「文化財と地域づくり」について懇談を行いました。平成30年度に引き続き教育委員会で取り組む課題として、スマホの問題を取り上げ、教育文化センターの小川教育指導主事から情報提供を行うとともに、チラシを配布し、スマホの使い方の啓発を行いました。 今後は、小中学生の保護者や高校生とも懇談できるよう、時間や場所等を検討していきます。	評価 B
(3) 学都松本の推進（継続）		
ア	内容 学都松本推進協議会等と連携し、「どこにでも 学びはある。」をテーマに、自ら興味をもって多様な学びに取り組めるような環境づくりをめざした「学都松本フォーラム」の開催や、あいさつ運動を引き継ぎ、不易（思いやりの心など、いつの時代にあっても変わらない大切な事）を貫くため、わたしは・あなたに・このまちをの3つの視点で、市民一人ひとりが自分の目標を決め、日々続けていく「まつもと市民生きいき活動」を推進します。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 第8回学都松本フォーラムの開催 a 期日 令和元年9月21日（土）22日（日） b 会場 松本市Mウイング、中央体育館ほか c 内容 基調講演会、意見交換会、体験活動など d 企画段階から広く市民参画を呼びかけ、学ぶことの楽しさを周知します。 (イ) まつもと市民生きいき活動の推進 こども育成課が推進する「まつもと子どもスマイル運動」と連携しポスター、リーフレットを作成し効果的な周知を行います。また、具体的な実践の事例を3カ月に1回広報まつもとに掲載し、周知から実践につながる環境づくりを図ります。 (ウ) 学都松本・教育100年を語る会（通年講座）と周知活動 9月のフォーラムだけでなく、日々考えることのきっかけとなるような学習講座等を年6回開催します。講座参加者へ学都松本フォーラムの紹介を行うなど草の根的な周知活動を進めます。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 第8回学都松本フォーラムでは、基調講演に今泉忠明さんをお招きし、ベストセラー「ぞんねんないきもの事典」のお話をはじめ生き物の進化について、子どもが興味を持って学ぶきっかけになる講演会になりました。子どもたちからは、身近な生き物に関する疑問も数多く出され、具だくさんみそ汁コンテストや平和推進課の参加など、新たな取組みにより「どこにでも学びはある。」というテーマを体現することができました。参加者数に関しては、周辺会場で開催した博物館まつりとも連携を図り改善を目指しましたが、前回とほぼ同数にとどまったため、もう一步踏み込んだ連携が必要と考えます。令和2年度は会場をあがたの森文化会館へ戻し、耐震工事中にしか体験できない企画などを通じて、より多くの参加者に学びの楽しさ、大切さを感じていただける企画を目指します。	評価 B

	(イ) 令和元年度はこども育成課と連携しリーフレットの更新を行いました。変わらない大切なこと（不易）を一人ひとりが継続する活動という、数値検証が困難な事業ですが、周知チラシの更新期間の見直しなどによる費用対効果の検証も継続していきます。 (ウ) 学都松本・教育100年を語る会は、3月開催予定の回を新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期し年5回開催となりました。赤羽教育長から国宝指定された旧開智学校の時代から、脈々と受け継がれる「学都松本」の理念についてお話をいただいたり、映画の上映を行い平和について考える講座など新しい企画に取り組むことができました。毎回参加をいただく方だけでなく、多様な話題で新規の参加者を取り入れるため、今後も様々なテーマや手法で継続していきます。	
(4) 海洋教育パイオニアスクールプログラム（新規）		
	ア 内容 身近な川や森、生き物が海へとつながる環境であることを、体験と教科横断的な学習で学ぶことで、海に面していない松本でも、広い視野や疑問を解決する力を育て「よく生きる力」を伸ばす、各校の特色を生かした松本らしい海洋教育を実施します。 イ 具体的な進め方等 日本財団、東京大学、笹川平和財団等が主催する海洋教育パイオニアスクールプログラム助成金（令和元年度～令和3年度）を活用し、令和元年度はモデル校5校（田川・鎌田・芳川・安曇・波田小学校）で実施します。 行政、学校、地域協働型の海洋教育推進協議会を立ち上げ、松本らしい海洋教育のビジョン検討や、最新研究の情報共有などを通じて、地域全体の学びの質の向上を進めながら、各校で実績のあるトライやるエコスクールの実践活動等を、理科や社会といった教科に結び付けて学ぶことから始め、教育課程特例校*2制度を活用した教科の設置を目指します。推進協議会が学習プログラムの作成や研修をコーディネートすることで、教員だけに負担が集中しない体制で取り組み、各年度、実施校の希望を募り学年縦断や隣接校との連携等、面的な拡大を促進していきます。 *2教育課程特例校： 学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成することが可能となる制度。（例えば英語学習や地域学習、ものづくり科等） ウ 自己評価（成果・課題） モデル校5校では、トライやるエコスクールで実践してきた活動を、郷土の歴史などの学習と連携・発展させた授業や、新たに地域講師を招いた体験活動など、多様な取り組みができました。また、推進協議会を立ち上げるとともに各校担当者による情報交換や、専門家を招いての職員研修などを充実することができました。 しかし、教育課程特例校制度の研究は様々な負担増への懸念から十分な議論を行うことができず、令和2年度からは教育課程特例校制度の実施が条件ではない単元開発部門へ変更して継続していきます。推進協議会での面的な活動展開や研修は引き続き実施し、一時の体験だけでない、確かな知識に基づいた主体的な学びを実践につなげる力を育てる授業に取り組めます。またモデル校だけでなく情報発信、交流も企画し実施校の拡大を目指します。	評価 B
(5) 新科学館整備事業（継続）		
	ア 内容 「宇宙と科学」に特化する施設として、子どもをはじめ市民等の来館者が、科学への興味・関心を高められるような、参加・体験型の科学館とするため、必要となる計画の策定や基本設計を進め、子どもたちの好奇心・探究心・創造性を磨く機会を積極的に提供し、将来を担う人材育成に寄与できるような施設を目指します。 イ 具体的な進め方等 (ア) 外部有識者による（仮称）新科学館建設検討委員会及び庁内検討により、次世代を担う児童生徒が、科学への興味・関心を高め、探究心を深めることができるような、松本らしい魅力ある科学館とするために必要となる基本計画の策定及び基本設計を進	

めます。 (イ) 平成30年度にプロポーザル方式*3により導入したプラネタリウムの統合型（ハイブリッド）投映機*4を活用し、平日（毎週金曜日）における夜間投映の実施や、番組制作講座の開催等、参加・体験型のプラネタリウムを実現するための新たな事業を実施します。 (ウ) 子どもたちが、科学への興味・関心を高められるような教文学習や親子科学教室の充実を図ると共に、宇宙関連事業としてJAXA・国立天文台見学ツアー、講演会及び宇宙をテーマにした科学教育プログラムであるコズミックカレッジを継続して実施します。 *3プロポーザル方式：業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること *4統合型投映機：鮮明な星を映し出すことが可能な光学式投映機と、動画等、多様な映像投映が可能なデジタル式投映機を統合した最新の投映機	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 外部有識者による松本市新科学館建設検討委員会を設置し、科学館で実施する事業の内容や、備えるべき施設機能等について協議するとともに、幅広い市民の意見を計画に反映させるためのワークショップを開催しました。 また、既存の建物を改修し、科学館として整備するに当たり、民間活力を導入する整備手法を検討するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、PFI*5導入可能性調査に着手しました。 (イ) プラネタリウムはリニューアルオープンし、土日祝日における投映回数をこれまでの3回から4回に、金曜日の夜間にも投映を行い、より多くの市民に観覧していただけるよう、運営を見直しました。また、番組制作講座や、その発表会等市民参加が可能なプラネタリウム事業を新たに実施しました。 (ウ) 宇宙関連事業の一環としてJAXA・国立天文台見学ツアーを実施しました。30名の定員を大幅に上回る応募があったため、落選された方を対象に野辺山宇宙電波観測所見学ツアーを実施しました。引き続き、子どもたちに宇宙への興味を深めてもらう実施内容等を検討していきます。 (エ) 宇宙について子どもから大人まで興味・関心を深めてもらう機会として、会津大学准教授の寺菌淳也氏による講演会を開催し、95人が参加しました。 (オ) 宇宙関連事業として、コズミックカレッジを昨年度の2回から今年度4回と開催回数を増やして実施しました。 (カ) 令和2年度からプログラミング教育が必修化することを踏まえ、新たに親子プログラミング教室を3回開催しました。 *5PFI：プライベートファイナンスイニシアティブ（Private Finance Initiative）公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法	評価 A

3 特記すべき事項

中信地区3市5村と県教育委員会が立ち上げた旧第11通学校高等学校教育懇談会のように、様々な立場の方の多様な意見を調整する事業は、今後も重要性を増していきます。 また、新型コロナウイルスの脅威等、危機管理面では子どもたちの健康や学びを守るために、スピード感のある方針決定なども重要になっています。 今後も市長部局をはじめ、様々な機関や広く市民との協働を有効に実施できる環境づくりに努めます。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 社会の変化に対応する、これからの教育のあり方の協議 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校などで、ICTの問題に直面せざるを得なくなりました。今回のケースをきっかけに、社会の変化を予想して新しい教育のあり方について、常に研究し備えてください。 (イ) 特色ある学校づくり（地域づくり）の学習会が、地域づくり部との連携で進んだことは部局の縦割りを越えた良い取組みです。さらに連携を深めたり、他の事業についても積極的に多様な視点を取り入れるようにしてください。

	(ウ) 高校改革の懇話会について、高校無償化が進む中、私立高校が独自に魅力を高め、公立高校の特色が失われつつあると感じます。どの学校を残す、どの学校を統合するといった話だけではなく、どのような学校にするかという、学校ごとの特色や教育内容を高める議論をお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 令和２年度から３年度にかけて、第３次松本市教育振興基本計画の策定を予定しています。計画策定にあたっては、社会潮流や、国、県の教育施策の動向の整理やアンケート調査などを実施し、これからの松本市に必要な教育振興の方向性や施策を検討します。その中で、社会の変化に対応した教育のあり方なども研究や意見交換を行います。 (イ) 部局横断の連携による事業推進については継続するとともに、拡充も視野に検討を進めます。 (ウ) 懇話会に地域ごとの研究部会を設け、特色ある高等学校について考えるなど、地域の高校の総合的な将来像について議論を深めるよう、関係機関と調整していきます。
(2)	市民と共に教育問題を考える場づくり ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 「地区の皆さんと語る会」「学校訪問」、時間の許す限り多くの地域での開催をお願いします。また、現状では、地区の役員さんとの懇談になっているように見えます。地域の特色を生かした話し合いも大切ですが、多くの世代の方が気軽に参加できるような雰囲気作り、テーマ設定など、教育政策課や地区公民館からの周知の手法を検討してください。 (イ) スマホの使い方についてなど、学校だけでは対応しきれない課題を、保護者や地域も協力して考える機会を引き続き増やしてください。特にスマホの使い方については、大人も確認と学びの場を持ち、正しく使いながら子どもたちを守るために、学校・地域・保護者が連携してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行いながら、多くの方との意見交換ができるような環境づくりを検討していきます。また、様々な世代の方が参加できるような周知方法や進行方法を検討します。
(3)	学都松本の推進 ア 社会教育委員による評価意見 様々な学びを深めたり、興味を持つきっかけになる、「学都松本・教育１００年を語る会」を継続してください。その際には、新しい層の参加を促すような試みも検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 新しい生活様式に対応しながら、学都松本・教育１００年を語る会を継続します。三密回避策としてオンライン配信等も企画し、新規参加者の取り込みに活用します。
(4)	海洋教育パイオニアスクールプログラム ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 特色ある学校作りを目指す一環として、海洋教育パイオニアスクールプログラムに取組んだことは素晴らしい挑戦だと思います。休校が長引いた今年の状況では大変だと思いますが、できることを継続してください。 (イ) 松本らしい海洋教育として、海はただ広いだけでなく、故郷の川や森とつながっている身近な物なのだと思うような子どもたちを育ててください。また、実践校からの発表を聞く場を設け、市民の認識や他校への拡大を図ってください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 臨時休校の影響等もあり、モデル校毎に無理のない範囲で、地域の特色を生かした活動ができるようにきめ細やかな支援を行います。また、様々な媒体を通じて実践成果を周知し、モデル校の拡大につなげます。

(5) 新科学館整備事業 ア 社会教育委員による評価意見 新科学館整備事業、ただ展示を見るだけでなく、科学を楽しんで体験できる、夢のある科学館として実現してください。市民や市長部局との協働を有効に実施できる環境づくりに努め、早期に実現をお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 改修方針について検討し、整備内容について、庁内の合意形成を図ります。
(6) 重点目標以外 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 三密を意識しての学習や部活動など、学校の教職員や子どもたちに大変なストレスが生じています。教育現場に適切なフォローをお願いします。 (イ) 「社会の変化に対応する教育のあり方」「学都松本の推進」「生きる力」「体験することによる学びの楽しさ」継続して進め、さらに充実を図ってください。 (ウ) 松本市教育振興基本計画に掲げる目標実現にむけた「これからの教育のあり方」の土台となる「これからの時代を生きる子どもたちに必要な力」についての具体像を考える場が欲しいです。SDGs、Society 5.0等、松本市の取組みの重点を多くの人が意見交換できる場を検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 教育行政の総合的な調整課として、学校教育や社会教育を困難な状況下でも健全に、そして確実に推進できるよう最新の情報収集や制度の研究を行い各課と共有していきます。 (イ) 引き続き松本市教育振興基本計画に基づき、各施策を進めるとともに、さらなる充実を図ります。 (ウ) 第3次教育振興基本計画策定の中で、具体像について学習会や意見交換の場を設けることなどを検討するとともに、計画策定後も目標の実現に向け、あらゆる機会を捉え計画の周知に努めます。また、コミュニティスクールの取組みでは、地域で育てたい子どもの姿を、学校と家庭・地域が熟議することとしており、こうした地域活動の場での意見交換を、より一層活性化するよう研究します。

Ⅲ－２ 学校教育課

1 事務事業の概要

児童生徒がより良い環境の中で学校生活をおくることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、空調設備の設置、施設の適切な維持管理、ＩＣＴ機器を含む校用・教材備品の整備等により、教育施設の整備充実を進めます。

また、就学援助事業など子どもの就学全般にわたる事務事業を進めるとともに、児童生徒や教職員の適切な健康管理や学びを支援する学校図書館の充実に取り組みます。

2 令和元年度における重点目標

(1) 小中学校施設整備事業（継続）

ア 内容

教育環境の改善を図る長寿命化改修事業、教室等の非構造部材の落下防止対策を行う地震防災緊急事業などを計画的に進めます。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 長寿命化改修事業は、国の「インフラ長寿命化計画」を踏まえ、学校施設の構造体の耐久化とインフラ整備の更新を進めるための学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。
- (イ) 地震防災緊急事業では、平成２８年度に調査設計を行った小学校１２校、中学校７校において教室等の非構造部材の耐震化工事を行います。

ウ 自己評価（成果・課題）

- (ア) 長寿命化改修事業の他、改築及び解体予定校を含めた全体計画の中で、優先度や本市の公共施設再配置計画を踏まえた、再検討を行いました。
- (イ) 地震防災緊急事業では予定どおり、小学校１２校、中学校７校を完了しました。今後も引き続き残りの小学校１３校、中学校８校において教室等の非構造部材の耐震化工事に取り組みます。

評価
B

(2) 空調設備整備事業（新規）

ア 内容

子どもたちの夏季における教育環境を改善し、また、教職員の労働環境改善のため、空調設備を設置します。

イ 具体的な進め方等

冷涼な山間地域の学校を除く市内全小中学校で、下記の方針により順次設置します。

- (ア) 小学校は、１・２年生の普通教室、特別支援教室、図書室、音楽室、パソコン室、職員室に空調設備を設置します。
- (イ) 中学校は、図書室、音楽室、職員室に空調設備を設置します。
２０２０年以降も、国補助金等の動向を見極め、財源確保に努めながら順次設置教室の拡大を検討していきます。

ウ 自己評価（成果・課題）

令和元年度予定していた工事は、計画どおり完了しました。
今後は、国の令和元年度の補正予算を活用し、未設置である普通教室（小学校３～６年生、中学校１～３年生）及び特別教室（理科室、美術室、家庭科室、技術室等）への設置を計画しており、令和２年度中の完成を目指すものです。

評価
A

(3) 要保護・準要保護児童生徒への就学援助制度事業（継続）

ア 内容

経済的理由により就学が困難な児童生徒が、等しく教育を受けられるよう、教育費の一部を援助します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 就学困難な小中学生に、学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費を支給します。
- (イ) 小学校１年生に支給する新入学用品費については、入学前に受け取ることができるよう、引き続き希望者には３月に前倒しで支給を行います。

ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 小学校1, 497名、中学校937名の方に各種援助費を支給しました。 (イ) 平成30年度に引き続き、新たに小学校に入学される方の内、希望者には入学前の3月に前倒して新入学用品費を支給しました。また、新入学用品費の支給単価を小学校・中学校ともに10,000円増額しました。 (ウ) 令和2年度、国の要保護児童生徒援助費補助金の額が更に増額される予定ですので、準要保護児童生徒への補助額も増額を検討していきます。	評価 A
(4) 児童生徒の読書に親しむ環境整備の推進（継続）	
ア 内容 学校司書の専門的知識・技能等の向上により、学校図書館を充実させて児童生徒が読書に親しむ環境づくりを行います。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 学校司書の内部研修や外部講師を招いた研修を通して司書の資質と意識の向上を図り、学校図書館の充実につなげます。 (イ) 小中学校の図書資料の適切な更新を図るとともに、公共図書館や地域との連携により、児童生徒の読書活動を支援します。	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 学校図書館の果たす役割や司書教諭との協働をテーマにした外部講師による研修や、身近な課題を数人のグループごとに研究し情報交換する内部研修など年間10回の研修を行いました。 (イ) 文部科学省が定める蔵書の整備目標「学校図書館図書標準」を基に、蔵書の更新を計画的に行い図書館資料の充実を図るとともに、公立図書館司書との連携や公立図書館が行っている団体貸出図書や子ども読書カード等を活用し、児童生徒の学習環境を整えました。	評価 A

3 特記すべき事項

国の令和元年度補正予算において、児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワーク整備を内容とするGIGAスクール構想の実現に向けた補助金が計上されたことから、本市においても児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、当該補助金を活用して小中学校のICT環境整備を更に進めることとしました。 将来的な1人1台端末整備を踏まえ、まずは学校内の通信環境の増強を図ることを目指して取り組みます。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 空調設備整備事業	
ア 社会教育委員による評価意見 (ア) エアコン設置は、予算の関係（国の補助金）もあると思いますが、早期の完了をお願いします。また、設置後は熱中症などから子どもたちの命を守るために、適切に利用できるようにしてください。 (イ) エアコンの設置が今夏に間に合わないなかで、夏休みの短縮も決まりました。子どもたちが少しでも快適に学習できる環境整備の代替案を検討してください。スポットクーラー等の購入が困難であればリースを検討するなど、できる限り対応してください。	
イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) エアコン設置工事は、平日放課後及び休日を中心に実施し、年度内の早い時期に設置できるよう取り組んでいます。また、適切な利用ができるよう令和元年度にマニュアルを作成し、弾力的に運用できるよう広報済ですが、必要に応じて改めて周知します。 (イ) 代替案の検討については、各学校にアンケートを実施したうえで、エアコン整備完了以降も無駄にならないという選定基準により、扇風機やサーキュレーターの拡充、ミストシャワーや日除けの設置等、また、熱中症対策として、繰り返し涼をとることができるクールタオルを全児童生徒・教職員へ配布しました。各校への熱中症指数計	

	の配備とあわせ、エアコン整備済教室の臨時活用も組み合わせた複合的な対策を、市教育委員会と学校現場の双方で取り組みます。
(2) 児童生徒の読書に親しむ環境整備の推進	ア 社会教育委員による評価意見 学校司書の研修等は順調に実施されているようですが、司書の方が自分のやりたいことを実現できるなど、仕事へのモチベーションが上がるような環境づくりも学校職員全体で取り組んでください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 令和２年度の学校司書研修計画において、松本市校長会図書館教育委員会と合同の研修会を予定しています。学校司書と司書教諭が連携しやすい環境を整えることを目的に新たに開催するもので、今後も司書教諭や担任、専科教員等との連携が深められるよう取り組みます。
(3) 重点目標以外	ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 通信ネットワークを活用した授業の必要性を知った今、市内全校にＩＣＴ環境整備を目指して、できるだけ多くの補助金獲得を視野に、スピード感をもって推進してください。 (イ) ＩＣＴ環境の整備について、学校だけでなく各家庭にネットワーク環境が整備されることも重要な課題だと思います。地区公民館などにネットワーク環境や端末を整備し、家庭でリモート授業を実施できない子どもに活用してもらう等の連携も検討してください。 (ウ) 新型コロナウイルス感染症等が、今後も流行する危険性が高い中で、近年頻発する地震や局地的な大雨による災害時に、新しい生活様式に対応した避難訓練、避難生活の心構え、学校生活の仕方等の学習が重要です。そのために耐震工事の完了や避難所必要物品を再検討するなど、地域の核となる環境整備を進めてください。 (エ) 防災教育、環境教育等、危機管理にむけた学習に、学校と地域が連携して取り組んでください。そのために幼保小中連携や地域連携等の情報をまとめて、できることなどを学校に伝える、学校が望むことを地域に伝える取り組みを検討してください。コミュニティスクール事業との連携が情報共有に活用できることも考えられます。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 市内全校にＩＣＴ環境整備を目指して、令和２年度内に１人１台端末整備をはじめ、モバイルＷｉ-Ｆｉルーターの整備、遠隔授業設備（マイク、カメラ）整備、ＧＩＧＡスクールサポーターの配置等を計画しており、速やかに取り組んでいきます。 (イ) 家庭でリモート授業等を実施できない子どもに活用してもらう想定で、モバイルＷｉ-Ｆｉルーターの整備を予定していますが、万が一に備えて地区公民館に整備されている公共Ｗｉ-Ｆｉの活用についても検討を進めます。 (ウ) 新しい生活様式に対応した避難訓練等については、関係課と連携しながら進めていきます。また、現在取り組んでいる非構造部材の耐震化工事は、令和２年度工事をもって終了予定ですが、引き続き地域の核となり得る、環境整備に向けた防災機能強化等の検討をしていきます。 (エ) 生涯学習課や学校指導課等、関係する各課と連携し、必要な情報提供に努めます。

Ⅲ－３ 学校指導課

1 事務事業の概要

めざす子ども像「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」に向け、「健やかな体づくり」、「豊かな心の育成」、「確かな学力の向上」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組むとともに、引き続き「家庭・地域と学校及び幼保小中の連携推進」のため、指導主事による学校訪問で現状把握に努め、課題解決に向けた取組みを進めます。

2 令和元年度における重点目標

(1) 特別支援教育推進事業（継続）

ア 内容

(ア) インクルーシブ教育推進事業

障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組みをつくるため、松本市特別支援教育推進協議会において、松本市で導入可能な施策を検討し教育委員会へ提言します。

(イ) 幼保から小学校・中学校への連携の推進

一人ひとりの児童生徒の教育環境を整えることを目指して、幼保小中間の情報共有と課題解決に向けた協力体制の確立を推進します。

(ウ) 学びの場の見直し

特別支援学校や特別支援学級で学ぶ多様な児童生徒のニーズに応じていくために、学校現場と共に考えながら、特別支援学校から一般校特別支援学級へ、また特別支援学級から普通学級への学びの場の見直しを柔軟に進めていきます。

イ 具体的な進め方等

(ア) インクルーシブ教育推進事業

- ・ 国の方針を受け、松本市におけるインクルーシブ教育の方向性をまとめ教育委員会に提言
- ・ 副学籍^{*6}・県立特別支援学校分教室導入に向けた課題を検討
- ・ 県教委主催、松本養護学校あり方検討委員会（仮称）への参加
- ・ 特別支援教育関係機関の連携強化と教職員の力量向上に向けた研修会を実施

(イ) 幼保から小学校・中学校への連携の推進

- ・ 小学校教職員の積極的な幼稚園・保育園訪問を推進。（校長会や教頭会、特別支援教育コーディネーター連絡会で働きかける。）
- ・ 特別な支援が必要な児童生徒情報をこども部等と定期的に共有
- ・ 特別な支援が必要な児童生徒及び保護者について、あるぷキッズ支援室と連携して支援
- ・ 市教委の学校訪問に合わせた幼保小中職員相互の参観や懇談を実施し、情報交換ができる場を設定

(ウ) 学びの場の見直し

- ・ 校長会、園長会、特別支援教育コーディネーター連絡会で柔軟な学びの場の見直しの必要性を周知
- ・ 該当児童生徒の学びの実態を把握するために、指導主事の授業参観及び指導主事を交えた支援会議を実施

^{*6}副学籍：特別支援学校に通う子が、居住地の小中学校でも学ぶ仕組み

ウ 自己評価（成果・課題）

(ア) インクルーシブ教育推進事業

【成果】

- a 松本市特別支援教育推進協議会を2回開催し、松本市におけるインクルーシブ教育のあり方について専門家の意見を聞きながら、以下の点を中心に総合的に検討しました。
 - ・ 発達障害の児童生徒や支援者への一元的な相談支援体制の構築について
 - ・ 副学籍制度の適切な活用のある方について
 - ・ 教職員への研修のある方について
- b 副学籍制度の導入に向けて、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者に希望アンケートを取り、交流学习に向けて副学籍校との個別打ち合わせ会を開催

評価
A

	し、具体的な交流のあり方について共有しました。 c 校長会と連携し、特別支援教育コーディネーター等連絡会において研修を充実させました。中心講師として本田秀夫氏を招き、発達障害児支援における地域連携や保護者支援のあり方について研修を実施した他、特別支援学校や大学教授、医師を講師に招き、年8回の全体研修とブロック研修を行いました。 d 松本養護学校基本方針検討懇談会（全4回）に出席し、「新松本養護学校ビジョン」の検討を通して、個々に応じた副学籍交流のあり方や分教室設置に向けての必要性や課題について共有しました。 【課題及び令和2年度の方針性】 a 松本市におけるインクルーシブ教育の方針について教育委員会への提言を行うため、松本市特別支援教育連携協議会において継続して検討を行います。 b 副学籍制度の適切な運用に向けて、校長会や園長会、こども福祉課や保育課と連携し、市民をはじめ関係者への周知を進めます。 c 新しい特別支援学校のあり方や分教室の設置、肢体不自由学級の設置について、県教委や学校教育課、保育課等の関係課、関係校と検討を進めます。 (イ) 幼保から小学校・中学校への連携の推進 【成果】 a こども部あるぷキッズ支援室や保育課及び市内関係機関（特別支援学校、医療機関、福祉関係施設他）と、特別な支援を必要とする児童生徒の情報共有のための連絡会を定期的に開催したことにより、スムーズな来入児の受入れに向けた園訪問、早期の対策会議の設定等につながりました。 b あるぷキッズ支援室教育相談員、中信教育事務所指導主事、特別支援学校教育相談との連携により、全小中学校の特別支援学級を参観し、児童生徒への支援状況の把握と生活単元学習や自立活動の充実に向けての指導を行いました。 【課題及び令和2年度の方針性】 さらなる情報共有や連携に向け、定期的な連絡会や関係者会議の開催とともに、より個別のケースにおける情報共有のあり方について検討を重ねます。 (ウ) 学びの場の見直しの推進 【成果】 a 児童生徒一人ひとりの適切な学びの場について松本市心身障害児就学支援委員会において判断（年7回開催、412件）しました。 b スムーズな教育相談と学びの場の見直しの推進に向け、年中児向けの就学ガイダンスを実施しました。（市立全園と希望する私立園 計57園） c 学びの場の見直しについて、校長会・園長会・特別支援教育コーディネーター連絡会で呼びかけ、多くの見直しが行われました。 ・ 特別支援学校から一般校特別支援学級への見直し1人 ・ 特別支援学級から通常クラスへの見直し15人（R2年度当初変更予定も含んだ見込み） 【課題及び令和2年度の方針性】 早期から専門的な教育を受け、自ら対応する力を養ってきた児童生徒は、将来的な自立に向けて学びの場を柔軟に見直すことが重要です。引き続き、一人ひとりの児童生徒の学びの場について、学校へ見直しに向けての助言をします。また、保育課やあるぷキッズ支援室と連携しての就学ガイダンス（年中児保護者対象）を通し、早期からの特別支援教育や学びの場の見直しへの啓発を進めます。	
(2) 学力・体力向上事業（継続）		
	ア 内容 (ア) 学力向上 学力担当指導主事による学校訪問や、研究主任、各種担当職員対象の研修会を通して、授業づくりにおける教職員の悩みや相談、学校別の研究推進に関わる内容について	

て助言、支援を継続的に行います。また、市立学校教職員研修を推進し、新学習指導要領で目指す学びに向けた授業改善を図ります。 (イ) 体力向上 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果をもとに各校に体力向上等のための具体策への取組みを促します。また、元気アップ体操の定着を図ります。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 学力向上 ・ 学力担当指導主事の学校訪問により、新学習指導要領移行期間、全面実施における「主体的・対話的で深い学び」の実現を意識した授業改善への助言、支援を実施 ・ 各校の主体的な研究推進に資する年3回の研究主任等を対象とした研修会を、中信教育事務所との共催で実施（教職員の負担軽減のため平成30年度から中信教育事務所と合同開催） ・ 子どもと教職員との関わり方について学ぶ機会として、講師による講演会を1回、学校訪問指導を5回実施し、平成27年度から10年間で市内全小中学校を訪問予定 ・ 全国学力・学習状況調査の結果及び、新学習指導要領の実施・移行期間を受けて、市教育委員会の主催で、「令和2年度に向けた『総合的な学習の時間』及び『特別活動』『道徳』全体計画等作成研修会」を令和2年2月に実施 (イ) 体力向上 ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を受け、体力向上プランによる各校の取組み情報を収集、共有し、活用を促進 ・ 「まつもと元気アップ体操」（着座バージョン含む）の更なる定着化	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 学力向上 【成果】 a 学力担当指導主事による学校訪問を小学校19回、中学校32回、計51回実施し、外国語（活動）、算数・数学、総合的な学習の時間を中心に、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業構築のあり方について研修しました。 b 年3回の研究主任を対象とした研修会では、中学校（総合的な学習の時間）の実践発表、学力担当指導主事による学校訪問から見てきた成果と課題の報告、全国学力・学習状況調査及びPISA調査2018の結果や考察、授業改善に向けた一提案について発表し、多くの先生方から肯定的な反応をいただきました。 c 中心講師による講演会については、年度当初1回を予定していましたが、講師の都合により中止となりました。学校訪問指導は年間5回、計6校（旭町小・明善小・大野川小・山辺中・大野川中・会田中）実施し、公開授業、授業者や研究主任に対する指導や助言、全職員を対象にした講演会を行いました。講演会では、子どもと教師とのつながりをテーマに、教職員同士で意見交換を行いました。 d 2月6日（木）に「R2年度に向けた小学校年間指導計画＋総合全体計画研修会」を中信教育事務所と共催し、参加者の声として「4月からの全面実施に向けて具体的なアドバイスをいただけた」と高評価でした。 【課題及び令和2年度の方向】 令和2年度は、小学校で新学習指導要領が全面実施され、中学校では最終準備期間の1年となります。教育現場での悩みに対する支援を継続していくとともに、子どもの視点に立ち、目指す教育課程のあり方についてサポートしていく必要があります。市立学校教職員研修をはじめ、指導主事による学校訪問を通して、具体的な指導や助言に努めます。 (イ) 体力向上 【成果】 a 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ・ 平成30年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果をもとに、	評価 A

	それぞれの学校の令和元年度「体力向上プラン」の作成を促し、全小中学校の体力向上についての課題や推進計画を把握しました。 b まつもと元気アップ体操 ・ 第3回松本マラソンで、ファミリーランの準備体操として実施しました。 ・ 地域に出向いて指導する「出前講座」を3回実施しました。また、依頼のあった小学校と公民館へDVDを配布するなど周知を図りました。 【課題及び令和2年度の方角性】 a 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ・ 令和元年度も「反復横跳び」「シャトルラン」に課題がありました。敏捷性や疾走能力といった力をつける指導が必要です。令和2年度は、松本山雅スポーツクラブと連携し、各中学校で生徒を対象にしたフィジカルトレーニングの指導を実施し、意識や技能の向上を図ります。 b まつもと元気アップ体操 ・ 学校や地域の方への出前講座を継続して実施し、周知を図ります。また、「松本マラソン」での、ファミリーランの準備体操を総合型地域スポーツクラブと連携して行うなど、地域での活性化を図る取組みも進めていきます。
(3) いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進（継続）	
	ア 内容 (7) いじめ防止対策 「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめ（SNS、スマホトラブルを含む）や体罰のない学校づくりを進めます。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援を進めます。
	イ 具体的な進め方等 (7) いじめ防止対策 a こども部と連携した「子どもの権利に関する条例」の学習を推進 b 定期的な「いじめ・体罰等の実態調査」の実施による、各校のいじめの認知や対応状況等を継続的に把握 c SNSやスマホでのトラブルについて、「いじめ・体罰等の実態調査」での調査を継続すると共に校長会と連携した取組みを実施 d 令和元年度より「いじめ・体罰等の実態調査」アンケートに自由記述欄を設けることで、学校外でおきている、例えば虐待のような事案についても認知、早期の対応を推進 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 a 毎月実施する「不登校児童生徒に関わる実態調査」及び不登校支援アドバイザーの学校訪問を通して、各学校の様子や不登校の状況を把握し、こども部とも連携しながら助言や支援を実施 b 自立支援教員に係わる取組み ・ 不登校傾向の児童生徒や引きこもっている児童生徒、保護者とつながり、登校支援や学習支援を継続的に実施 ・ 自立支援教員の孤立化を防ぎ、支援の充実を図るため、日常的に連携可能な体制づくりを推進 ・ 年4回研修会を実施し、支援の方角性等について互いに検討する機会を設定 ・ 学校間連絡を密に取りながら、中学卒業後の進路状況を共有し、中学卒業後も視野に入れた支援を推進 c 中間教室について、学校に行きづらい子どもたちの居場所であることの認知を促進すると共に、社会で生きていく力を育む場であることを学校や保護者に周知

ウ 自己評価（成果・課題） (ア) いじめ防止対策 【成果】 - a 本市生徒指導主事会や本市いじめ問題対策調査委員会で、子どもの権利に関する条例を基に、いじめ発生時のガイドラインや対応について周知を図りました。 - b 2カ月毎に「いじめ・体罰等の実態調査」を全小中学校で実施し、いじめの認知学校数や件数、児童生徒の状況や今後の対応について、集計した調査結果を報告し、情報共有しました。 - c 実態調査にある「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」調査項目に注視しながら、現状や対応について、校長会や教頭会で報告しました。 - d 令和元年度より新たに設けた自由記述欄では、家庭のことや友だちのことなど、具体的に困っている状況などが数件挙げられたため、早期に対応することができました。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 【成果】 - a 毎月「不登校児童生徒に関わる調査」を実施し、子どもの様子について、学校と市教委、関係機関内で、情報共有や支援会議の資料として活用しました。また、不登校支援アドバイザーによる学校訪問を通して、子どもの実態や教職員の対応について把握し、具体的な助言や対応に当たりました。 - b 自立支援教員は、欠席しがちな子どもを通室につなげたり、家庭に引きこもりがちな子どもとのパイプ役を担ったりするなど、学級担任のサポートを継続的に行いました。 - c 「子どもなんでも相談」チラシを全小中学校、関係機関に配布し、相談場所や受け入れ先としての中間教室について、保護者に周知を図りました。 【課題及び令和2年度の方向】 近年、いじめや不登校の背景や要因の一つに、「SNS」や「ゲーム依存症」に係る事案が多く挙げられています。また、これらは本人の生活面や健康などへの影響も心配されます。しかし、この課題は、学校の外で起きていることが多く、直接的な支援が難しいのが現状です。今後も、教育文化センター、こども部、医療機関等と連携をとりながら、本人や家庭に向けて啓発活動に努めるとともに、早期対応のための相談しやすい体制づくり等を検討します。	評価 B
(4) 家庭・地域と学校の連携推進（コミュニティスクール事業を活用した連携の推進）（継続）	
ア 内容 松本版コミュニティスクールを核として、学校・家庭・地域が育てたい子どもの姿を共有し、連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を目指します。 イ 具体的な進め方等 ・ 学校訪問で各学校の取組状況を収集し、学校における取組みの活性化を推進 ・ 学校、家庭、地域合同の研修会を開催し、松本版コミュニティスクールの現状と課題、今後の取組み等を周知。また、「社会に開かれた教育課程」を実施するにあたり、総合的な学習の時間の事例等紹介 ・ 学校運営委員会の充実を図るため、運営委員会に出席し現状を把握する。広めたい事例等は、「学校指導課だより」で発信していく。 ・ 生涯学習課と連携し、地域と学校が連携した取組みができる方策を研究 ・ 鉢盛中学校をモデル校として、コミュニティスクール統括コーディネーターを配置し、複数地区と学校の連携を図り、運営にかかわる教頭の事務補助を実施	
ウ 自己評価（成果・課題） 【成果】 ・ コミュニティスクール研修会を開催し、学校、家庭、地域の関係者121名の参加者がありました。学校と家庭、地域が思いや願いを共有しながら、一体となって	評価 A

	取組みができるような運営委員会の重要性を確認しました。また、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」についても地域の関係者へ情報提供しました。 ・ 明善中学校の総合的な学習の時間について、学校と地域で授業のあり方を検討しました。令和2年度も「地域とともにある学校づくり」の先進事例として地域の社会教育基盤の上で、総合的な学習の時間の展開を進めます。また、学校内に地域の方が利用できる「地域サロン」の計画も検討しました。 ・ 鎌田中学校で愛知県長久手市からの視察受入れを行い、生徒が異学年でグループを作り主体的に地域課題を解決するという取組みについて発信しました。 ・ 学校指導課と生涯学習課だけでなく、地域づくり課も含め、広く連携した取組みができるよう体制づくりを進めました。 ・ コミュニティスクール統括コーディネーターモデル校の鉢盛中学校の取組みは、引き続き研究と他地区への発展を推進します。 【課題及び令和2年度の方針性】 明善中学校の運営委員会等に関わり、コミュニティスクール研修会などを通じて様々な立場の関係者へ、複数地区に関わる運営委員会実践事例として周知します。	
(5) 教員の負担軽減（継続）		
ア	内容 教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、本来の教育活動を十分行えるような環境整備の確保を進めます。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 市費教員・職員の適切な配置 （中学校学力向上推進教員、山間小規模校中学校学力向上推進教員、複式学級対応教員、自立支援教員、特別支援教育支援員、日本語教育支援員、不登校支援アドバイザー、中間教室適応指導員、スクールソーシャルワーカー、ALT、通訳・翻訳、あるぷキッズ教育相談員（こども部併任）） (イ) 夏休み中の学校閉庁日の実施（令和元年8月10日～8月16日 7日間） 平成30年度の3日間から1週間へ延長 (ウ) 部活動指導員の導入の推進 平成30年度 10月より8校11人の配置 令和元年度は、8校12人の配置予定 (エ) スクールロイヤー^{*7}の設置検討 (オ) 市費による授業以外の諸業務を補助的に行うスクールサポートスタッフ設置検討 (カ) タイムカード、留守番電話の導入等その他の環境整備について検討 (キ) 「松本市における教職員の働き方改革の指針」に基づき負担の軽減を図ります。 ^{*7}スクールロイヤー制度：児童生徒間のトラブルや保護者対応において学校長等が法的な立場から弁護士にアドバイスを求める制度。弁護士による保護者への直接対応はしない。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 市費教員の適切な配置に努めました。現在、各学校で特別な支援を必要とするお子さんが増えてきている状況があるため、特別支援教育支援員の増員の必要があると考えます。 (イ) 学校閉庁日について、令和元年度は7日間に延長し、教職員が夏季休業中休みを取りやすい環境づくりを行いました。令和2年度は、さらに2日間増やして9日間とし、より一層、教職員の職場環境の整備に努めます。 (ウ) 部活動指導員を、8校に9人配置し、部活動顧問の負担軽減を図りました。 (エ) 11月からスクールロイヤーを試験的に導入し、2月までに11件の相談がありました。法的な根拠等の助言を受けることにより、教員の多忙や精神的負担の軽減につなげました。 【令和2年度の方針性】 ・ スクールロイヤーの本格的運用を開始します。 ・ 各小中学校に留守番電話を導入し、効率的に活用することで、教職員の長時間労働解消に努めます。	評価 A

(6) 中学生運動部活動改革プラン（新規）

ア 内容

平成30年度スポーツ庁の委託を受けて実施した「運動部活動改革プラン」のアンケート等調査結果や、研究・協議を行った成果を、松本市での継続的な実践へつなげるため研究を行うものです。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 持続可能な運動部活動の体系検討
 - ・ 競技力向上、楽しく体を動かす等生徒の部活ニーズの多様化に対応する体系検討
 - ・ 部活動指導ができる地域アスリートを、派遣できるような仕組みづくりの検討
 - ・ 合同部活動（複数校の合同チーム）の必要性、あり方の研究
- (イ) 山雅版サッカーカリキュラム（平成30年度運動部活動改革プラン研究成果）の活用方法検討及び実施

中学校に松本山雅の作成したカリキュラムを配布。校長会、教頭会で説明し活用を促す。年度末に実施状況の調査実施

ウ 自己評価（成果・課題）

【成果】

- (ア) 持続可能な運動部活動の体系検討
 - ・ 見識者、学校関係者、体育協会、スポーツ推進課などで組織する検討委員会で持続可能な運動部活動の体系作りを協議しました。また、実践と検証には民間シンクタンクに業務委託を行い、効果的な体系作りの基礎データを得ることができました。
 - ・ 松本山雅フィジカルトレーニングコーチが運動の基礎となる、体づくりの専門的指導を行う合同基礎部活（フィジカルトレーニング）について検証しました。様々な運動部が合同で、専門的で高度な指導を受けることができ、実践校から高評価を得ることができました。今後も体力向上、顧問教員の負担軽減、多様なニーズ対応といった側面から成果を検証します。
 - ・ 松本山雅カリキュラム普及のための教員向け研修会
「競技力向上」、「ゆる部活」といった多様なニーズに対応する部活動の研修会を開催しました。
- (イ) サッカー以外の種目への地域アスリート派遣の実証研究
 - ・ 松本市体育協会の協力によりモデル校3校（菅野中、女鳥羽中、丸の内中）へ、バレーボール、バスケットボール、陸上の地域アスリートを派遣しました。生徒たちの技能向上について顧問をサポートし、部活動現場の指導を支援することができました。

【課題及び令和2年度の方針性】

- ・ 地域アスリート派遣の有用性は確認できましたが、部活動の時間帯に指導できる人材の確保が課題として明らかになりました。今後は松本市体育協会等と連携し指導ができる人材育成、地元大学生の活用なども検討します。

評価
B

3 特記すべき事項

台湾高雄市との交流事業

台湾高雄市と交わされた「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」に基づき、次代を担う中学生の国際感覚の醸成を目的として、交流事業を実施しました。

【内容】

- ・ 高雄市立龍華国民中学校の訪問受入れ 令和元年5月24日（金）
龍華国民中学校の生徒等35名が旭町中学校を訪問し、給食交流やスポーツを通じた交流を実施しました。
- ・ 松本市教育訪問団の台湾高雄市訪問 令和2年1月6日（月）～10日（金）
松本市側交流モデル校5校（旭町中、鎌田中、松島中、開成中、波田中）の代表生徒を主とした松本市教育訪問団26名が高雄市を訪問し、中学校において生徒同士が英語を用いた交流事業を実施しました。

【成果】

交流事業を実施した中学校の生徒から「英語をもっと学びたいと思った」、「将来、外国の方と関わる仕事に就きたい」等の感想をいただき、事業の目的である国際感覚の醸成を図ることができました。

その他、青少年の国際感覚の醸成を目的に、グリーンデルワルト村との中学生ホームステイ事業も実施しました。双方の生徒にとって、互いの国の文化を知り、国際感覚の醸成を促進することが期待できるため、今後は教育委員会以外との連携も含め、安全で効率的な実施体制等を検討していきます。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 特別支援教育推進事業

ア 社会教育委員による評価意見

- (ア) インクルーシブ教育推進事業は、幼保～小中への連携、学びの場の見直しの取組み等、他課との連携を図り成果が出ていると思います。また、副学籍制度の導入、地域連携、保護者支援のあり方等の研修なども積極的に取り組む姿勢を継続して、今後に生かしてください。特に副学籍は、将来においても非常に重要な試みと思われます。短期的な成果だけではなく、長期的な見通しをもって継続的に取り組んでください。
- (イ) 特別支援に携わる教員の役割は大変重いものがあると思います。専門家との連携、各学校（幼保小中）と地域、家庭との情報共有により支援を進められる体制づくりを心掛けてください。
- (ウ) あるぷキッズ支援室との連携について、発達障害への支援だけではなく、他の支援を必要とする子どもたち（例えば弱視、肢体不自由、言語など）への支援も、専門家の増加など拡充して、松本らしい特別支援教育をアピールしてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

- (ア) 副学籍は、円滑な制度運営のため、長野県副学籍コーディネーターの配置を依頼します。今後も実践を重ね、成果と課題を各学校に紹介するなど、支援していきます。関係各課との連携、学びの場の見直しの推進、研修の充実等を引き続き進め、副学籍制度が地域の友達とつながる機会として定着することを目指します。
- (イ) 指導主事による特別支援教育に係る学校訪問で、特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりの学びの様子を参観し、個別の指導計画や教育支援計画を参照しながら、各専門機関との連携も含めた支援のあり方について、指導助言を重ねます。また、松本市特別支援教育コーディネーター連絡会において、連携マップ作成の研修を通して、本人や学校が持っている資源をどう支援に生かすかについて学ぶなど、連携による強固な支援体制づくりを目指します。
- (ウ) あるぷキッズ支援室については、こども部と連携しながら機能強化を進めるとともに、特別支援学校教育相談担当や通級指導教室担当等が相談窓口として利用できるような体制づくりについて、県とともに研究を進めます。引き続きその子にとって最適な学びの場や支援方法について、適切な指導助言ができるよう相談体制の強化を目指します。

(2) 学力・体力向上事業

ア 社会教育委員による評価意見

- (ア) 元気アップ体操について社会教育委員へ体操の指導をお願いします。今後どのように普及し定着させていくのか、他課との連携も含め一緒に考えたいです。
- (イ) 体力、運動能力の課題として、一部のデータでの判断から「〇〇の指導が必要」とするだけではなく、指導者の工夫や、子どもが楽しんで自主的に取組んでもらえるような方法で体力の向上を図ってください。
- (ウ) ICT環境というハード整備とともに、遠隔授業等を効果的に活用する授業づくりというソフト整備も重要です。今回のような新型コロナウイルスによる臨時休校に備えるだけでなく、不登校の子どもたちへの学習支援といった活用も検討してください。
- (エ) 新型コロナウイルスにより、大きく事業計画が修正されると思います。大幅に遅れた学習指導の取り戻しと同時に、児童生徒の体力復帰にも力を注いでください。

	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 元気アップ体操は、体力等に応じてストレッチ・ダンス・着座バージョンがあります。いろいろな世代の方々が楽しく運動できるきっかけになるように、様々な機会をとらえ周知していきます。 (イ) 体力・運動能力テストの数字は、個人の記録の伸びや学年による傾向を児童生徒本人に伝え、自分の体の成長を知り、自分に合った目標をもって楽しく運動できるように活用するなどの工夫を一層推進します。 また、県の補助事業である「小学校体育授業への協力者派遣」、「中学校運動部活動支援」等をより効果的に活用して各校の支援に取組みます。外部指導者を活用し、子どもたちが自主的に楽しみながら運動に取り組める工夫を今後も研究します。 (ウ) 遠隔授業運営支援として、ネット会議ツールの使い方や活用事例等の資料を配布したり、職員研修等で各学校の支援を実施します。 また、不登校の子どもと、ＩＣＴを活用して遠隔で双方向のやりとりを始めた学校もあります。今後も、不登校の子どもたちへの学習支援策の一つとして、活用することができるよう研究を進めます。 (エ) 夏期休業を短縮する等の取組みにより、年度内の学習計画を修正するとともに、再び臨時休業等があっても児童生徒の学びが継続するように、各学校で「学びの継続計画」を作成します。この計画は学力向上検討委員会等で、情報交換をしながらより良いものになるよう、指導助言を行います。また、運動不足による体力の低下が心配されますが、子どもたちの体力や健康状態、感染予防に考慮しながら、無理のないよう、慎重に進めていきます。
(3)	いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 「いじめ、体罰等の実態調査」は児童生徒の真の叫びと受け止め、全ての子どもを幸せに導いてください。特に「アンケート」に「自由記述欄」を設け、早期対応につながったのは、とても良い成果です。児童生徒からのＳＯＳを素早くキャッチできるよう、今後も続けてください。 (イ) 「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」といった問題は、子どもたちだけでなく社会全体の問題になっていると思われます。スマホの正しい使い方など、子どもたちはもちろん、保護者や、地域の方にも知ってもらう機会を増やしてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 「いじめ・体罰等の実態調査」のまとめを分析し、全市的な傾向や特徴的な事例等について、各校の生徒指導、生活指導担当教員との意見交換を通じて周知するなど、指導に活用します。自由記述欄の活用も引き続き行い、早期対応体制の更なる充実を図ります。 (イ) スマートフォンの使い方などメディアリテラシーに係る講演会を、毎年各校で実施していますが、中学校への携帯電話持ち込みが許可される見込みもあり、これまで以上に、心身の成長段階に合った正しい使い方を身につけていく必要があります。講演会を参観日に開催する等、保護者や地域の方にもメディアテラシーについて考えていただく機会を多くの学校で設けられるよう、助言や周知を検討します。
(4)	家庭・地域と学校の連携推進（コミュニティスクール事業を活用した連携の推進） ア 社会教育委員による評価意見 地域の子どもは地域で育てる、そして地域の子どもが地域で育つように、コミュニティスクールで異年齢交流（多世代や縦割りクラス）も取入れながら、より一層の推進をお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 生涯学習課の事業への協力、各小中学校の取組みの紹介、コミュニティスクール運営委員会への参加等の支援を一層推進していきます。

(5) 教員の負担軽減	ア 社会教育委員による評価意見 いじめは非常に些細な事から始まります。教員と児童生徒が向き合う時間を十分確保し、本来の教育活動が十分できるようになれば、その些細なきっかけにも気付けると思います。引き続き、環境整備や休暇を取りやすい環境づくりに取組んでください。特に新型コロナウイルスの影響で不規則な勤務も増えていると思います。周りを見渡し、何か気付いたら相談できる体制づくりをお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 各学校のニーズに応じ、自立支援教員、特別支援教育支援員等の市費教員、職員の適切な配置を今後も継続します。 また、スクールロイヤーや留守番電話の設置など、負担軽減策を積極的に導入して子どもと向き合う時間の確保に努めるとともに、地域や保護者への理解を進めるような周知・協力体制の構築を目指します。
(6) 中学生運動部活動改革プラン	ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 松本ならではの取組みとして、ウインタースポーツへのアスリート派遣も研究してください。 (イ) 少子化に伴い子どもたちの希望する部活が学校にない、人数が揃わず大会に参加できないなどのケースが増えています。（※自分の学校には野球部がなく、隣の学校にはあるなど。）子どもたちが自分のやりたい競技ができるよう、学校の枠を超えて合同部活動などの研究をお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 地域アスリート派遣の実践研究等は、中学校に設置されている部活動の中で、希望の多い運動種目から検討を始めています。様々な種目のアスリート派遣について継続してニーズ調査等を検討します。 (イ) 少子化が進む中、将来的に合同部活動の導入につながるよう、令和2年度は、松本山雅FCの協力を得て「拠点校部活動支援」の実証研究に取り組めます。
(7) 重点目標以外	ア 社会教育委員による評価意見 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、管理職のみならず全ての教職員にカリキュラムマネジメント^{*8}が求められています。学力向上、インクルーシブ教育、家庭地域との連携等々を総括しながら学校の取組みを見直していくカリキュラムマネジメントの研修等を企画してください イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 各校の学力向上担当教員が参加する学力向上検討委員会で、カリキュラムマネジメント研修を実施します。また、令和3年度からの新学習指導要領完全実施に向けて、総合・中学校年間計画等作成研修会も計画しています。 感染症拡大防止のため、多くの教職員が参加する研修会を実施することが難しい状況ですが、県教委の教職員研修の活用推進など、可能な限り多くの教職員が研修できるような環境づくりを、今後も研究します。 ^{*8}カリキュラムマネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと

Ⅲ－４ 学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、児童生徒へ安全で安心な給食を提供するとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通した食育に取り組めます。

また、施設老朽化の解消と学校給食費の公会計化へ向けた取組みを進めます。

2 令和元年度における重点目標

(1) 新学校給食センターの建設（継続）

ア	内容 西部、梓川及び波田学校給食センターの老朽化の解消と市内全体の給食提供の平準化のため、適正な規模、配置による新学校給食センターの建設に向けた取組みを進めます。	
イ	具体的な進め方等 平成３０年度に提出された給食のあり方研究会の提言書を参考に、令和元年度から基本計画の策定や用地取得、設計業務に順次着手し、新センター建設に向けた取組みを進めます。	
ウ	自己評価（成果・課題） 給食のあり方研究会からの提言や他市の例なども参考に、課内で基本構想を検討しましたが、建設場所など具体性に欠け、庁内での検討に至っていません。 今後、建設候補地の選定を早急に進めながら、より具体的な整備方針の策定を進めます。	評価 Ｃ

(2) アレルギー対応食提供事業（継続）

ア 内容	
平成28年度に改定した、食物アレルギー対応マニュアル及びアレルギー対応食提供事業実施要綱に沿って実施します。	
安全・安心なアレルギー対応食と対応食解除に向けた取組みを行います。	
イ 具体的な進め方等	
(ア) 食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供します。	
(イ) 緊急時の対応について、全校対象に緊急対応マニュアルを徹底するための研修会等を行います。	
(ウ) 個別の懇談会等で食物アレルギーの最新情報を提供するとともに、対応食解除に向けた取組みを進めていきます。	
ウ 自己評価（成果・課題）	
193名の児童生徒に対し、アレルギー対応食を提供しました。	
令和元年度中に対応食の解除（一般給食が食べられるようになった）ができた児童数は16名、生徒数は1名となりました。	
各学校において緊急対応マニュアル確認、エピペン使用研修会等を実施しました。	
3年に1度開催する食物アレルギー講演会では、医学的、栄養学的な面から、保護者や学校関係者など約200人へ最新の情報を提供することができました。	
アレルギー対応食提供者数は、ここ数年横ばい傾向ですが、引き続き医師会及び保護者と連携し、安全・安心な対応食の提供と解除に向けた取組みを行います。	
	評価 A

(3) 食育・地産地消推進事業（継続）

ア	内容
	栄養教諭が中心となり、地産地消を取り入れた食育を推進します。 地産地消を推進し、安全で安心な食材を使用します。
イ	具体的な進め方等
	(ア) 栄養教諭や調理員が学校を訪問し、食に関する指導を行い、学校と連携した食育事業を実施します。 (イ) 給食で使用する食材は地場産食材を取り入れ、地産地消を図ります。 (ウ) 児童生徒が総合学習で生産した野菜等を給食食材として受入れ、使用します。

	ウ 自己評価（成果・課題） 栄養士、調理員による学校訪問を実施し、児童生徒との交流を行いました。 令和元年度も児童生徒が総合学習として栽培した松本一本ねぎを、給食食材として使用しました。また、J A松本ハイランドと協力して、松本地域産のニンジン給食食材に取り入れ、地産地消の割合を高めることができました。今後も地場産食材の検討を続け拡大に努めます。 放射性物質の検査を継続し、安全・安心な食材確保を行いました。今後も継続していきます。	評価 A
(4) 衛生管理・危機管理の徹底（継続）		
	ア 内容 衛生管理、危機管理を徹底し、ノロウィルス等の食中毒や異物混入等の事故を防止します。 また、労働災害の防止について、取組みを強化します。	
	イ 具体的な進め方等 (ア) 栄養教諭による衛生管理研修を各学期に1回（年3回）実施し、徹底を図ります。 (イ) 学校の長期休業中に外部講師を招いた衛生管理講習会を開催し、意識向上に努めます。 (ウ) 労働災害防止に向けた研修を行います。衛生管理者を中心に職場環境整備を行います。	
	ウ 自己評価（成果・課題） 衛生管理基準に合わせた作業方法の見直しを実施しました。 衛生管理研修を計画どおりに実施しましたが、虫、髪の毛などの異物混入が数件ありました。引き続き、検収時、食材洗浄時、配食時の目視によるチェック、機械器具の点検を徹底します。 労働災害防止については、労災件数が平成30年度の4件から6件に増加しました。上半期の3件はいずれも新規の調理者であったため、年度当初に作業方法や特に注意を要する箇所の周知徹底が必要です。	評価 B
(5) 学校給食費に係る公会計化事業（継続）		
	ア 内容 会計処理の透明性、保護者の利便性の向上、学校職員の事務負担軽減を目的とした学校給食費会計の公会計化について、令和2年度からの実施に向けた準備を行います。	
	イ 具体的な進め方等 平成30年度に策定した基本方針に基づき、学校給食費管理システムの構築や必要な例規の整備などを進めていきます。	
	ウ 自己評価（成果・課題） 学校給食費管理システムの構築、学校給食食品等選定委員会の設置、必要な例規の整備を行いました。 今後、円滑に移行できるように運用を進めます。	評価 A

3 特記すべき事項

(1) 5カ所の学校給食センターと3カ所の自校給食校により、1日約20,000食の給食を提供しました。大野川小・中学校の栄養士が欠員したため2学期以降の給食調理を休止し、波田学校給食センターから調理した給食を配送しました。 また、新型コロナウイルス感染抑制のため、小中学校が一斉休校となった3月は、すべての給食調理を休止しました。 (2) 食育については、栄養士と調理員の学校訪問による給食指導や、給食ゆうびん・給食センターだより等の指導資料を配布しました。 (3) 衛生管理については、他センターの実例などを踏まえ、検収時の野菜等の受け入れ方法やトイレの使用などを見直しました。 (4) 年間を通じて、ハローワークや広報誌、ホームページ等幅広く給食調理員等の募集を行いましたが、一部で欠員が発生しました。作業負担を軽減し、安全・安心な給食提供を行うためにも、引き続き職員の確保に努めます。		
--	--	--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 新学校給食センターの建設

ア 社会教育委員による評価意見

新学校給食センター建設に向けて建設候補地の選定、設計業務の着手、庁内での検討を速やかに、そして着実に進め、安心安全なセンター建設を実現してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

建設候補地の情報収集に努め、候補地決定を最優先に取り組みます。
また、施設の適正規模や整備方法など、庁内での検討を進めます。

(2) アレルギー対応食提供事業

ア 社会教育委員による評価意見

(ア) 松本市のアレルギー対応食は、全国的に見ても先進的で充実しています。継続していく労力も大変なものだと思いますが、ぜひ今後も安全に気を配りながら進めてください。また、対応食解除の取組みも毎年成果を上げ大変うれしく思います。一人でも多くの子どもさんが、友達と同じ食事が出来るようになるようお願いします。

(イ) 保育園におけるアレルギー対応食の取組みとの連携を、より一層進めることで幼保小連携にも成果が波及すると思います。積極的な情報提供、収集に努めてください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

引き続き、安全に対応食を提供するため、各段階での確認作業を徹底します。
対応食解除に向けた取組みの効果が一層上がるよう、健康づくり課や保育課との連携を進めるとともに、保育課の現状について情報収集に努めます。

(3) 食育・地産地消推進事業

ア 社会教育委員による評価意見

自分たちの育てた野菜が給食の材料に使われるなど、松本という食材に恵まれた地域の特色を生かした地産地消の活動は大変優れていると思います。食育は子どもたちの未来の生活にもつながる大切な学びですので、今後も継続、発展をお願いします。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

総合学習での取組みが、更に多くの学校や学年で行われるよう、引き続き、農政課との連携を進めます。

(4) 衛生管理・危機管理の徹底

ア 社会教育委員による評価意見

労災の件数が増加した原因について、人・機械・器具・献立内容・指導体制など、細かく分析検討し、労災ゼロを目指して取り組んでください。特に職員不足は重大事故の発生につながります。安定した職員確保のための労働環境整備を財政面含めしっかり検討してください。

イ 教育委員会の改善方針（取組方針）

課全体で行う職員安全衛生委員会において、各事例を周知・検討するとともに、産業医からのアドバイスを生かし再発防止に取り組みます。
引き続き、ハローワークや広報誌での募集活動を通じて、欠員が発生した場合の速やかな解消に努めます。

(5) 重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

(ア) 栄養士、調理員等の欠員発生時の対応について、普段から希望者のリストアップを行ったり、他課の人事担当者とも連携するなども検討してください。各保育園での会計年度任用職員のリスト化等も参考になるはずです。

(イ) 学校給食だけで食事を済ませているお子さんの存在などが、社会的な問題にもなっています。そういった様々な視点からも、各小中学校との情報共有、協議の場を一層

	活発にし、安全で安心な給食の提供が子どもの健やかな成長につながる連携体制づくりに努めてください。
イ	教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 欠員が無い時期に募集の問い合わせがあった場合、連絡希望の有無を確認します。 (イ) 各校の給食主任が集まる給食委員会を活用し、児童生徒の食習慣の改善に繋がるようこれまで以上に情報収集や意見交換を行います。また、栄養教諭が各校へ出向く機会を増やせるような体制作りに努めます。

Ⅲ－５ 生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

- (1) 松本市生涯学習基本構想の精神（「学びの森づくり」）を踏まえ、松本市教育振興基本計画に掲げる、「学都松本」として、めざすまちの姿の実現に向け、学習の場である施設の整備を進めるとともに、住民が豊かな個性を伸ばし、生きがいの仕組みづくりを進める主体的な学習活動等への支援を通じて、地域住民が主体となって自治能力を高める学習活動の推進と生涯学習による地域づくりをめざします。
- (2) 地域の公民館では市民一人ひとりの幅広い学習や活動を支援し、地域づくりセンターを学習機能で担う総合的な地域づくりの拠点としての体制づくりを進めるとともに、学習活動などを通じて地域課題と向き合い、市民自らが地域課題の解決に向けた学習機会を充実させ、実践していく、松本らしい地域づくりをめざした公民館活動を展開します。

2 令和元年度における重点目標

(1) 多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業（継続）

ア 内容

地域共生社会の実現に向け、３５地区の地域づくりの基盤である住民自治をより強固なものにするため、全国の社会教育を生かした地域づくりや地域おこしに精通している東京大学の牧野教授の研究室との共同事業として、町会単位で円滑な人間関係を構築してきた町内公民館を活用して、子どもから高齢者まで様々な人々が集い、気軽に、共に楽しく学び、生きていく場として、「多世代参画型地域共生コミュニティ」の構築を目指し、今後２年にわたり以下の取組みを推進します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 住民が身近な地域でつながり、子どもや若者、高齢者等が地域で役割を持つことで楽しみや生きがいを感じると共に、地域参画と人材育成（担い手づくり）を促進します。
- (イ) 中央地区鷹匠町町会・里山辺地区新井町会・安曇地区橋場町会の３町会をモデル町会として、町内公民館をベースとした自治の仕組みや蓄積のある松本市をフィールドに、東京大学の牧野教授の研究室による実態調査や課題解決に向けた町内公民館を拠点とするプログラムの実践と検証を行います。
- (ウ) 地区公民館を含む公民館職員が一体となって本事業に取り組み、モデル町会の実践の内容を全３５地区で共有し、各地区の実践に生かし、松本モデルとして発信していきます。
- (エ) 地域コミュニティ（地区・町会）と関わりの深い施策を推進する関係部署からなる地域づくり関係課調整会議において、事業の内容を共有・研究し、地域づくりの実践に生かします。

ウ 自己評価（成果・課題）

- (ア) 中央地区鷹匠町町会（旧市部）、里山辺地区新井町会（新市部）、安曇地区橋場町会（安曇地区他町会への広がりも模索：中山間地）をモデル３町会として、ワークショップを通じて、町会の現状や課題を認識、共有しました。
- (イ) ワークショップ等の話し合いの中から、子どもたちの夏合宿の実施を機に子どもと親世代が町会運営に参加する動き、公民館寺子屋を計画する等、子どもを中心にした新旧住民の交流の動き、町会の枠を越えて有志団体とともに地域を活性化しようとする動き等、住民主体の活動が見られました。
- (ウ) ２月１６日に開催された「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い～第３５回公民館研究集会 令和元年度地域づくり市民活動研究集会～」で牧野教授による基調講演と牧野研究室の大学院生によるモデル３町会の研究発表を行いました。
- (エ) 地域づくり関係課職員連絡会で随時進捗状況を報告するとともに、健康福祉部、地域づくり部が進める地域包括ケアシステムの推進研修会で、「地域包括ケアシステム松本モデルを更に進めるために」と題し、地域共生社会に向けた牧野教授による講演会を行いました。
- (オ) 地域住民が「当事者意識」を持つための働きかけを継続し、行政依存でなく住民主体の地域参画や担い手づくりにつなげていくことが課題です。

評価
A

	(カ) 地域共生社会に向けて、地域づくりセンター長や生活支援コーディネーター等の職員の参加と、地域づくり部、健康福祉部など庁内横断の取組みが課題です	
(2) 松本版コミュニティスクール事業（継続）		
ア	内容 学校と地域と家庭が連携・協働しながら、子どもたちが地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会をつくり、地域全体で子どもたちを見守り育てる意識を高めていくように本事業を進めます。 身近な地域で大人に見守られて安心して豊かな感性や感受性を育み、地域の特性を生かした様々な体験を積み重ねることで、変化の激しい予測しにくいこれからの時代をたくましく生き抜いていく子どもたちを育成し、将来の担い手育成に繋がります。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 地区公民館が学校と地域を結ぶコーディネート役となり、地域全体で子どもを育てる意識向上を図ります。 (イ) 子どもたちが、地域の行事や活動に参加し、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会として、地域参加や職業体験ができる仕組みや地域でボランティア活動のマッチングが出来る仕組みづくりを通して、次世代の担い手となるべく地域への帰属意識を醸成する事業を展開します。 (ウ) 一部ボランティアの参加に留まらず、地域住民が楽しみや生きがいを感じながら、主体的に参加する交流機会をつくりまします。 (エ) 学校と地域と家庭が、どんな子どもに育てたいか、どんな地域にしたいか、という目標やビジョンを共有しながら連携・協働して進めます。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 地区公民館が学校と地域を結ぶコーディネート役となり、コミュニティスクール運営委員会の熟議等を大切に、地域全体で子どもを育てる意識向上とともに、地域の人材の紹介や学習の場の提供を図りました。 (イ) 公民館での防災合宿、里山保全活動や一人暮らし世帯の高齢者宅のゴミ出し等は、地域の中でしか体験できないことを学ぶ貴重な機会として、地域への帰属意識を醸成しています。 (ウ) 明善中学校区では総合的な学習の時間として、関係する4地区（松原・寿台・内田・中山）の運動会や夏祭り等に中学生が主体的に参画していくことがコミュニティスクール運営委員会で話し合われています。 (エ) 7月4日の松本版コミュニティスクール研修会には多くの関係者（学校職員・公民館職員・地区住民）が参加しました。また、公民館の研修会では事例発表や情報交換を行い、情報共有を図っていますが、地域による取組みの差があり「松本版の認知度が低い」との指摘もありました。 (オ) 職員の人事異動や役員交代など、事業の継続や繋がりが懸念されており、事業全体を把握し、相談に応じることのできる「統括コーディネーター」の配置を研究していきます。	評価 B
(3) 若者の居場所づくりと社会参画事業（継続）		
ア	内容 (ア) 青少年ホーム事業 若者が気軽に集まることが出来る魅力ある居場所づくりを通じ、ひきこもりの若者を含め、交流を通じて他者との関係性の構築や多様なニーズに対応できる学び直し支援を進め、社会で生きていく力を培うことを支援します。 また、若者が成長し、社会で活躍できるように、積極的にまちづくりに取り組んでいくきっかけづくりを進めます。 (イ) 中央公民館事業 若者が気軽に集い、自分で考え主体的に行動する活動を応援する場として事業を展開します。	

イ 具体的な進め方等	(ア) 青少年ホーム事業 a 青少年の将来の選択肢を広げる「職人から学ぶ講座」を企画、実施します。 b 若者がまちづくりを考える「松本若者会議」を企画し、信州大学と連携しながら、若者が松本の魅力について意見交換する場を設けます。 c コーディネーターと連携し、ひきこもりの若者も参加しやすい講座を企画、実施します。 (イ) 中央公民館事業 高校生や大学生等若者の手まり時計まつりへの参加や若者講座の開催等、若者が主体的に活動する場づくりをすすめます。	評価 A
ウ 自己評価（成果・課題）	(ア) 青少年ホーム事業 a 「職人から学ぶ講座」として、スイーツづくり、おいしいコーヒー・ハーブティーの入れ方、竹細工体験等を実施し、併せて、希望があれば職人の仕事場の見学、体験ができる体制づくりを進めました。 b 大学生、社会人の若者が主体となって「松本若者会議」を3回実施し、松本を若者が住みたいまちにするために取り組みたいテーマをワークショップでまとめ、市民の方と意見交換を実施しました。 また、新成人が主体となって「新成人松本若者会議」を実施し、松本市を若者にとって魅力的なまちにするために大切なことをワークショップでまとめて、青少年ホームのロビーに掲示しました。 c コーディネーターと連携し、ボードゲームカフェ、ウォーキングサッカー及びバスケットボール交流会等を実施しました。発達障害のある若者の参加もありました。 d 若者が気軽に利用できるフリースペースとして、若者カフェを毎週日曜日になんなんひろば喫茶談話室に設置し、講座も実施しました。今後、若者カフェを活用しながら、ひきこもりの若者も気軽に集まることができる環境づくりを進めます。 e 困難を抱える若者等の専用スペースがありません。ひきこもり等の困難を抱える若者の参加を得ること、実態を把握することが困難です。 (イ) 中央公民館事業 a 手まり時計まつりで学生がポスターのデザインを担当、屋外ステージでは演奏を行うなど若者が主体的に行動し、賑わいを創出しました。 b 松本市公民館研究集会で松本大学の学生がチラシのデザインを担当、分科会運営委員に「若者コミュニティBRIDGE」、「信州大学地域参画プロジェクトCHANGE」、「松本ユース平和ネットワーク」が参画し、分科会運営等を担い、若者が主体的に活動する場となりました。	
(4) 町内公民館活動の支援（継続）		
ア 内容	(ア) 最も身近なコミュニティ活動を支えるため、ソフト・ハード面からの支援をします。 (イ) 「町内公民館活動の手引き」改訂版の作成（前回改定：平成17年度） 近年の地域社会の変化を踏まえ、地域包括ケアシステム等の今日的な活動を網羅した改訂版を発刊します。 (ウ) 町内公民館整備補助事業 地域住民が利用する集会施設（町内公民館等）の整備に対し補助金を交付します。	
イ 具体的な進め方等	(ア) 「町内公民館活動の手引き」改訂版の作成 町内公民館長会総会に合わせて改訂版を発刊し、活用します。 (イ) 町内公民館整備補助事業 a 町会等の申請を受領後、速やかに事務手続きを進め、補助金を交付します。 b 主な補助事業内容	

区 分		補 助 率	限 度 額
新 築	未設置	2 / 3	1, 0 0 0 万円
	既設置	1 / 2	1, 0 0 0 万円
改 築		1 / 2	1, 0 0 0 万円
増 築		1 / 2	6 0 0 万円
改 修		1 / 2	5 0 0 万円
福 祉 ・ 耐 震		2 / 3	5 0 0 万円
公民館敷地取得		2 / 3	1, 0 0 0 万円

《用語解説》

- ・新築：更地に建築物を建てること
未設置…町内公民館を所有していない町会が新たに公民館を建てる場合
既設置…町内公民館を所有している町会が場所を移転して新たに公民館を建てる場合
- ・改築：建築物を一度除却し、同じ場所に同規模ものを建て直すこと
- ・増築：既にある建築物の床面積を増加させること
- ・改修：建物の一部を修繕又は造り直すこと
- ・福祉：障害者、高齢者等が町内公民館をより利用しやすくなるための整備
- ・耐震：耐震診断に基づく耐震補強

ウ 自己評価（成果・課題）

(ア) 「町内公民館活動の手引き」改訂版の作成

地域づくりセンターや地域包括ケアシステムなど、地域社会の変化を反映させ、14年ぶりに第6次改訂版として、1, 500部発行しました。

市内487町内公民館へ2部ずつ配付するとともに、関係課・関係機関に配置しました。町内公民館長会の研修や地域づくり施策の検討における活用を促し、松本市独自の町内公民館の機能や取組みに関する理解を広めました。

町内公民館の機能に対する理解を図り、町内公民館を核とした町会単位の地域づくりの推進につなげています。

(イ) 町内公民館整備補助事業

a 町会等の申請を受けて、153件、109,308千円の補助金を交付しました。トイレ洋式化・手すり設置に伴う福祉改修及びエアコン設置等の一般改修が増え、前年度に比べ50件、19,312千円増加しました。

町会からは、「公民館が使いやすく、便利になった。」等のご意見をいただいています。

○町内公民館整備補助金 実績

(単位：件)

年度	新築	改築	増築	改修	建物取得	用地取得	福祉耐震	借地	借家	合計	金額(千円)
H30 (a)	0	4	1	47	0	0	10	38	3	103	89,996
R元 (b)	1	2	0	86	0	3	22	36	3	153	109,308
増減(b)-(a)	1	▲2	▲1	39	0	3	12	▲2	0	50	19,312

b 全町会を対象としたアンケート調査では、今後5年以内に改修を計画している町会が全体の8割程度あります。福祉関連整備補助の充実とあわせて、今後は老朽化に伴う大規模工事等への支援も課題であり、必要な検討を進めます。

評価 A

(5) 社会教育施設整備事業（継続）

ア 内容

学習の場であり、地域づくりの拠点である市有施設の整備を進めます。

(ア) 地区公民館整備事業

令和4年度の開館を目指して、里山辺公民館を移転・整備します。

(イ) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業

a 平成26年度から平成28年度に実施した耐震基礎診断結果では、大規模地震発

生時に倒壊の危険性が高いと指摘されています。 b 平成28年度、建物の保存・活用・防災方針等をまとめた保存活用計画を策定 c 平成29年度、文化庁指導のもと追加耐震診断を実施。より大規模な地震を想定した設計を行い、平成30年度から6年間の予定で、耐震補強工事を実施しています。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 地区公民館整備事業（里山辺公民館） 整備事業計画に基づき、次のとおり事業を実施します。 令和元年度 … 用地取得、地質調査、実施設計等 令和2年度 … 用地取得、実施設計、造成工事、新築工事 令和3年度 … 新築工事、外構工事 令和4年度 … 開館（予定） (イ) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 国庫補助事業計画に基づき、次のとおり段階的に耐震補強工事を実施します。 平成30年度 … 耐震補強工事（講堂Ⅰ期） 令和元年度 … 耐震補強工事（講堂Ⅱ期） 令和2年度 … 耐震補強工事（本館Ⅰ期）（講堂Ⅲ期） 令和3年度 … 耐震補強工事（本館Ⅱ期） 令和4年度 … 耐震補強工事（本館Ⅲ期） 令和5年度 … 耐震補強工事（本館Ⅳ期）	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 地区公民館整備事業（里山辺公民館） a 事業計画に基づき、用地（面積489.49㎡）を取得しました。 b 現在、地質調査結果を基に実施設計を進めており、令和2年10月までに業務を完了します。 (イ) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業 a 講堂外壁等の腐朽が著しく、講堂Ⅲ期工事（西玄関部分）として1年延長になりました。 b 令和2年度からの講堂の一般利用に支障のないよう工事を進めます。 c 国庫補助を取り込みながら計画的に進めます。	評価 A

3 特記すべき事項

(1) 松本市芸術文化祭実行委員会60周年記念事業として、9月29日に市民による総合舞台劇「音にいのちあり～鈴木鎮一・愛と教育の生涯～」をまつもと市民芸術館で上演、昼夜で計1,653人が鑑賞するなど、市民による芸術文化活動の裾野を広げています。 (2) 第35回公民館研究集会は、地域づくり市民活動研究集会とともに「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」として開催し、市民提案による11の分科会が運営され、413人が参加。住民自治を育み、学びを基盤とする松本らしい地域づくりにつなげています。 (3) 社会教育施設の老朽化に伴う改修及び大規模改修に対応するため、令和元年度から施設整備担当を新設して、ハード事業を推進しています。生涯学習課所管施設全40館のうち、27館が建設から20年以上経過しており、補修・改修が急務となっているため、公共施設再配置計画に基づく個別施設計画を令和2年度中に策定し、計画的に対応します。
--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業
ア 社会教育委員による評価意見 3町会がモデルとして選ばれ、それぞれ地域にあった事業に取り組んでいますが、なお一層深く掘り下げた取組み、そして担い手作りを進めてください。モデル町会以外にも成果を拡げていくためにノウハウや経験を、わかりやすく丁寧なまとめ、みんなで考える場が必要だと感じますので、報告会で終わらない研修会等の検討をお願いします。

	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 本事業は町会単位で役員や住民同士が話し合う場をつくることで、自治活動を行うには、コミュニケーションが課題であることへの気づきが生まれました。 ワークショップ等の話し合いの中から、①子どもたちの夏合宿において親世代が町会運営に参加する動き、②公民館寺子屋を計画する中で、子どもを中心とした新旧住民が交流する動き、③町会の枠を越えて有志団体とともに地域を活性化しようとする動き等、当事者意識を持って活動しようとする変化が見られ、住民主体の活動につながりました。 住民主体で活発な活動がある町会や公民館の傾向としては、①伝統の祭りや行事等があること、②役員のキーパーソンが存在し、役員同士の仲が良く、輪番ではなく話し合いによる役員の選出等、町会に信頼感や安定感があること、③子ども対象の事業を意識的に実施し、親世代が積極的に町会へ関わっていることが挙げられます。 このような内容をさらに掘り下げ、松本市公民館研究集会をはじめ、公民館長会や主事研修会、地域づくり関係課調整会議等で、本事業のノウハウや経験をともに学び合う場を設けます。
(2)	松本版コミュニティスクール事業 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 松本版コミュニティスクール事業が地域住民に根差す活動になるために、地区公民館長、主事さんの地元人材発掘が重要です。公民館が多様な世代をつなぐ窓口になるような活動を、コミュニティスクールはもちろん、他の事業でも日々意識してください。 (イ) 松本版コミュニティスクール事業は、地域の実情に応じた取組みが魅力ですが、活動の活性度に差があるとも感じます。松本市全体を見渡す統括コーディネーター配置の案は重要かと思いますが、各地区館や住民の意見も良く聞き、十分な研究をしてください。また、地区公民館の職員はコミュニティスクールの要となります。研修や人員配置等、中央公民館が中心となって地域づくりセンター長との連携を含め環境整備に努めてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 松本版コミュニティスクール事業は、子どもたちが地域の中でしか体験できないことを学び、多くの地域住民が楽しみや生きがいを感じながら、主体的に参加し、交流するものです。公民館は、総合的な地域づくりの拠点として、今後も地域住民が今までに培った知識と経験を生かせる場を設けるとともに、人材発掘を進めます。 (イ) 松本市全体を見渡す統括コーディネーターについては、35地区の公民館長会等で松本版コミュニティスクール事業の現状と課題を把握するとともに、統括コーディネーターを配置している鉢盛中学校や塩尻市の取組状況を調査し、配置の必要性について研究します。松本版コミュニティスクール事業を推進する上で、新任公民館職員研修会の充実に努めるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域づくりセンター長との連携を図りながら進めます。
(3)	若者の居場所づくりと社会参画事業 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 引きこもりの問題は、今後ますます重大になると予想され、教育委員会だけでなく各部課の横断的な取組みが必須です。生涯学習課・中央公民館と青少年ホームだけでなく、各地区公民館にも呼びかけてリーダーシップを発揮してください。 (イ) 青少年ホーム事業は、若者の地域参加への拠点として、ぜひ推進してほしいと思いますが、運営は若者自身にゆだね、コーディネーターからの提案はきっかけにとどめるなど、若者の主体性を育む取組みになるようにしてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 平成30年度から庁内11課で構成する「ひきこもり対策関係課打合せ会議」で、市としての仕組みづくりを検討してきました。令和3年4月の中核市移行に伴い保健所が設置されることから、精神、保健、福祉、医療とともに雇用、教育、居場所づくり等の関係課及び関係機関が、ひきこもり等若者に関する情報を共有し、連携する「横

	のネットワーク」の充実を図り、切れ目のない全世代型支援を検討していきます。 青少年ホームはひきこもりの若者が気軽に利用できる居場所づくりを進め、中央公民館・地区公民館とともに、相談・支援のネットワークづくりを進めていきます。 (イ) 平成30年度からコーディネーターと連携し、若者が気軽に集まることができる「魅力ある居場所づくり」を進めています。コーディネーターが若者に寄り添い、ともに事業を企画運営することで、次の成果が挙げられています。 ①若者目線の企画実施で、各回一定数の参加者があり、利用者の登録増につながっている。②引きこもりがちであった青年が定期的にボードゲームカフェに参加している。③若者同士が交流し、自分づくり、仲間づくりにつなげている。④職業や地域の垣根を越え、若者が気軽に集まる居場所づくりが進められている。 また、松本若者会議では、コーディネーターがファシリテーターとして議論のサポートをしています。 若者の主体性を育む取組みを一層進め、まちづくりに取り組むきっかけづくりとするために、松本若者会議、子どもプレイパーク及び成人式実行委員会の企画運営などを通して、若者の成長と活躍を支援します。
(4)	町内公民館活動の支援 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 住民自治、コミュニティ作りの基本は町内公民館です。町内公民館の活性化は、町内公民館長さんの活動によるところも多くあります。中央公民館と町内公民館長会が連絡を密にし、研修を重ねるなど人材育成を推進してください。公民館研究集会など既存の研修会も町内公民館長会の研修として、より一層の参加を期待します。 (イ) 現状、町会長会を窓口としている町内公民館整備補助事業の調査や照会を、地区町内公民館長会に変更することを検討してください。町内公民館長の参画意識（やりがい）や自主性が高まると思います。最終的な申請は町会長とすることで、地区内の情報共有や連携推進にも効果が期待できます。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 松本市町内公民館館長会を組織し、中央公民館が事務局を務めています。令和元年度発行した「町内公民館活動の手引き」改訂版を、総会時での研修会や新任公民館長研修会、ブロック別研修会で活用します。 年3回発行の「町内公民館長会だより」では、各地区・町会の先進的な活動を紹介し、情報共有しています。 今後も、公民館研究集会で町内公民館の実践活動を報告するとともに、町内公民館を活用した「多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業」の内容等を報告し、成果を共有するなど、研修を充実します。 (イ) 町会は、地域の集会施設を「町内公民館」としているため、市では、所有者である町会長に対し、町内公民館整備補助金に関する調査や照会をしています。 町内公民館整備は、町会の合意形成や予算確保（各世帯の費用負担）を伴うものであり、計画的に実施している町会が多いことから、関係先の意見を伺いながら、慎重に検討します。
(5)	重点目標以外 ア 社会教育委員による評価意見 公民館、地域づくりセンター、福祉ひろばなど地域づくりを担う、担当課の異なる職員の連携について、一致団結して取組むための組織、環境づくりや職員研修、実践指導をより一層推進してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 地域振興機能を担う地域づくりセンター、学習機能を担う公民館、地域福祉機能を担う福祉ひろばで構成する地域づくりセンター体制をベースに、それぞれの専門性を生かしながら、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、住民主体の地域づくりを支援しています。 この体制を踏まえ、月1回、地域づくり関係課調整会議を開催し、全庁的な地域課題解

決に向けた取組みや各部局の事業内容を報告、共有し協議しています。また、各地区では地域づくりセンターを中心に、月 1 回、関係各課の職員で構成される地区支援企画会議を開催しています。

年度当初には新任地区担当職員を対象とした研修会を開催していますが、今後も公民館は総合的な地域づくりの拠点として、関係機関との連携を進めます。

Ⅲ－６ 中央図書館

１ 事務事業の概要

図書館は、松本市民にとって単に本を借りる場所というだけではなく、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれが自己実現を図ろうとする時に、さまざまな情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、学都松本に掲げる「学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち」を実践する場として、市民に期待され、利用される図書館を目指します。

平成３１年２月に策定した第２次学都松本子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが自由に読書を楽しみ、未来を拓く豊かな心と生きる力を育むための読書環境の整備と読書活動の推進に積極的に取り組みます。

２ 令和元年度における重点目標

(1) 図書館のあり方検討（継続）

ア 内容

中央図書館は平成３年の開館から２７年が経過し、機械設備等の老朽化、書庫の狭隘化、開架書架の耐震強化、慢性的な駐車場の不足等の課題が生じています。また、蔵書点検などの資料管理業務や貸出返却業務の効率化を可能とするＩＣタグ導入、蔵書の充実を図るための資料の収集と活用・保存・除籍の明確な基準の整備、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスについての検討が必要です。

令和２年度末を目途に、学都松本らしい特色のある「図書館のあり方」を検討し、その結果を踏まえ、中央図書館の大規模改修について検討します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 課内に設置した「図書館のあり方検討委員会」で検討すべき項目を抽出し、今後の方向性について具体的に検討します。
- (イ) 図書館協議会に、検討委員会での検討内容や方向性を報告し、協議を行います。
- (ウ) 書庫の狭隘化対策については、中山文庫・波田図書館の書庫の活用による資料の分担保存を検討します。

ウ 自己評価（成果・課題）

- (ア) 課内に設置した「図書館のあり方検討委員会」で、ＩＣタグ導入の検討や、これからの図書館に求められる役割や機能を具現化するための図書館サービスや施設整備について考えるワークショップを行いました。
- (イ) 同規模自治体の図書館運営について調査を実施しました。
- (ウ) 上記（ア）、（イ）の結果をまとめ、実施計画第５１号の資料とします。
また、図書館協議会に図書館としての報告を行い、継続して検討を進めます。
- (エ) 書庫の狭隘化対策については、まず、中山文庫書庫の活用可能スペースを確保し、中央図書館から移管する資料の検討を始めました。

評価
B

(2) 第２次学都松本子ども読書活動推進計画の推進（新規）

ア 内容

平成３１年２月に策定した第２次学都松本子ども読書活動推進計画に基づき、令和元年度予算化したセカンドブック事業*⁹を開始するとともに、読書案内人及び子ども読書推進サポーターによる活動、子ども読書活動推進委員会の設置を着実に推進します。

イ 具体的な進め方等

- (ア) ４月の３歳児健診からセカンドブック事業を開始します。
- (イ) 庁内調整会議を開催して子ども読書活動推進委員会の設置について協議します。
- (ウ) 読書案内人を選任したうえで、案内人を含めた子ども読書活動推進委員会を設置します。
- (エ) ９月から１１月の間に読書ボランティア養成講座を全６回開催します。
- (オ) 養成講座受講者の中から子ども読書推進サポーターを選任します。
- (カ) 子ども読書推進サポーター育成状況に応じて活動を開始します。

(キ) 令和元年度の事業の進捗状況を踏まえて令和２年度の事業計画を策定して関係予算を計上します。 *⁹セカンドブック：幼児期から読み聞かせ等で本に親しむ機会を創出するため、ブックスタート（１０カ月児健診時）に続き、３歳児健診時に絵本リストから選んだ本をプレゼントするもの。 サードブック（６歳頃）も計画中	評価 A
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) ４月の３歳児健診からセカンドブック事業を開始しました。 (イ) ５月に読書案内人を含めた子ども読書活動推進委員会を設置し、８月と２月に委員会を開催しました。 (ウ) ９月から１１月の間に読み聞かせボランティア養成講座を全６回開催しました。講座受講者３４人のうち２６人が読み聞かせボランティアとして登録し、１月の中央図書館の定例おはなし会から活動を始めました。 (エ) １２月から２月の間に子ども読書推進サポーターへの登録要件となる子ども読書活動スキルアップ講座を全４回開催しました。 (オ) ２月の子ども読書活動推進委員会で、令和２年度の事業計画や読書案内人運用方針、読み聞かせボランティア運用方針、子ども読書推進サポーター運用方針を策定しました。	
(3) 団体貸出事業のあり方研究（継続）	
ア 内容 中央図書館は、１０の分館とのネットワークで全市的な図書館サービスの充実を図っていますが、分館が整備される以前に図書館ネットワーク（配本所）として位置づけられていた地区公民館や児童施設等への団体貸出は、利用する団体が固定化し、利用率が伸びていません。 そこで現状の検証を行い、団体貸出専用資料の蔵書構成やサービスのあり方を検討するものです。 併せて公民館図書委員会等との連携の強化や子ども読書活動推進計画の取組みとして、学校図書館等の子どもに関わる施設への図書資料の支援を積極的に行います。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 県内他市や同規模自治体の図書館の団体向けサービスについて調査します。 (イ) 小中学校図書館、公民館図書室などの利用団体にアンケート調査を実施するとともに現場を確認し、利用実態を調査し、ニーズに合わせたサービスの見直しを検討します。	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) ６月に小中学校図書館、公民館図書室などの利用団体にサービス内容についての満足度調査を実施しました。 (イ) １月に県内１８市や同規模自治体の図書館の団体向けサービスについて調査を実施しました。 (ウ) 新年度、現地へ出向き利用団体の利用実態調査を行い、上記調査の結果と合わせて、サービスの見直しを検討します。	評価 B
(4) 市民や民間事業者との連携・協働（新規）	
ア 内容 図書館では、市民による対面朗読、読み聞かせ、デジタル録音図書作製、返却本の配架や整架、植栽を行う図書館サポーターなどのさまざまなボランティア活動が行われていますが、メンバーの高齢化や固定化による活動者の減少の課題が生じています。 また、雑誌を広告媒体として民間事業者の情報発信の場を提供するとともに図書資料の充実を図る雑誌スポンサー制度による企業の地域貢献活動も行われています。 これらの活動を積極的に市民にＰＲし、活動を活性化するとともに、新たな活動の場の提供について検討します。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 図書館だよりや図書館ホームページなどを活用し、活動内容を広く市民や民間事業者周知します。	

(イ) 図書館まつりや夏休みなどの機会を捉えてボランティア団体と連携し、ボランティア体験会を開催します。 (ウ) 資料の修理、館内託児、高校生・大学生ボランティアなど、新たな活動の場の検討をします。 (エ) 他自治体図書館で導入事例のある地元企業の広告を掲出する「図書購入サポート広告事業」の研究をします。	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 図書館だよりや図書館ホームページなどを活用し、ボランティアの活動内容や雑誌スポンサー制度について情報発信しました。 (イ) ボランティア体験会は開催できませんでしたが、図書館サポーターについては、登録要件の見直しを行い、松本市在住以外の方も登録し、活動できるようにしました。 (ウ) 図書館サポーターの皆さんと意見交換を行い、今後の活動の充実を図りました。 (エ) 1月に同規模自治体へ「図書購入サポート広告事業」についての調査を実施しました。結果を踏まえ、本市での導入の可否について検討します。	評価 A

3 特記すべき事項

(1) 図書館のあり方検討について、課内に設置した「図書館のあり方検討委員会」で検討を行いました。今後、図書館利用者や市民へ図書館サービスに関するアンケート等を実施し、意見を聴くなかで、課題などを整理し、図書館協議会等の有識者の方のご意見を参考にし、令和2年度末までに一定の方向性を示します。 (2) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画に基づき、セカンドブック事業、人材育成事業、連携のための組織づくりを着実に推進することができました。今後は、サードブック事業の早期実現に向け検討を進めます。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 図書館のあり方検討 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 老朽化・狭隘化の問題やＩＣタグ導入については、市民を対象に、松本市中央図書館と、他市の比較的新しい図書館両方の「見学会」を企画してください。それぞれを比較することで、松本市の図書館の良いところや、こうすれば便利になるといったことが再認識でき、今後のあり方検討に利用者の声を反映することにもつながります。 (イ) 課内の「ありかた検討委員会」のみではなく、近隣施設も含め地域において検討する機会を設け、市民ニーズや地域課題を吸い上げる場を検討してください。旧開智学校や開智小学校、城北公民館等との連携も重要です。 (ウ) 「これからの図書館の姿」を考えたとき、まず市民に期待される図書館、利用される図書館であってほしいと思います。中央図書館のあり方だけでなく、分館を含めたあり方検討をお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） あり方検討を進めるにあたっては、利用者の声の反映、市民ニーズや地域課題の把握に努めながら、分館のあり方も含め検討します。
(2) 第2次学都松本子ども読書活動推進計画の策定 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 読書は子どもの人格形成に非常に重要です。競って「読ませる」のではなく、読書は「楽しい」と感じ「読みたい」と思う子どもが増えるように、友達と一緒に、家族と一緒に本と親しむ試みを続けてください。小学生・中学生の読書についても、学校司書さんと連携してより一層推進してください。 (イ) 各地区公民館で活動する読み聞かせの会は、メンバーの高齢化などの課題を抱えているところもあります。ボランティア養成講座、読書推進サポーター修了者登録名簿を地区公民館と共有するなど、全市的な活動推進のための連携体制構築を検討してください。

	(㊦) ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業など、子どもに本をプレゼントし、読書の機会を作る事業はとても良いと思いますので、ぜひ継続拡大をお願いします。加えて、本を送って終わりではなく、その活用方法や本を中心にした家族のつながりを考える機会も検討してください。 (エ) 子どもたちが図書館へ行ってみたいくなるような取組みを引き続き検討してください。学校と連携して中央図書館や分館で学習する機会があっても良いと思います。
	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 計画の推進にあたっては、さらなる学校図書館との連携強化に努めます。 ボランティアについては、昨年度、養成講座を開催し、受講者のうち26人が「松本市読み聞かせボランティア」に登録し、1月から中央図書館の定例おはなし会で活動を始めたところです。今後、学校、地域等での活躍の場を紹介、提供する取組みを進めます。 ブックスタート、セカンドブック事業では、本のプレゼントのほか、図書館で作成した絵本リストの配付や絵本リストにある本の常設展示を行うなど、子どもと本、保護者と本をつなぐ取組みも進めています。 サードブック事業については、実施方法を含め、今後検討します。
(3)	団体貸出事業のあり方研究 ア 社会教育委員による評価意見 団体貸出のあり方は、図書館職員だけでなく、本を貸し出している地区公民館や児童施設の関係者も含め、その意義やこれからのあり方を検討する必要があると思います。これまでのあり方を共有しないまま実態を調べても、意識に差があることで評価が難しくなります。ぜひ図書館の歴史や意義を含め、広く学びあう場を設定してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 関係者とともに、図書館の歴史や意義をふまえながら、これからのあり方を検討します。
(4)	重点目標以外 ア 社会教育委員による評価意見 今回の新型コロナウイルスによる長期閉館中も、利用者の立場にたって予約本の貸出を実施していただき感謝しています。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 今回の臨時閉館中にいただいた様々なご意見を次回の対応に生かします。

Ⅲ－７ 文化財課

1 事務事業の概要

松本市は豊かな自然と歴史に恵まれた文化都市として知られ、地域住民によって守られてきた多くの文化財が市内に散在しています。これら文化財の一層の保存活用を図るため、県内では初となる地方自治体による文化財の保存活用のマスタープラン「松本市歴史文化基本構想」を平成29年度に策定しました。さらに、文化財保護法改正により、文化財保存活用のアクションプランである文化財保存活用地域計画が法定化されたことを受け、平成30年度には「松本市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

本計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会を積極的に開催します。こうした取組みを通じ、行政と市民が地域社会のなかで連携して文化財の保存活用を図り、次の世代へ引き継いでいきます。

さらに、歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指していきます。

2 令和元年度における重点目標

(1) まつもと文化遺産活用事業（継続）

ア 内容 「松本市歴史文化基本構想」及び「松本市文化財保存活用地域計画」に基づき、平成30年度から活用事業に取り組んでいます。 住民の皆さんが地域の文化財を主体的に活用し地域の活性化につながるよう、積極的な周知を図り、具体的な支援策を講じます。	イ 具体的な進め方等 (ア) 文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に基づき、文化庁が認定を行うこととなっており、「松本市文化財保存活用地域計画」が全国初の認定となることを目指します。 (イ) 平成30年度に引き続き「まつもと文化遺産保存活用協議会」を開催し、歴史文化基本構想で設定した関連文化財群（165件）の中から「まつもと文化遺産」を認定するとともに、認定済みの2件に対し、補助金等の支援策を講じます。
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 「松本市文化財保存活用地域計画」の法定計画への認定申請を行い、令和元年7月19日付けで全国初となる認定を受けました。 (イ) 認定済みの「まつもと文化遺産」2件の文化財保存活用の活動に対し補助金を交付するとともに、新たに2件の「まつもと文化遺産」を認定しました。	評価 A

(2) 小笠原氏城館群史跡整備事業（継続）

ア 内容 中世に信濃守護を務めた小笠原氏の本拠である井川城跡・林城跡（大城・小城）の3遺跡について、国史跡指定を経て保存活用を図るものです。平成25年度から調査を開始し、平成28年度に井川城跡と林大城が指定され、残る林小城についても平成30年度に追加指定され、計画どおり3城跡の指定が完了しました。	イ 具体的な進め方等 (ア) 井川城跡の用地取得を継続します。 (イ) 指定記念事業として講座・シンポジウムなどの普及公開事業を推進します。
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 井川城跡の史跡用地は令和2年度取得に向けて交渉を継続しました。 (イ) 指定記念事業として現地講座、講演会・対談、企画展を10・11月に実施し、約3000名の参加を得ました。	評価 A

(3) 殿村遺跡史跡整備事業（継続）

ア 内容 殿村遺跡は、古来信仰の山である虚空蔵山と人々の関わりを示す中世の寺院遺跡と推定されることから、遺跡を含めた一帯の総合調査を行い、地域信仰の遺跡群として史跡指定
--

を目指しています。 平成22年度から実施した調査が平成29年度で終了し、平成30年度から2カ年をかけて総括を行い、令和元年度に総合調査報告書を刊行します。さらにその後は、史跡整備に移行します。		
イ 具体的な進め方等 (ア) 発掘調査報告書総括編及び虚空蔵山麓の総合調査報告書を刊行し、遺跡の価値付けを行います。 (イ) 報告会・講演会を開催し、調査成果や遺跡の価値を市民に周知していきます。		
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 発掘調査報告書総括編を刊行し、遺跡の価値付けを行いました。 (イ) 地域文化財連絡協議会等で事業の成果を周知しました。		評価 B
(4) 史跡弘法山古墳再整備事業（新規）		
ア 内容 3世紀末に築造された東日本では最古級の古墳として知られる史跡弘法山古墳について、墳丘全体の発掘調査や周辺の関連古墳の調査を行ったうえで保存活用計画を策定します。 その後、中山地区を含む周辺一帯をエリアとする史跡ゾーンの整備事業に移行します。		
イ 具体的な進め方等 (ア) 空中三次元測量により詳細な基盤図を作成します。 (イ) 調査指導委員会を設置し、次年度以降実施する発掘調査について助言・指導を受けながら進めます。 (ウ) 中山古墳群など周辺の後続する古墳の測量調査について、東海大学他との連携により実施します。		
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 空中三次元測量と東海大学・早稲田大学との協働による周辺古墳群の測量を実施し、古墳や周辺の地形について詳細に把握することができました。 (イ) 史跡弘法山古墳調査委員会を設置し、調査成果や今後の計画について指導・助言を得ました。 (ウ) 松本市遺跡発掘速報展ならびに報告会で調査成果の周知を行い、約1300名の参加を得ました。		評価 A
(5) エリ穴遺跡出土品文化財指定事業（新規）		
ア 内容 内田地区にある縄文時代のエリ穴遺跡出土品について、松本市では初となる出土品の国重要文化財指定を目指すものです。平成30年度は、同遺跡の遺物整理・報告書刊行事業が完了し、平成31年1月に市重要文化財の指定を受けました。令和元年度は、年度内の県宝の指定を目指した取組みを進めます。		
イ 具体的な進め方等 (ア) 県教育委員会や県文化財保護審議会の指導を受けながら、事業を進めていきます。 (イ) 講演会・企画展・パンフレット作成等の普及公開事業を実施し、調査成果や出土品の価値を市民に周知していきます。		
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 県教育委員会や県文化財保護審議委員による現地調査を受け、令和2年3月に出土品485点が県宝に指定されました。 (イ) 講演会・企画展・パンフレット作成等の普及公開事業を実施し、約700名の参加を得ました。		評価 A
(6) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業（継続）		
ア 内容 大正11年に指定された国特別天然記念物「白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石」について、その現状と守るべき価値、保存活用の方針を明らかにした保存活用計画を策定します。		

平成26年度から事業に着手し、測量や調査の結果、国内最大規模と推定される石灰華（温泉生成物の堆積）の分布が確認されたため、指定範囲の変更手続きも併せて実施します。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 最終的な地権者同意を得たうえで、指定範囲の変更手続きを行います。 (イ) 保存活用計画策定委員会との協議により計画（案）の調整を行い、パブリックコメントを経て年度内に計画を策定します。 (ウ) 計画策定後は、地元の要望を踏まえた環境整備に取り組みます。	
ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 指定範囲の追加に向けて文化庁へ意見具申を行い、令和2年3月、新しい指定範囲が告示されました。 (イ) 2月に保存活用計画を策定するとともに、文化庁へ法定計画への認定申請を行いました。 (ウ) 今後は整備計画を策定のうえ、保存活用に向けた整備事業に取り組みます。	評価 A

3 特記すべき事項

(1) 重点目標(1)にも記載したとおり、市町村の文化財保存活用のアクションプランである「松本市文化財保存活用地域計画」が国内初の認定を受けました。 (2) 平成30年度に創設した市登録文化財制度に基づき、令和元年度に1件目となる物件の登録を行い、その修理事業に対して補助金を交付しました。 (3) 平成30年度の条例改正により、令和元年度から文化財に指定された土地建物に対し、固定資産税が減免されています。 (4) 発掘調査現地説明会、小笠原氏城跡史跡指定とユリ穴遺跡出土品文化財指定を記念した講演会・講座・企画展など28の普及公開事業を開催し、延べ5,000人の市民が参加しました。
--

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) まつもと文化遺産活用事業	
ア 社会教育委員による評価意見	松本市文化財保存活用地域計画が、全国初の認定を受けたことは先進的な取組みとして素晴らしいことだと思います。計画を作って終わりではなくフロンランナーとして、「まつもと文化遺産活用事業」の積極的な運用で、地域の中にある小さな文化財にも光を当てるなど、実践と周知を今後も継続してください。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	まつもと文化遺産の認定により、市民主体の未指定物件を含む文化財の活用を支援するなど、引き続き「まつもと文化遺産活用事業」に取り組みます。
(2) 小笠原氏城館群史跡整備事業	
ア 社会教育委員による評価意見	史跡への主要アクセス地点からの、案内板設置の充実をお願いします。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	史跡小笠原氏城跡については、令和2～3年度に保存活用計画を策定する予定です。案内看板設置については、保存活用計画においても課題とし、全体的な整備計画の中で、必要な看板設置について検討します。
(3) 殿村遺跡史跡整備事業	
ア 社会教育委員による評価意見	調査報告書の作成など、大変かと思いますが着実な取組みに期待します。地元の子どもたちだけでなく、多くの子どもたちが興味を持つきっかけになるような周知、活用の研究を進めてください。

	イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 将来の松本を担っていく子どもたちに、市域の大切な遺跡や文化財について興味を持ってもらえるよう、出前授業の実施や解りやすい学習資料の作成など、効果的な方法を検討します。
(4)	史跡弘法山再整備事業 ア 社会教育委員による評価意見 弘法山古墳の再調査、非常に期待しています。市民の関心も高い事業だと思いますので、随時経過報告会の開催などを検討し、広く周知に努めてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 令和2年度も、弘法山古墳と周辺古墳の見学会や、親子弘法山古墳教室、古墳バス見学会などを予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむなく中止としました。今後、感染状況をふまえながら、発掘現場見学会や発掘調査報告会などの開催を検討します。
(5)	重点目標以外 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 文化財を地域住民とともに守り、引き継いでいくことは「地域づくり、まちづくり」そのものです。また、小中学校への地域文化財の出前講座や積極的な声掛けは、故郷に愛着を持つ大人になるために有効だと思います。こういった積極的に外へ出ていく活動を通して、若い世代の文化財への関心を高め継承することを推進してください。 (イ) 文化財の観光資源としての活用を、部局横断的に連携できる体制づくりを検討してください。また、保存と活用のバランスを管理し、貴重な文化財が失われることがないようにしてください。 (ウ) 白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画では特別天然記念物の指定範囲の見直しができ、大変良かったと思います。他の文化財、天然記念物についても維持管理を含め、適切な期間での見直しや確認を心掛けてください。また、保存と活用に関して、地元の方はもちろん、多くの方が一緒に取組めるような体制づくりをお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 小中学校への出前講座や、社会見学等の学校活動での見学の受け入れ、説明等については、文化財課のほか、博物館、松本城管理事務所でも実施しており、子どもたちが文化財を通じて地域に愛着を持てるよう、取り組みます。 (イ) 文化財課が設置しているまつもと文化遺産保存活用協議会は、委員として市内の観光・商工・地域づくりの関係者のほか、庁内関係課を含めて組織しています。本協議会で文化財の活用方策を検討しており、文化財の観光資源としての活用についても、庁内関係課と連携して取り組みます。また、文化財の活用にあたっては、文化財的価値を損なうことがないように、文化財の保存を前提として取組みを進めます。 (ウ) 天然記念物を含む市内の指定等文化財については、定期的の実施している文化財パトロールにより、現状の確認や所有者の要望の把握等に努めます。文化財の保存活用は、所有者や地元の方が中心になって実施されていますが、広い範囲の人々が関わられるよう、研究します。

Ⅲ－８ 松本城管理事務所

1 事務事業の概要

国宝松本城天守・史跡松本城の文化財としての適切な保存管理・公開を行うとともに、史跡、建造物、歴史的資料などの保存及び修理を計画的に実施しています。史跡松本城の整備については、平成11年に策定した「松本城およびその周辺整備計画」に基づき、適切な時期に事業化に着手しており、現在は松本城南・西外堀の復元事業等の取り組みを進めています。 また、松本城にふさわしい行事の開催、ホスピタリティの向上、PR等を推進しています。

2 令和元年度における重点目標

(1) 石垣修理事業（継続）	
ア 内容 「史跡松本城石垣現況調査」に基づき、崩落の危険度の高い石垣を計画的に修理し、史跡の保存と安全の確保を図るものです。平成27年度から、本丸北外堀南面石垣修理事業に継続して取り組んでいるものです。 イ 具体的な進め方等 平成29年度に着手した北裏門東側門台石垣解体修理工事のうち、継続事業である石垣の積直しを実施します。なお、令和元年度で工事は竣工の予定です。 また、修理工事にあたっては、地元の石工と引き続き連携を取りながら、伝統的な技術の伝承と、松本城の保存のための体制の構築を進めます。 ウ 自己評価（成果・課題） 北裏門東側門台石垣解体修理工事のうち、石垣の積直し工事が完了し、工事が竣工しました。また、工事にあたっては、地元の石工と連携により、伝統的な技術の伝承に努めました。	評価 A
(2) 国宝松本城天守耐震対策事業（継続）	
ア 内容 平成26年度～平成28年度に実施した国宝松本城天守耐震診断の結果を基に、耐震補強内容を検討のうえ耐震対策基本計画を策定し、耐震補強工事を実施するものです。合わせて防災設備の見直しや展示の見直しを行うものです。 イ 具体的な進め方等 平成30年度に引き続き、耐震対策基本計画の策定に向け、国宝松本城天守耐震対策専門委員会において耐震補強内容等の検討を行います。 ウ 自己評価（成果・課題） 耐震対策基本計画策定に向け、天守の耐震性能を精査するための土壁実験を行うとともに、その結果を基に耐震補強（案）を作成し、松本城天守耐震対策専門委員会で検討を行いました。また、耐震補強（案）作成に必要な石垣の取扱いについて、当初予定していた文化庁の取扱い方針が示されないことから、松本市独自の調査方法の検討にも着手しました。 なお、令和2年度以降も天守台内部の地盤や石垣の調査を行ったうえで、耐震補強（案）の内容を精査してまいります。	評価 B
(3) 黒門・太鼓門耐震対策事業（継続）	
ア 内容 平成30年度に実施した松本城黒門及び太鼓門の耐震診断の結果を基に、来場者の安全を確保するため、耐震対策の検討を行うものです。 イ 具体的な進め方等 黒門・太鼓門の耐震診断の結果、耐震補強が必要であることが判明したため、耐震補強工事に向けた耐震対策基本計画策定の取り組みを進めるものです。 ウ 自己評価（成果・課題） 耐震診断の結果、当初の想定を上回る耐震補強が必要となったため、今後の活用への影響が最小限となるよう、文化庁や有識者に相談・協議を行い、補強方法について検討を重ねてきました。	評価 B

しかし、耐震対策基本計画策定には更なる時間を要することから、令和２年度以降も検討を継続することとしました。 また、耐震診断結果を市民や観覧者に周知するとともに、太鼓門の特別公開を中止しました。	
(4) 堀浄化対策事業（継続）	
ア 内容 松本城の堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）及び水質浄化を実施し、歴史的な景観及び快適な公園環境・見学環境の維持向上を図るものです。	
イ 具体的な進め方等 平成３０年度に実施した松本城堀総合調査の補完調査を実施するとともに、総合調査の結果を踏まえ、堀の堆積物除去（浚渫）工事に向けた検討を進めます。 また、堀の維持管理を図るため、日常的な清掃、酸化マグネシウム散布による堀の浄化などを、委託事業（堀清掃等業務）により継続して実施します。	
ウ 自己評価（成果・課題） 堀堆積物除去（浚渫）のための堀総合調査（補完調査）を実施し、堀の堆積物、水量、水質等の基礎データを取得するとともに、全面的な堀浚渫に向け、松本城の堀に適した浚渫工法選定のため、令和２年度に実証実験を実施することについて検討しました。 また、堀清掃業務や薬剤（酸化マグネシウム）の散布等、日常的な堀浄化業務を継続しました。	評価 A
3 特記すべき事項	
(1) 松本城南・西外堀復元事業は、具体的な整備内容の検討と堀復元の可能性について調査・研究するため、松本市役所内に部局横断の組織を設置し、検討を進めました。 (2) フランスのノートルダム大聖堂や首里城の火災を受け、文化財の防火対策について早期対応が必要となったことから、松本城でも令和２年度以降の防災設備の更新・新設についての検討に着手しました。 (3) 本丸庭園内での防火防災対策のため、本丸庭園内で行っていた大規模なイベントや火気を使うイベントなどを、可能な限り二の丸御殿跡地等本丸庭園外で開催するように変更しました。また、今年度変更できなかった他団体主催のイベント等についても、今後できるだけ本丸庭園外で実施していただくよう協力依頼しました。	
4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）	
(1) 石垣修理事業	
ア 社会教育委員による評価意見 地元石工さんとの連携、技術継承の為にも人材育成の為にも是非継続してください。	
イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 令和元年度で本丸北裏門東側門台石垣解体修理工事は完了しましたが、他の石垣についても修理を行う際は、地元石工との連携を図り、技術継承と人材育成を進めます。	
(2) 国宝松本城天守耐震対策事業	
ア 社会教育委員による評価意見 天守、黒門、太鼓門の耐震対策事業については観光客も多いことから、文化庁や関係者とも協議を深め、一刻も早い耐震補強工事の実施をお願いします。	
イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 国宝松本城天守及び黒門・太鼓門の耐震対策にあたっては、天守は文化財的価値を損なわないよう、黒門・太鼓門は今後の活用への影響が最小限となるよう、それぞれ文化庁や有識者との協議、指導・助言を受けながら、耐震補強案の検討と、耐震対策基本計画の策定を進めています。 このうち、天守については、耐震に係る石垣の取扱いについて国の指針を待たず松本市独自の調査方法を検討する必要性が生じたことから、更に時間を要する状況です。 今後は、早期の耐震工事着手に向け、石垣の取扱いに関する有識者を天守耐震のための	

	専門委員会に加えるなど、検討体制の強化を図りながら、令和4年度に黒門・太鼓門、令和8年度に天守の耐震工事着手を目指し、取組みを進めます。
(3) 堀浄化対策事業	ア 社会教育委員による評価意見 これまでの取組みで、堀の状況が改善されてきているのが大変うれしいです。美しい景観を維持していくには大変な努力が必要ですが、今後も美しい堀の維持を目指して取組んでください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 堀の浄化対策については、薬剤散布や堀の清掃等により、日常的に水質浄化と公園環境の維持向上に努め、今後も継続して取組みを進めます。 また、堀堆積物の全面的な除去（浚渫）のため、堀の堆積物、水量、水質等の基礎データ取得のための総合調査を行ったほか、令和2年度は松本城の堀に適した浚渫工法選定のための実証実験（内堀の一部浚渫工事）を実施します。 令和3年度以降、実証実験の結果を基に堀浚渫のための計画を策定したうえで、令和5年度からの浚渫工事着手を目指します。
(4) 重点目標以外	ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 松本市の最大の観光資源の「松本城」と新国宝の「旧開智学校」は、互いに連携しあうことで、さらに魅力を増すと考えます。周辺地域を含め、両施設を連携した周知などを検討してください。 (イ) ノートルダム大聖堂、首里城の火災被害を目の当たりにして、特に防火対策は最新の設備など万全の対策で、早期の実現をお願いします。ただ、長い間市民に親しまれてきた本丸庭園内でのイベントが、すべて本丸以外での実施となってしまうのも寂しさを感じます。公園や庭園の活用に関するあり方も新しい防火設備の設置で見直せるものがあると思いますので、研究をお願いします。 (ウ) 南西外堀復元事業は、汚染土壌の処理に関する課題をしっかりと研究しながら進めてください。計画の変更に関しては、市民や地域住民への丁寧な説明で、共通理解のもと事業が進められるようにお願いします。 (エ) 埋橋についての方針などが示されている、松本城およびその周辺整備計画について、近隣住民はもちろん多くの方が学ぶ機会を検討してください。江戸期の復元を目指すため、当時存在しなかった埋橋は撤去し、足駄堀を復元する方針である一方、景観としての歴史もあるとの意見も聞きます。世界遺産登録を目指す観点からも、多くの意見があると思います。松本の象徴でもある松本城だからこそ、みんなで正しく知り、考える必要性があると思います。 (オ) 売店の広さについては、お客様が入ると大変狭く感じ、新型コロナウイルス対策という視点で見ると間隔が確保できないと思われます。史跡への建て増しは困難だと思いますが、公園内の別の場所への移設も含め長期的な視点で検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 旧開智学校との連携については、博物館主導による「旧開智学校校舎周辺整備計画庁内検討会議」等で、市全体として検討しているところです。 国宝松本城天守の防火対策については、耐震工事への影響を考慮しながら令和2年度から防災設備の更新・新設に着手します。なお、本丸庭園内のイベントについては、今後、防災等安全面も考慮しつつ、イベント開催に影響のある天守の耐震補強や石垣修理事業、南西外堀復元事業に博物館移転などの各事業の完了や目途が立った時点で開催可能なイベントを新しいものも含め検討していきます。 松本城南・西外堀復元事業については、将来の堀復元を含めた整備の内容について調査・研究を進めますが、その過程の中で計画内容について市民へ丁寧な説明を行い、市民の声に耳を傾けながら、事業への理解と協力が得られるよう慎重に進めます。 松本城及びその周辺整備計画については、計画を市ホームページに掲載し、市民周知を図るとともに、松本城で開催する「天守床磨き」や「夏休み子ども勉強会」等の講和に取り入れる等、折に触れて市民が学べる機会の提供を検討します。 埋橋は松本地震の際に被災したため、現在、立入り禁止としています。松本城及びその

周辺整備計画では足駄堀の復元に伴い撤去する計画ですが、松本城の景観の一部として、広く市民、観光客に親しまれ、定着している現状もありますので、今後の整備に当たっては、慎重に検討していきます。

売店については、松本城公園内は、すべて史跡のため現施設の増築や別の場所への移設ができない状況です。このため、今後も現施設内における商品陳列の工夫などにより改善を模索していきます。

Ⅲ－９ 美術館

1 事務事業の概要

美術館が目指す４つの場「鑑賞の場、表現の場、学習の場、交流の場」の提供を事業の柱に据え、展覧会や教育普及事業等を実施し、芸術文化の振興と文化の薫り高い市民生活の充実を目指します。

2 令和元年度における重点目標

(1) 多くの人の心に届く展覧会の開催（継続）

ア	内容 国内外の優れた美術作品を紹介するため4つの企画展を開催するとともに来館者サービスの向上を図ります。	
イ	具体的な進め方等 (ア) ユニマットが所有するフランス近代絵画とラリックのガラス工芸作品を紹介します。 (イ) 英国の作家ルイス・キャロルの物語「不思議の国のアリス」の原点や影響を受けた現代アートを紹介します。 (ウ) 改修中の長野県信濃美術館と松本市美術館のコレクションのなかから日本画の名品を紹介します。 (エ) 20世紀前半にフランスで活躍した画家ラウル・デュフィの、音楽をテーマとした作品やテキスタイルなどを紹介します。 (オ) デジタルサイネージを活用し館内案内をより分かりやすく表示するとともに、外国語対応スタッフ（英語・中国語・韓国語）を拡充し、多言語対応の向上を図ります。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) ユニマット展 フランス近代絵画の変遷をたどれる絶好の機会となる企画展となりましたが「ゴールデンウィーク」「工芸の5月」と重なり、教育普及系の関連事業を織り込むことができませんでした。人手が不足する時期に開催する企画展の課題となっています。 (イ) アリス展 地元テレビ局との共同主催で開催しました。メディアの広報戦略、強力なCM等の発信力に加え、幅広い年齢層に受け入れられる内容で、歴代4位の観覧者数を記録しました。今後の開催手法を検討する上で参考となる企画展となりました。 (ウ) 日本画名品展 記念対談会は県信濃美術館のノウハウを生かし手話通訳、要約筆記を行いながら開催しました。 県信濃美術館とのコラボは、日本画の県内主要作家の代表作を一堂に観ることができる貴重な機会であり、普段は別々に保管されている作家の作品が並ぶというドラマチック性を兼ね備えた有意義な展示となりました。 (エ) デュフィ展 20世紀前半のパリでデザインされ制作されたテキスタイル作品（布地、織物、ドレス）が、デュフィの絵画作品と一緒に展示されたことで、当時のパリモード界の様子を達観できる優美な企画展となりました。後半は新型コロナウイルスの影響で開館日数が減り観覧者は目標を達成することはできませんでした。 ※各観覧者状況 観覧者数実績 （ 目標数 ） ユニマット展 12,908人 （ 12,000人 ） アリス展 42,092人 （ 28,000人 ） 日本画展 10,530人 （ 10,000人 ） デュフィ展 ※ 5,575人 （ 12,000人 ） 計 ※71,105人 （※ 62,000人 ） （4/1～7 老いるほど若くなる展1,478人除く） (オ) 外国語対応スタッフを配置（英語2人・中国語1人）し、多言語対応の向上を図りました。 デジタルサイネージによる館内案内を受付横に設置したことで、館内表示はシ	評価 A

	ンプルになりましたが、貸室（ギャラリー）情報量の減少や視認性の低下など課題がみえてきました。今後は、研究、検証を進め来館者へのサービス向上を目指します。	
(2) 草間彌生作品の拡大特別展示（新規）		
ア	内容 草間氏本人、草間スタジオ、草間彌生記念芸術財団との連携による円滑な顕彰活動を継続すると共に、新収蔵作品「愛はとこしえ」シリーズ全50点、《天国への梯子》、《大いなる巨大な南瓜》の公開にあわせ、初期作品から最新シリーズまでの約70作品を拡大特別展示し「草間生誕の地・松本」を国内外に発信します。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 常設展示室A～Cを利用し令和元年5月21日から草間作品の拡大特別展示を開催します。 (イ) 拡大特別展示専用ポスターの作成や専門のパンフレットを作成します。 (ウ) SNSの活用や広告掲載等を通じ、国内外からのインバウンドを強化します。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 観覧者数の増加（※令和元年度は3／3まで） 前年比約1.7倍増 平成30年度 52,267人 令和元年度 87,524人 (イ) 専用ポスター 作成数 2,000枚（平成30年度予算） パンフレット 作成数100,000枚（英語2万、繁体字・簡体字各1万） (ウ) 外国人観覧者数歴代最高 平成30年度 12,620人(4/1～3/31) 比率 6.0%(12,620/211,438) 令和元年度 16,899人(4/1～3/3) 比率 10.6%(16,899/160,107) (エ) 平成30年度開催の草間展以降、観覧者数が底上げされ外国人観覧者は人数、比率ともに増加し、3月3日までの全観覧者に対する比率は昨年より4.6ポイント大きくなりました。 3月は新型コロナウイルスの影響で休館日が多くなりましたが、通年では円滑な顕彰活動及び国内外への発信が強くなりました。	評価A
(3) 未来の学都を支える子ども育成事業の推進（継続）		
ア	内容 小中学生の豊かな感性を育むため、学校と連携した美術教育の充実に取り組みます。 また、各種ワークショップ、講座、教室等の開催による、美術のすそ野をひろげる取り組みを進めます。	
イ	具体的な進め方等 (ア) アートカード、鑑賞ノート（鑑賞教育教材）を活用した学校連携の推進 (イ) 各種ワークショップ、講座、教室等の開催と教育普及活動拠点の増設 (ウ) 先生方を交えた勉強会、高校生講座（ワークショップ）の開催等、学校の美術館活用事業を推進	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 美術館収蔵品の画像を使った「アートカード」の学校貸出や出前講座を行ったほか、平成30年度に製作した「鑑賞ノート」を活用する宣伝や小中学生向け鑑賞会で年間700冊以上を利用し、子どもたちが美術に親しむ機会を創出する教材として活用しました。 (イ) 毎年人気の未就学児を対象とした「はじめてのびじゅつかんさんぽ」を年4回開催したほか、小学生対象の「あそ美じゅつ」を実施し、「また来たい」「家ではできない経験ができた」等の感想をいただきました。 (ウ) 高校生対象の日本画の講座を実施し、「初めての体験ができた」等の声をいただきました。 (エ) アカデミア館で信州梓川賞展の関連イベントとして、小中学生を対象としたワークショップ「いろとかたち」（内容：絵の具や画用紙をつかい自分だけのい	評価A

	ろ×かたちつくりだす)を開催し、みんなのアトリエで公開展示しました。※参加者11人(うち小学生8人) 西部地域の美術教育普及拠点として、継続しての事業展開が今後の課題です。	
(4) 美術館大規模改修事業(継続)		
ア	内容 美術館開館20周年(令和4年度)の前年の令和3年度を大規模改修の実施年とし、今年度は、具体的な改修箇所の素案及び概算額の算出を行います。	
イ	具体的な進め方等 《実施スケジュール》 ・平成30年度、令和元年度:既存設備改修のための基本調査、改修箇所の確定及び改修工事費案の算出 ・令和2年度:実施設計作成 ・令和3年度:改修工事(全館休館) ・令和4年度:リニューアルオープン	
ウ	自己評価(成果・課題) 毎月定例的に館内、庁内関係部署、設計、改修関係業者と打合せ、検討会議、現場でのヒアリング及び調査を行い、改修箇所の確定及び概算額の算出ができました。	評価 A
(5) セキュリティの強化による管理体制の向上(新規)		
ア	内容 警備体制を強化し館全体のセキュリティ体制を充実させ、来館者が安心して鑑賞できる環境と館内外の作品の安全管理を一層向上させます。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 常駐警備員を昼間(8時45分～17時45分)1名追加配備し、警備の空白時間を無くすと共に、館内外の巡回警備を行うことで保安体制の向上に努めます。 (イ) 全ての西棟(事務室側)来館者に出入り記録を厳守させ、入退出管理の徹底を図ります。	
ウ	自己評価(成果・課題) 常駐警備員を配置し入退出管理の徹底を図ったことで、館内外作品の保安及び不審者等への危機管理能力が向上しました。また、貸室などの施設利用者や来館者へのサポートも厚くなり、館全体のサービスが向上しました。	評価 A
3 特記すべき事項		
平成30年に続き、「みんなで楽しくトークフリーデー」をラウル・デュフィ展のイベントとして3日間開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。		
4 評価意見及び教育委員会の改善方針(取組方針)		
(1) 多くの人の心に届く展覧会の開催		
ア	社会教育委員による評価意見 (ア) 各展覧会について、KPI(Key Performance Indicator)を大きく上回る実績は、高く評価します。また、デュフィ展では、新型コロナウイルス拡大による休館後、地元新聞紙とのタイアップやネット配信などで、魅力を発信する試みがありました。常に芸術・文化を発信する施設として大切な視点だと思います。今後も新しい発信方法などの研究を続けてください。 (イ) (令和2年度事業ですが)『柚木沙弥郎のいま』は、まさしく「松本の多くの人の心に届く展覧会」だと感じます。観覧者数の多さも大切ですが、「心に届く展覧会」をこれからも継続して開催してください。	
イ	教育委員会の改善方針(取組方針) 美術館は、さまざまなジャンルの美術を通じて多様な文化を発信する拠点であると考えます。報道媒体による広報に加え、今後もSNSを活用し、美術館をより身近に感じ、行ってみたいと思っただけの情報を発信していきます。	

	また、展覧会の企画にあたっては、国内外の様々なジャンルや地元ゆかりの人物、来館者層のバランス等を検討し、「多くの人の心に届く展覧会」の開催に努めます。
(2) 草間彌生作品の拡大特別展示	ア 社会教育委員による評価意見 草間彌生作品については、ぜひ生誕の地にふさわしい企画を設け、内外からの誘客に力を入れてください。また、美術作品は人それぞれの感じ方があり、多様であるべきだと思うのですが、まずは地元の人たちの鑑賞のきっかけとなるような、作品の楽しみ方を知る取り組みが大切だと思います。学芸員さんのトーク付き案内の継続や、作品や背景の解説付きツアーを無料で楽しめる日を設けるなども検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 草間彌生の常設展示については、大規模改修後も内容を変えて拡大展示を予定しています。これまでも市内各所から草間彌生に関する出前講座の要望をいただき解説を行ってききましたが、館内でのギャラリートークやスライドトーク、SNSを活用した動画配信等、解説方法について検討します。
(3) 未来の学都を支える子ども育成事業の推進	ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 将来を担う芸術家が松本から誕生するよう、子ども育成事業の拡大を今後お願いします。一人でも多くの子どもたちに「クラスの友だちと一緒に美術館に行ったんだ、楽しかった」という体験をしてほしいと願います。 (イ) 大規模改修に伴う1年間の休館時には学校・保育園・幼稚園等への出前講座を拡大実施してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 学校見学等で配布している「鑑賞ノート」について、より利用しやすい内容とし、大規模改修後から使えるよう検討を進めます。 また、リニューアルオープン後に足を運んでいただけるきっかけづくりとして、改修休館中は学校や公民館等と連携した出前講座を計画します。
(4) 美術館大規模改修事業	ア 社会教育委員による評価意見 大規模改修事業については、来館者や利用者が理解と期待を持てるような周知をお願いします。また、現在美術館施設を常時活用している美術家・美術団体・「美術館友の会」に対しては、休館中の活動場所や運営にかかわる助言等のきめ細かな対応が、リニューアル後のスムーズな活動につながるので、丁寧な対応をお願いします。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 大規模改修に伴う休館については、既に当館ホームページや美術館NEWS「あーとふる」などでお知らせしていますが、今後は、改修内容等も含めて、当館ホームページや広報まつもとなどを通じて、更なる周知を図ります。また、利用者団体等の休館中の活動場所や運営に係る相談についても、附属施設である梓川アカデミア館の活用なども含め、丁寧に対応します。
(5) セキュリティの強化による管理体制の向上	ア 社会教育委員による評価意見 昼間の警備員の追加配備は、サービス向上の面からも大変効果があったと思います。さらに、例えばセキュリティが強化されたことによって、開館準備が容易になれば、利用者側の準備開始時間も繰り上げられなど、利用者にとってのメリットが還元されるような見直しも検討してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 貸館の準備開始時間の繰上げは困難ですが、施設利用者や来館者が利用しやすい美術館となるよう、引き続き、館全体のサービス向上に取り組めます。

(6) 重点目標以外

ア 社会教育委員による評価意見

- (ア) 4つの場の1つである「交流の場」については、そのあり方についてこれまでの経過を含め研究してください。下記の参考資料に美術館建設当時の情報交流のあり方について市民の願いが掲載されています。時代に合った交流の仕方も取り入れながら、多くの人が気軽に交流できる場の持ち方を、ぜひ、改修後にも継続してください。

【参考資料】

- ① 平成13年3月23日「(仮称)松本市美術館管理運営に関する提案書」(「(仮称)松本市美術館」開設市民研究会作成)
 - ② 平成24年3月22日「松本市美術館友の会10周年記念誌「輪」と「和」の歩み」(松本市美術館友の会作成)
- (イ) 美術館友の会や、近隣の第三地区町会の皆さんと交流を深めることで、様々なイベントも定着しているなど、市民協働の面からも高く評価します。こういった評価は、日頃の職員の姿勢で醸成されるものですので、今後も市民や利用者との交流を大切に、開かれた美術館づくりを継続してください。

イ 教育委員会の改善方針(取組方針)

「交流の場」のあり方については、多くの人が気軽に交流できる場づくりや仕組みづくりなど、これまでの経過を考慮しながら、引き続き研究を進めます。

友の会や第三地区町会と協働して開催している「美術館の夕涼み」イベントなど、今後も機会をみながら、市民や利用者との交流を進め、開かれた美術館づくりに取り組みます。

Ⅲ－１０ 博物館

１ 事務事業の概要

博物館では、松本市域全体を博物館と考える「松本まると博物館構想」の理念のもと、「松本市歴史文化基本構想」を実現するため、下記の事業を実施します。
(1) 令和５年秋の基幹博物館開館に向け準備を進めるとともに資料の保存方針策定と整理を進めます。
(2) 文化財建造物を保存活用する分館では、建物を適切に管理し広く市民の活用に供する事業を展開します。
(3) 新たに分館となった旧山辺学校校舎を含め、１６館が各施設の特徴を生かし市民の学習意欲に応えるため、市民との協働で博物館活動を推進します。
(4) 公共施設再配置計画に基づき、既存の博物館施設の管理運営のあり方を見直します。

２ 令和元年度における重点目標

(1) 基幹博物館整備事業（継続）	
ア 内容 令和５年秋の開館に向け、建設地の埋蔵文化財発掘調査を実施するとともに、年度内に建設工事に着工できるよう準備を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 建設地の埋蔵文化財発掘調査を概ね１年かけて実施します。 (イ) ７月末の建築・展示実施設計終了後、予算計上並びに入札・契約事務を進めます。 (ウ) ロゴ・シンボルマークの商標登録を出願します。 (エ) 搬入する図書資料の整理を進めます。 ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 建設地の埋蔵文化財発掘調査を実施し、令和２年３月に完了しました。 (イ) 建築工事の入札・契約を行いました。また、展示製作業務の令和２年１０月着手に向け予算措置を講じました。 (ウ) ロゴ・シンボルマークの商標登録を出願しました。 (エ) 引き続き搬入する図書資料の整理を進めています。	評価 A
(2) 博物館資料の収集・保管・活用方針の策定と資料整理の実施（継続）	
ア 内容 松本の暮らしや歴史を後世に伝え生かすために、博物館資料を収集してきましたが、未整理資料の増加と市町村合併による資料の重複が課題となっています。そこで、資料の収集・保管・活用方針を策定し、引き続き未整理資料及び重複資料の解消を図ります。また、今後の収蔵庫のあり方についても引き続き検討を進めます。 イ 具体的な進め方等 (ア) 資料収集・保管・活用方針を策定します。 (イ) 方針に沿った整理を行い、本館に所蔵している資料の中で、保存する資料と除籍する資料とに分類します。 (ウ) 本館の資料整理後、合併地区の資料整理を行い、除籍する資料は記録を残し、譲渡、廃棄等の処分を行います。 (エ) 基幹博物館の収蔵庫で保存する資料とその他の資料とに整理し、今後の収蔵庫のあり方を検討します。 ウ 自己評価（成果・課題） (ア) 令和元年度末に資料収集・保管・活用方針を策定しました。 (イ) 先行して、本館において方針に沿った資料整理を始めました。 (ウ) 合併地区の資料整理も併せて実施し、令和２年度から梓川資料保管庫の整理に着手する予定です。 (エ) 基幹博物館で保存しない資料の保管候補地について、契約管財課と打ち合わせを行いました。	評価 A

(3) 旧開智学校校舎保存活用事業（継続）		
ア	内容 擬洋風建築の代表作である、国宝旧開智学校校舎を適切に保存活用するための保存活用計画を策定します。また、旧開智学校校舎を核とした回遊性創出のための庁内検討会議を発足させ検討を行います。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 耐震診断の結果を反映させた保存活用計画を策定し、耐震補強工事を含めた修繕計画を立案します。 (イ) 国宝旧開智学校校舎を核とした市民と観光客の憩いの場のあり方について、建設部及び商工観光部等と連携し庁内検討会議を発足させ検討します。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 保存活用計画策定のため、庁内調整を実施しました。引き続き、専門家の意見を聴取し、策定作業を進める必要があります。 (イ) 7月に国宝旧開智学校校舎周辺整備計画庁内検討会議を発足し、庁内検討を開始しました。文化財の価値を維持するとともに、周辺整備計画策定のため庁内合意を形成します。	評価 B
(4) 歴史文化基本構想の実現（継続）		
ア	内容 松本まると博物館構想の理念に基づき、松本市歴史文化基本構想を実現するため、さらなる市民の博物館活動を推進し、歴史文化に根差したまちづくりに貢献します。そのため、平成30年度に発足した市民学芸員の会の活動の充実、松本市の枠を超えた中信4市をはじめとする中信地方の博物館の連携、及び地域の保存活用団体と連携してまつもと文化遺産の活用推進に取り組みます。	
イ	具体的な進め方等 (ア) 松本まると博物館の活動を推進するため、平成30年度に引き続き8回の講義による市民学芸員養成講座を開催し、市民学芸員を養成します。また、市民学芸員主催の城下町の文化遺産を巡る「まる博d eウォーキング」（市民学芸員が作成した地図を使用）の開催や、各種調査、講座開催及び博物館まつりを実施します。 (イ) 博物館連携事業として開催する「松本藩領ミュージアム」では、江戸時代の紀行作家菅江真澄の足跡を、近隣博物館と連携して紹介する事業に取り組みます。 (ウ) 公共交通を利用し、近代建築や（旧松本区裁判所、旧司祭館、旧波田町役場庁舎等）、立石清重（三松屋蔵座敷、飯森家土蔵等）等のまつもと文化遺産の関連文化財群への回遊性の創出について検討します。	
ウ	自己評価（成果・課題） (ア) 第8期市民学芸員養成講座を開催し、9名が修了しました。偶数月に市民学芸員の会定例会を行い、市民学芸員主催のまる博d eウォーキング、民俗調査、学校へのカータリ人形づくり講座等を実施しました。 (イ) 博物館連携事業の「松本藩領ミュージアム」では、塩尻市元洗馬歴史の里資料館の学芸員と当館学芸員が、菅江真澄についての講座を行いました。 (ウ) 近代学校建築の博物館である旧開智学校校舎、旧制高等学校記念館及び旧山辺学校校舎において、学都松本ミュージアムめぐり2019連携展を実施し、公共交通や自転車を利用しての博物館めぐりを提案しました。	評価 A
(5) 博物館施設の管理運営のあり方（新規）		
ア	内容 令和5年秋の基幹博物館開館を控え、平成30年8月に策定された公共施設再配置計画に基づき、既存の博物館施設の管理運営のあり方について見直しを行います。 あわせて、基幹博物館開館にあたり、不足している自然科学系の学芸員の採用等、学芸員の計画的な採用と人材育成の仕組みづくりを検討します。 また、西部4地区の博物館資料の展示活用方法について検討を進める中で、今後の収蔵庫のあり方について検討します。	

イ	具体的な進め方等	(ア) 公共施設再配置計画における施設継続の必要性について、客観的な指針の作成に着手します。 (イ) 既存の博物館施設のうち、指定管理者制度の導入が可能な施設について、関係者協議を進めます。 (ウ) 施設の維持管理経費の縮減を図るための維持管理計画を策定します。 (エ) 学芸員資格を有する者を計画的に採用・育成するため、有給実践型インターンシップ制度の導入について、庁内検討を開始します。 (オ) 資料の重複が指摘されている安曇資料館、アカデミア館2階、梓川歴史民俗保管庫及び旧波田町役場2階に収蔵されている民俗資料の展示活用方法について検討します。併せて、施設の統廃合及び今後の収蔵施設のあり方について検討します。
ウ	自己評価（成果・課題）	(ア) 公共施設再配置計画に基づく個票作成を行いました。 (イ) 既存の博物館施設のうち、指定管理者制度導入可能な施設について、区分所有者等と協議を行いました。 (ウ) 施設の維持管理計画の策定に至っていませんが、喫緊の課題であると認識しています。今後は、段階的に維持管理計画をすすめる必要があります。 (エ) 学芸員資格を有する非常勤職員の採用活動を職員課とともに実施しました。 (オ) 資料の重複が指摘される施設の展示活用方法の指針となる博物館資料取扱基準を策定しました。施設の統廃合及び今後の収蔵施設のあり方について、契約管財課と打ち合わせを行いました。

評価
B

3 特記すべき事項

基幹博物館建設工事は、令和2年3月に起工式を行い、令和5年秋開館に向け、着実に業務をすすめています。 令和3年3月末に現博物館を閉館し、基幹博物館開館までに資料整理を確実に終了させ、貴重な博物館資料を、基幹博物館で利活用できる体制づくりをすすめます。 令和元年9月に国宝に指定された、旧開智学校校舎の文化財の価値を維持する取り組みを継続し、市民要望の多い周辺整備について、庁内関係課と合意形成を図ります。

4 評価意見及び教育委員会の改善方針（取組方針）

(1) 基幹博物館整備事業	
ア 社会教育委員による評価意見	(ア) 博物館建設の議論が、建物をどこにどうするかということに偏っていると感じます。何を展示し、どのように活用するかという議論も、今後着実に広げてください。 (イ) 令和3年3月末の現博物館閉館前に、休館中の博物館活動（出前講座など）と基幹博物館建設の進捗状況を広く周知する機会を設けてください。また現博物館のサヨナライベントなど企画し、新しい博物館への期待や、市民の声を聞ける場を検討してください。
イ 教育委員会の改善方針（取組方針）	(ア) 博物館活動において、展示内容や活用方法は、非常に重要な要素です。総合博物館として、何をどのように展示するか、また、いかに活用していくかなどについて、展示製作業者を交えたワークショップを開催するなど、市民とともに考え、創り上げていきます。 (イ) 休館中の博物館活動については、分館などと連携し資料整理に影響しない範囲で、できる限り講座等を開催します。基幹博物館建設の進捗状況については、今後工事現場見学会の開催やホームページを開設するなど、幅広い周知を検討します。市民学芸員との共同企画として「博物館まつり」を実施し、新博物館についての期待や市民の声を聴ける場を検討します。
(2) 博物館資料の収集・保管・活用方針の策定と資料整理の実施	
ア 社会教育委員による評価意見	資料選択については、策定した方針に沿った整理、活用をお願いします。また資料の保

	管場所については、市町村合併以前の旧庁舎や統合前の学校等、既存施設の改修なども視野に入れできるだけスペース確保に努めてください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） 資料については、今後も松本市立博物館資料取扱内規に基づいて順次整理を行います。また、保管場所については旧小学校の利用に向けて調整しています。
(3)	旧開智学校校舎保存活用事業 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 【再掲】松本市の最大の観光資源の「松本城」と新国宝の「旧開智学校」は、互いに連携しあうことで、さらに魅力を増すと考えます。周辺地域を含め、両施設を連携した周知などを検討してください。 (イ) 令和3年度からの耐震化工事に伴う休館中に、周辺の交通環境の課題改善に期待します。現状、隣接する中央図書館も慢性的に駐車場不足です。また、観光客だけでなく、子どもたちを含む多くの市民が、気軽に足を運べる場所になるような検討を、スピード感をもって推進してください。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 令和元年度、国宝旧開智学校の保存と活用を検討するため、旧開智学校校舎周辺整備計画庁内検討会議を開催しました。回遊性と交通アクセスが主な課題としてあがったため、関係各課が連携して、シェアサイクルの設置、低速電動バスの試行などを実施しました。今後も、タウンスニーカーの増便、低速電動バスの運行等、魅力あるまちづくりについて更なる連携強化を図ります。 (イ) 慢性的な駐車場不足については、周辺が幼稚園、小学校等も建つ文教地区のため、なるべく、市街地の駐車場を利用し、街中を回遊したり、公共交通機関を使ったりして来館できるような駐車場のあり方を検討します。また、休館中は、隣接する県宝旧司祭館で国宝旧開智学校に関する展示、ミュージアムグッズ販売等を行ったり、工事見学会等を開催し、様々な世代の市民の学びの機会を創出します。
(4)	歴史文化基本構想の実現 ア 社会教育委員による評価意見 (ア) 「松本まると博物館構想」は博物館や分館だけでなく、文化財課や美術館、他にも様々な分野を巻き込んで展開していけるポテンシャルがあります。ぜひ基幹博物館が拠点になって、理念を実現してください。 (イ) 分館を含め、市民協働で推進する博物館活動を活性化するため、また周知するために、市民学芸員の活動を今後も継続してください。また、市民学芸員の意義や取組みを職員が共有できるように、学芸員会などの機会をとらえ研修・交流等実施してください。 (ウ) 七夕人形等、松本の風物詩の由来と変遷を正しく学べる講座を企画してください。子どもたちへの伝承も博物館の大きな役割です。 イ 教育委員会の改善方針（取組方針） (ア) 「松本まると博物館構想」は構想から20年を経過していますが、その後「歴史文化基本構想」にも引き継がれ、博物館以外でも同様の理念が広がり、活動が展開されてきています。博物館は、今後も大きな拠点の一つとして構想と関連する事業と連携をとりながら理念の実現を目指します。 (イ) 博物館の市民協働を推進する企画として「博物館まつり」を令和元年度より開催しています。令和2年度は、閉館の前に「博物館まつり」を開催する方向で計画を進めています。 また、本館、分館ともに市民協働の機会が増えているため、学芸員会においても市民の学びが松本のまちづくりにつながるような事業を立案します。 (ウ) 七夕行事など伝統ある年中行事は松本の魅力となっています。毎年本館や分館で季節に合わせて展示や講座を行い、学びの機会の創出に努めていますが、今後も各館で連携し、継続して取り組みます。

(5) 博物館施設の管理運営のあり方	
ア	社会教育委員による評価意見 既存の博物館施設の管理、運営については十分な見直しを行い、引き続き人材の育成に取り組んでください。
イ	教育委員会の改善方針（取組方針） 山と自然博物館施設で指定管理者制度による管理、運営を始めました。施設の維持管理計画は、松本市の公共施設再配置計画のなかで総合的に検討、見直しを進めます。 また、学芸員の採用、育成についても庁内関係課との調整を継続します。
(6) 重点目標以外	
ア	社会教育委員による評価意見 各地区や学校に収蔵されている資料について、地区の宝として保存・活用ができるよう調査やノウハウの指導助言、資金面の協力などを文化財課と連携しながら実施してください。
イ	教育委員会の改善方針（取組方針） 各地区の学校等に所蔵されている資料については、館蔵資料整理作業の終了後に地区の皆さんと調査を行うなど、その価値が地域の皆さんに伝わるよう取り組んでいきます。

第4章 教育振興基本計画の進捗状況

(単位：事業)

I 全体の件数

総事業数	251
------	-----

II 施策ごとの件数・達成状況

施策名 施策項目	事業数	指標数	指標達成率（対目標値）		
			100%超	70～100%	70%未満
1 子どもの教育の充実	95	120	14	56	10
(1) 子どもの権利の推進	10	10	1	5	
(2) 子育て・幼児教育の充実	13	16	2	5	1
(3) 学校教育の充実	23	27	4	10	1
(4) 学校と家庭と地域の連携	30	43	5	21	7
(5) 学校給食と食育の推進	6	10	2	6	1
(6) 環境教育の推進	5	5		5	
(7) 子ども関係施設の整備・充実	8	9		4	
2 生涯学習の推進	88	116	21	44	27
(1) 生涯学習の推進	43	62	14	21	22
(2) 公民館の学びを通じた地域づくり	24	30	7	14	3
(3) 図書館運営の充実	14	15		8	1
(4) 社会教育施設等の整備・充実	7	9		1	1
3 スポーツを通じた健康づくり	20	20	3	6	1
(1) 市民皆スポーツの推進	14	14	1	6	1
(2) スポーツ団体・リーダーの育成	5	5	2		
(3) 社会体育施設の整備・充実	1	1			
4 文化芸術を通じた教育の推進	12	17	2	8	0
(1) 鑑賞の場の充実	7	8		3	
(2) 表現・学習・交流の場の充実	5	9	2	5	
5 歴史・文化資産の保護と活用	33	34	1	13	3
(1) 松本まるごと博物館構想の推進	13	14		7	1
(2) 博物館事業の推進	10	10	1	3	2
(3) 松本城の保存・整備と活用	10	10		3	
6 教育委員会の機能の充実	3	8	0	0	8
(1) 開かれた会議運営と市民意見の反映	3	8			8
合計	251	315	41	127	49

※上記のうち、目標が数値管理に適さない事業などは78指標
事業見直し、統合、目標達成などにより完了となった事業は20指標

1 子どもの教育の充実

(1) 子どもの権利の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利条例の基本理念に基づき、子どもに関わるすべての大人が連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるため、子どもだけでなく、子どもに関わる大人も含め、市民全体に、子どもの権利に対する理解が広がるよう、積極的に普及・啓発に取り組むもの ※子どもの権利学習会の開催、子どもの権利の日市民フォーラムの開催、子どもの権利学習パンフレットの活用（小中学校）	パンフレット等配布回数 （回）
2	まつもと子どもスマイル運動	地域や家庭において大人が積極的に子どもに関わりを持ち、共に笑顔で暮らせる地域社会を目指すため、登録制により配布した「スマイルバンド」（シリコン製リストバンド）を身に付けた大人が、子どもの登下校時の見守りや、笑顔で声かけ（あいさつ）などを行うもの	登録者数 （人）
3	子どもの権利相談室「こころの鈴」運営事業	子どもの権利擁護に必要な支援をするため、子どもの権利相談室「こころの鈴」で擁護委員と相談員が、子どもの悩みや苦しみを受け止め、一緒に解決を目指すもの。また、必要に応じて学校など関係機関と連携し、速やかな救済・回復の支援を行うもの	こころの鈴通信発行回数（回）
4	まちかど保健室運営事業	心や体に不安を抱える中高生や保護者から相談を受け付けることで、中高生の問題解決の手がかりとし、青少年支援の充実を図るもの	広報回数 （回）
5	不登校児童対策事業	不登校支援アドバイザーや指導主事が、学校訪問指導や教育相談等の活動を通して、各校の不登校児童生徒の状況を把握し、自立や学校復帰の支援、援助を図るもの	不登校児童生徒の割合 （％）
6	松本版コミュニティスクール事業	「松本版コミュニティスクール」の仕組みを利用し、地域、保護者、学校などが願いを共有し連携・協働しながら一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を目指すもの	事業の実施
7	放課後子ども教室	小学校の余裕教室や校庭等を利用し、地域住民の参加により、放課後の子どもの居場所を確保するもの	延べ利用児童数 （人）
8	子ども交流事業	子どもの権利条例のあるまちの子どもたちと、学校、年齢、地域を越えて交流するもの	実施回数 （回）
9	まつもと子ども未来委員会	子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市政や地域の課題を学び、意見交換し、松本のまちづくりを考えるもの	会議開催回数 （回）
10	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」設置・運営事業	様々な事情で学校に通うことができない、また悩みを抱えている子どもたちのための居場所を提供し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、それぞれに応じた生活支援、学習支援、また保護者支援を行い、子どもが自ら一歩を踏み出すための力を育む支援をするもの	居場所利用者数 （人）

(2) 子育て・幼児教育の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	公立保育園・幼稚園の運営管理	すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため家庭状況に応じた保育及び幼児教育を提供するもの（保育園43園、幼稚園3園）	公立保育園就園児童数 （人） 公立幼稚園就園児童数 （人）
2	私立保育園・幼稚園への指導、助成	私立保育園の経営の安定化及び児童処遇の均衡、幼稚園教育の振興及び教育の充実を図るため各種助成金を交付するもの	助成金（千円） 私立保育園 助成金（千円） 私立幼稚園
3	特別保育の充実	延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育、病後児保育、病児保育又は乳幼児情操教育事業、食育の推進、アレルギー対応食等のきめ細かな保育サービスの提供をするもの	-
4	子育て支援事業の推進	子育ての悩みを話し合ったり、親子の交流、学びを通して課題解決に向けた事業を推進するもの	開催事業数 （事業） 参加人数 （人）

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
1	4	2	200%	継続 (幼少期から大人（保護者）まで、段階に応じた子どもの権利の周知・啓発に務める。)	こども育成課
940	1,242	1,500	83%	継続 (地域全体で子どもを見守ることで、子どもが笑顔で安心して過ごせるまちを目指す。)	こども育成課
3	4	4	100%	継続 (通信発行以外にも効果的な周知に努め、研修等により相談員の質向上を図る。)	こども育成課
12	12	12	100%	継続	こども育成課
1.68%	2.47%	1.30%	-	継続	学校指導課
43運営委員会の設置	44運営委員会の充実	44運営委員会の全てにおいて見守り活動、あいさつ運動の取組み	-	継続	生涯学習課 学校指導課
7,068	5,476	6,000	91%	継続 (支援員の確保ができず、H30年度以降2校で休止となっているため、再開または、他小学校区での実施について、松本市放課後子ども総合プランに基づき検討していく。)	こども育成課
2	2	2	-	継続 (県内外の子どもたちと引き続き交流を深め、子どもの成長を促し、松本のまちづくりを考えるきっかけとする。)	こども育成課
10	16	10	-	継続 (開催回数を含めた活動内容について、子どもの意見を尊重し、充実を図ることで、子どもの意見表明や参加の促進をする。)	こども育成課
1,578	1,931	2,000	97%	継続 (引き続き、不登校状態にある市内の小中学生を対象とし、居場所の提供、学習のサポートや相談業務を実施する。)	こども育成課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
4,550	4,287	4,452	96%	継続	保育課
226	191	206	93%		
162,957	235,535	継続	-	継続	保育課
212,624	274,750				
継続	継続	継続	-	きめ細かな保育サービスの提供	保育課
100	107	100	107%	継続	生涯学習課・中央公民館
15,201	10,616	15,200	70%		

通番	事業名	事業概要	指標
5	ブックスタート事業	乳児を持つ親が、本を読み聞かせながら赤ちゃんと一緒に楽しいひとときをもつていただくことを目的として、10カ月乳幼児健診時に、絵本一冊と絵本リストを贈るもの	配本数 (冊)
6	セカンドブック事業	子どもの心と言葉が豊かに育まれる親子で絵本を楽しむ時間のきっかけづくりを目的として、3歳児健診時に、絵本1冊と絵本リストを贈るもの	配本数 (冊)
7	両親学級	父母としての自覚と自立を促すため、妊娠、出産、育児について学び、合わせて仲間づくりを支援するもの	参加人数 (人)
8	育児学級	子どもの成長発達や離乳食等の食事やおやつについての情報提供と育児支援をするもの（2歳児教室を出前講座で実施）	参加人数 (人)
9	多言語版母子健康手帳の発行	英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語の8カ国語の母子健康手帳を交付するもの	交付部数 (部)
10	子育て支援講座	「子どもが急病になったときの対応法」、「上手な病院のかかり方」、「予防接種、服薬指導、栄養指導」等、小児（救急）医療にかかわる子育て支援講座等を開催するもの	参加人数 (人)
11	交通安全教室	幼児（保育園・幼稚園等）や保護者を対象とした交通安全教室や啓発活動を行うもの	開催回数 (回)
12	あるぶキッズ支援事業	発達障害児及び発達に心配のあるお子さんと保護者の方を継続して総合的に支援するシステムで、以下の4事業を実施するもの ①発達障害に関する相談窓口（あるぶキッズ支援室） ②保育園・幼稚園・小中学校等への巡回支援 ③あるぶキッズサポート手帳の配付 ④ペアレントトレーニング等の保護者支援	あそびの教室 参加者の満足度 (%)
13	子ども子育て安心ルーム事業	妊娠、出産から子育て期の切れ目ない子育て支援を行うため、こどもプラザ（筑摩、小宮、南郷、波田）に「子ども子育て安心ルーム」を設置、子育てコンシェルジュを配置し、母子保健コーディネーターとともに、子育てに関する相談、支援を行うもの	子ども子育て安心ルームの設置力所数 (力所)

(3) 学校教育の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	自立支援教員・中学校学力向上推進教員等配置事業	市内小・中学校に配置している市費教員が、「新たな不登校を生まない取り組み」や「不登校状態の改善」等、各校の実情に合わせて個に寄り添った支援を行うことを通して社会的自立を目指すもの	配置人員 (人)
2	特別支援教育支援員配置事業	小中学校に在籍する障害のある子ども等の支援ができるよう「特別支援教育支援員」を該当の学校に配置し、特別支援教育の充実を図るもの	配置時間 (h)
3	花を育てる心の育成事業	いじめ、不登校、非行の低年齢化等の大きな社会問題の解決の基本となる「心豊かな人間の育成」を目指すもの	実施小中学校数 (校)
4	トライやるエコスクール事業	特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史・文化・自然等の活用による教育実践活動や、環境教育の充実を図るもの	実施率 (%、全50校)
5	ALT配置事業	小学校においては、外国語を通してコミュニケーション能力の素材を養い、中学校においては、生きた英語を通して国際感覚を身に付けた人間性豊かな生徒を育てるもの	配置率 (%、全48校)
6	私立学校補助	私立高等学校における奨学と振興を図るため行うもの	補助交付数 市内設置校（校） 補助交付数 市外設置校（校）
7	松本市育英資金奨学金制度	意欲と能力がある学生が、経済的理由により進学を断念することがないよう、奨学資金を貸与するもの。（貸与する奨学金には、要件が整えば返済が免除される償還免除制度も設定）	奨学生 (人)
8	教職員の研修	市独自に「教科等研究推進教員」を委嘱し、日常の授業や指導に役立てる研修や、「子どもと教職員の温かな接点づくり」を目指して研修を行うもの。（教科等研究推進教員は全教科・領域1名配置、全26名）学校以外にも信州大学や松本大学等の教員養成研修にも積極的に活用していくもの	教科等研究推進教員派遣研修 (件) 松本市立学校教職員研修 (校)
9	通学区の弾力化	通学の安全確保及び負担軽減を図るため、隣接する通学区の学校が指定校よりも近く、かつ、指定校までの通学距離要件を超える場合、指定校の変更を認めるもの	弾力化の要件

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
2,007	1,798	継続	-	継続	中央図書館
-	1,970	継続	-	新規	中央図書館
(延) 1,244	(延) 1,249	-	-	実施方法を変更	健康づくり課
2,835	3,216	継続	-	新型コロナウイルスの感染拡大状況により実施方法を変更して実施	健康づくり課
21	34	継続	-	継続	健康づくり課
579	330	600	55%	継続	医務課
113	116	113	103%	継続	交通安全課
96.30%	95.90%	98.00%	97.86%	継続	こども福祉課
-	4	4	100%	拡大	こども育成課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
41	自立支援教員：28人 学力向上推進教員：15人	自立支援教員：38人 学力向上推進教員：19人	-	継続	学校指導課
34,020	32,215	継続	-	継続	学校指導課
全48校	全48校	全48校	-	継続	学校指導課
100%	100%	100%	100%	継続	学校教育課
100%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
6	6	6	100%	継続	学校教育課
2	2	2	100%		
24	40	75	-	継続	学校教育課
-	82	市内全校で1回以上の研修実施	-	継続 身近な助言者として活用できる体制づくりを目指す	学校指導課
5	5	継続	-	継続	
隣接通学区限定距離要件 設定継続	隣接通学区限定距離要件 設定継続	隣接通学区限定距離要件 設定継続	-	継続	学校教育課

通番	事業名	事業概要	指標
10	小学校35人学級編制事業	生活習慣・学習習慣の定着のため、教員一人が指導する児童数が35人以下になるように学級編成するもの	実施率 (%、市立28小学校)
11	授業用校用備品整備	子どもの視点に立ち、学力の向上と豊かな心の育成を図るために、授業用備品の充実に努めるもの	小学校整備費用 (千円) 中学校整備費用 (千円)
12	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、等しく教育が受けられるよう、教育費の一部として新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品費等を援助するもの	児童・生徒数に対する就学援助認定率 (%)
13	日本語を母語としない児童生徒支援事業（松本市子ども日本語教育センター）	日本語を母語としない児童生徒への支援を目的に、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務や、小・中学校で日本語教育支援員等による派遣授業を実施するもの	支援を必要とする児童生徒への日本語教育の実施率 (%)
14	小中学校危機管理マニュアルの見直し	深刻な災害などあらゆる危機に備え、適切に対処するため、「学校安全計画」及び「学校危機管理マニュアル」を見直していくもの	実施小中学校数 (校)
15	まつもとっ子元気アップ事業	・子どもの生活習慣病を予防するため、幼児期から中学生までの健康の実態調査、体力づくり及び食生活の改善を図るプログラムを実施するもの ・不登校児童生徒に対する適応指導及び相談支援体制の充実に図るため、「元気Up教育相談事業」の取組みを推進するもの	体力向上プラン（1校1運動） 生活習慣病予防事業（H23） 元気Up教育相談（年8回）
16	広島平和記念式典参加事業	毎年8月6日に開催されている広島平和記念式典に市内中学生の代表が参加し、被爆者講話の聴講、平和資料館の見学等を通して戦争の悲惨さ、平和の尊さを実感することで、次世代を担う子どもたちの平和意識の高揚を図るもの	参加者数 (人)
17	小中学生平和ポスター展	市内小中学生から平和を題材としたポスターを募集・展示し、平和意識の高揚を図るもの	出展数 (点)
18	親子平和教室	市内小学校高学年～中学生の親子を対象に、松本市の戦争の歴史を学ぶこと等を通じて、「平和の大切さ」や「命の尊さ」を親子で考え、平和の連鎖を広げるもの	参加者数 (組)
19	小学生自転車運転免許証交付事業	小学校4年生を対象に、正しい自転車の乗り方や法規等の基礎知識を習得し、交通安全意識の高揚を図るもの	実施小学校 (校)
20	上下水道子ども用パンフレットの配付	小学校4年生を対象に、上下水道の果たす役割等を理解するため「みんなの上水道」、「みんなの下水道」を作成、配布するもの	上水道配付数 (部) 下水道配付数 (部)
21	松本市学校教育情報化推進計画	ICTを効果的に活用した授業の実現を目指す、情報教育の基本となる計画を策定するもの	計画の策定
22	学校通信ネットワーク整備事業	「GIGAスクール構想」の実現に向けて、校内通信ネットワークを整備するもの。主に以下の工事を実施。 ①幹線10Gbpsの敷設 ②無線LANAPの設置 ③電源キャビネットの設置	整備済み学校数 全49校（小学校29校、中学校20校）
23	バスの乗り方教室・電車の乗り方教室	将来公共交通を利用する小学生に、公共交通の乗り方を教えることで、公共交通に親しみ、積極的に利用する市民を育てるもの	実施小学校数 (校)

(4) 学校と家庭と地域の連携

通番	事業名	事業概要	指標
1	子ども見守り隊	地区住民、PTA、地区関係団体が、学校と連携してボランティア団体を組織し、児童生徒を不審者や交通事故から守るもの	設置率 (%、全48校)
2	家庭教育学習の推進	高度情報化社会にどう対応するかなど、子どもたちを取り巻く諸課題について学び、子どもを守る社会づくりを推進するもの	実施公民館数 (館)
3	学校サポート（学校応援団）事業	学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組むもの （松本版コミュニティスクール事業と統合）	実施率 (%、全35地区)
4	小中学校の総合学習の支援	小中学校で行っている総合学習に、地域住民との交流や体験学習を行い支援するもの	実施公民館数 (館)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
100%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
238, 772	281, 519	現状維持	-	継続	学校教育課
171, 894	215, 618		-		
小学校 : 13.3% 中学校 : 18.1%	小学校 : 11.7% 中学校 : 16.8%	社会情勢により変動	-	継続	学校教育課
90%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
全48校	全48校	全48校	100%	継続	学校指導課
「まつもと元気アップ体操」 ・宿座バージョンDVD作成 ・指導者講習会実施 小中学校保健体育科教員 40名参加 ・体育主任会（市内47校参加） で指導者講習会実施 「運動、栄養、血液検査説明」 ・学校出前講座実績 小学校108回、5,901人 中学校45回、2,244人	「まつもと元気アップ体操」 ・公民館の体操講座で講習会を 3回実施 ・学校出前講座実績 中学校1校 「運動、栄養、血液検査説明」 ・学校出前講座実績 小学校40回、2,869人 中学校4回、355人 ・「元気Up教育相談」8回	継続	-	「運動、栄養、血液検査説明」は令和 元年度で完了 継続	学校指導課、健康づくり課
44	42	44	95%	継続	平和推進課
358	417	400	104%	継続	平和推進課
11	134	100	134%	継続	平和推進課
29	29	30	97%	継続	交通安全課
2, 233	2, 500	2, 200	114%	継続	上下水道局 上水道課・下水道課
1, 857	2, 040	1, 519	134%		
-	策定	GIGAスクール構想による ICT機器の前倒し整備に 伴う改定を予定	100%	R元年度完了 GIGAスクール構想によるICT機器の前 倒し整備に伴う改定を予定	学校教育課
-	0	49	-	新規 （国の令和元年度補正予算成立を受け て実施するもの）⇒令和2年度へ繰越	学校教育課
10	10	16	63%	継続	交通安全・都市交通課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
100%	100%	100%	100%	継続	学校指導課
全35館	全35館	全35館	100%	H30年度～ 松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
100%	-	-	-	H30年度～ 松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館

通番	事業名	事業概要	指標
5	託児ボランティアの養成	家庭教育、子育て学習を必要とする親への学習機会を保障するため、託児ボランティア（地域からの支援）を養成する講座を開催するもの	実施公民館数 (館)
6	世代間交流事業の促進	地域の伝承行事や遊び、又は伝統工芸等の教室を通じて、保育園・幼稚園児、児童・生徒と高齢者との交流事業を促進するもの	実施公民館数 (館)
7	松本市要支援児童放課後等健全育成事業	障害児の放課後の生活・活動の場の確保（児童クラブ）、委託により実施するもの	延べ利用人数 (人)
8	フレンドシップキャンプ補助	障害のある児童とない児童とが交流し、互いに理解を深めることを目的に実施されるキャンプの実行委員会を支援するもの	参加人数 (人)
9	青少年健全育成学習の推進	青少年の健全育成を図るため、家庭や地域の環境づくり等の課題に取り組むもの	実施公民館数 (館)
10	青少年健全育成事業の推進	地域での伝承行事参加やスポーツ活動等を通じて、地域と青少年の交流を図るもの	実施公民館数 (館)
11	「生きる力（キャリア教育）」育成事業	主体性や課題解決力等、児童・生徒が将来、社会の中で自立して生きるための能力、態度の育成を目指し、各種事業を推進するもの	社会参画体験プログラム参加人数 (人) 社会スタディゼミ参加人数 (人) 子ども参観日実施事業者数 (社) 子ども参観日参加人数 (人)
12	中学生職場体験の受入れ	中学生の職場体験として受け入れるもの	受入人数 (人)
13	看護学生等実習指導	信州大学医学部保健学科等の県内の看護学生が、体験学習を通して看護職としての地域保健活動について学ぶもの	参加人数 (人)
14	思春期の子どもたちと向き合うための講座	地域の中で青少年の声に耳を傾け、きちんと向き合うことができる大人となるための講座を行うもの (4回/年)	延べ参加人数 (人)
15	メディアリテラシー教育事業	インターネット・携帯電話が青少年の健全育成に及ぼす悪影響について、親子で理解するための講座を開催するもの	小学校講座実施校数 (校) 中学校講座実施校数 (校) 小中合同講座実施校数 (校)
16	子ども会育成連合会支援事業	地区子ども会育成会の連絡調整を図り、市内全域の青少年育成活動を補助金及び事務局の両面から支援を行うもの	チビッ子カーニバル参加人数 (人) リーダー講習会参加人数 (人) ジュニア・リーダー研修会 開催数 (回) 三九郎実施箇所数 (カ所) 子ども会育成連合会補助金 (千円)
17	松本子どもまつり	子どもの創造性・協調性の心を培い友情の輪を広げていくことを目的に開催するもの	参加団体数 (団体) ボランティア人数 (人)
18	留守家庭対策事業	民間（13の学童クラブ）が実施している『放課後児童健全育成事業』に補助するもの	登録児童数 (人)
19	青少年の居場所づくり事業	放課後や休日に気軽に立ち寄り仲間と一緒にスポーツをしたり、交流の輪を広げたりすることができる場所を確保するもの	利用者数 (人)
20	青少年育成センター運営事業	青少年の健全育成と非行防止のため、補導活動と隔月1回発行する「育成センターだより」による広報活動を行うもの	たより発行部数 (部)
21	青少年相談窓口設置事業	相談員による電話・面接による相談の実施及び窓口の周知を行うもの	広報まつもと等での周知 (回)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
0	1	2	50%	拡大	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
2,984	2,629	30年度で終了	-	令和元年度～ 放課後等デイサービス事業（仮）へ移行予定	こども福祉課
65	59	29年度で終了	-	終了	こども福祉課
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
503	-	500	-	平成30年度で完了	生涯学習課・中央公民館
309	-	300	-		
16	-	15	-		
304	-	300	-		
9	18	10	180%	継続	博物館
663	405	700	58%	継続	健康づくり課
57	- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	120	-	継続 (開催日程の工夫や参加者へのアンケートを通し、より充実した内容となるよう年度ごと検討していく。)	こども育成課
18	22	26	85%	継続	こども育成課
13	8	20	40%		
2	1	2	50%		
500	500	700	71%	継続	こども育成課
119	72	130	55%		
6	7	6	117%		
461	444	460	97%		
2,736	2,780	2,760	101%	継続	こども育成課
49	38	45	84%		
950	571	950	60%	継続	こども育成課
398	383	400	96%	継続	こども育成課
5,797	4,189	6,000	70%	継続 (青少年の実情を踏まえ、継続実施に加え拡充を検討したい。)	こども育成課
1,830	1,830	1,830	100%	継続	こども育成課
12	12	12	100%	継続	こども育成課

通番	事業名	事業概要	指標
22	青少年健全育成市民大会・「子どもの権利の日」市民フォーラム	「青少年は地域社会からはぐくむ」を観点に、明るく暖かい社会環境をつくるため、青少年関連団体を始め市民が集まる大会を開催するもの 平成28年度から子どもの権利について広く周知を行うため、11月20日の子どもの権利の日に合わせて「子どもの権利の日」市民フォーラムと合同開催	参加人数 (人)
23	子ども情報誌「集まれ松本キッズ」の発行	子どもや親子が参加できるイベントなどを紹介するもので、保育・幼稚園、小・中学校の全児童へ年6回隔月配布するもの	発行部数 (部)
24	青少年薬物乱用防止事業	青少年の薬物乱用防止のため市民総ぐるみの学習、啓発活動を行うもの	小学校講座実施学校数 (校)
			中学校講座実施学校数 (校)
			小中合同講座実施学校数 (校)
25	保育サポーター配置事業	高齢者が保育サポーターとして園児と一緒に遊んだり話し相手になることにより、園児の情緒の安定性、自主性の発達等を促すとともに、保育士に対しても子育ての方法・知恵を伝えるもの	保育園配置人数 (人)
			幼稚園配置人数 (人)
26	まつもと広域ものづくりフェア	松本市、塩尻市、安曇野市三市の行政、商工団体を中心とした実行委員会を組織し、子どもたちにもものづくりや理工学に関心を持ってもらうことにより、松本広域の次世代を担う人材育成を図るもの（内容：ものづくり体験、科学実験教室、企業・大学・高校等の技術・製品の展示等）	来場者数 (人)
27	夏休み・水の研究お助け隊	夏休みに小学生親子を対象として、飲料水の作られ方や、家庭排水の処理・再生の仕方について学習の支援をするもの	参加者数 (人)
28	親子農業体験教室	親子での共同作業により、「自然とのふれあい」や「収穫の喜び」を感じ、年間を通じて広く学ぶことで農業への理解を深めてもらうもの	参加数 (組)
29	子どもの未来応援事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い地域の中に健康と安全を守るための子どもの居場所づくりを促進するもの	食事提供、学習支援、相談などを行う 子どもの居場所力所数 (力所)
30	ものづくり人材育成事業	松本市ものづくり育成連絡会と連携し、若年層にもものづくりの楽しさを伝えるため、小学校での木工教室や中学校の職場体験学習の情報誌作成等を行うもの	木工教室実施回数 (回)

(5) 学校給食と食育の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	学校給食における地産地消、食育	学校給食における新鮮で安全、安心な地元産食材の使用量増加と、学校訪問等を通じて作り手の顔が見える給食の提供、食に関する指導を行うもの	地産地消率 (%)
			小学校学校訪問数 (校)
			中学校学校訪問数 (校)
2	食物アレルギー対応食提供事業	近年増加しつつある食物アレルギーを持つ児童・生徒に対しても、他の児童・生徒と同様、学校における食育の機会均等化を図り、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、衛生管理の徹底とアレルギー物質の混入を防止し、安全・安心なアレルギー対応食を提供するもの	提供児童生徒数 (人)
3	安全で安心な学校給食の提供	ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の給食事故を防止するため、徹底した衛生管理の下、安全・安心で美味しい学校給食を提供するもの	給食提供数 (食)
4	食育講座	消費者団体など地区内の「食」に関わる団体とともに、安心・安全な食材や食生活に関する環境などについて学びながら、食と生活環境の視点から暮らしの質を問いなおす学習機会（講座、料理教室）とするもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
5	地産地消食育推進事業	農業体験、加工体験を通して、子どもたちに地域の農業、伝統文化、バランスの取れた食事の重要性を理解してもらい、地産地消を推進するもの	事業主体数 (団体)
			延べ体験児童生徒園児数 (人)
6	家族団らん手づくり料理を楽しむ日の推進事業	「家族団らん手づくり料理を楽しむ日」の普及啓発として、市内全小学校で市職員等による食育の講話と、家庭に持ち帰り家族での手づくり料理を促すための、地元産農産物の配布を行うもの	市内全30校への配布

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
150	187	250	75%	継続 (青少年の健全育成及び子どもの権利の推進に資する場として、より多くの市民の参加を促したい。)	こども育成課
31,200	25,800	27,500	94%	継続	こども育成課
21	20	26	77%	継続	こども育成課
17	15	20	75%		
1	3	2	150%		
43	42	42	100%	継続	保育課
3	3	3	100%		
14,159	13,950	15,000	93%	R元～R3の開催結果を受け検証	商工課
100	142	120	118%	継続	上下水道局 下水道課
50	0	50	0%	地産地消食育推進事業に統合 (R元年度～)	農政課
－	10カ所	16カ所	62%	継続	こども福祉課
－	7	7	100%	継続	労政課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
83.6%	78.1%	84.0%	93%	継続	学校給食課
20	23	25	92%		
9	9	16	56%		
203	187	180	－	継続 (対応食解除への取組みとともに)	学校給食課
20,138	19,531	19,600	100%	継続	学校給食課
175	164	180	91%	地域関係団体との連携、協働	生涯学習課・中央公民館
4,470	4,234	4,500	94%		
11	17	13	131%	拡大	農政課
7,571	11,200	8,000	140%		
(1) 期日 5月～7月 (2) 配付農産物 ふなしめじ4校 1,186パック えのきたけ4校 3,008袋 小ネギ 9校 4,440束 きゅうり 7校 7,428本 ズッキーニ6校 2,314本 (3) 費用 1,280千円	(1) 期日 5月～11月 (2) 配付農産物 えのきたけ 9校 5,331袋 ズッキーニ 6校 2,954本 きゅうり 3校 5,376本 りんご 2校 974個 小ねぎ 2校 955束 長ねぎ 2校 823束 しめじ 1校 476袋 さといも 1校 339袋 パプリカ 1校 297個 番所きゅうり 1校 45個 稲枝菜 1校 34束 保平蕪 1校 30個 (3) 費用 1,390千円	30	100%	継続	農政課

(6) 環境教育の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	食品ロス削減事業	食育の推進、生ごみ減量の観点から、家庭における食品ロスを削減するため、啓発用パンフレットを作成し、保育園、幼稚園での歯科栄養指導教室（年中児対象）等で配布。保護者を含めた意識啓発、積極的な取組を依頼するもの	パンフレット配布数 （部）
2	エコスクール事業	市民が地域の自然資源について知識を深め、環境に対する意識向上を図るために、自然観察会等の体験型環境学習の機会を提供するもの	講座参加人数 （人）
3	園児を対象にした参加型環境教育事業	環境に対する意識を高めるため、感受性豊かな園児（年長児）を対象に、「食べ残しはもったいない、ごみは分ける。」ことをテーマに参加型の環境教育を実施するもの	園児の意識変化の割合 （％）
4	松本市環境基本計画ハンドブックの配布	当該計画を着実に推進するため、子どもの頃から環境問題に対して自分たちのできることを積極的かつ自発的に取り組めるよう、子ども用のハンドブックを小学校4年生に配布するもの	配布数 （部）
5	小学生を対象とした環境教育	食べものの「もったいない」について、子どもの環境に対する意識醸成と家庭への波及・浸透を図るため、市内全小学校3年生を対象に、食品ロスをテーマとした環境教育を行うもの	実施小学校数 （校）

(7) 子ども関係施設の整備と充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	保育園・幼稚園施設整備事業	老朽化した施設、設備の計画的な改修、改築を行うとともに、人口動態、社会動態を考慮した適正な整備を行うもの	保育園改築整備園数 （園） 幼稚園改築整備園数 （園）
2	児童館・児童センター整備事業	地域の児童の遊びの拠点、又は放課後児童健全育成事業の実施場所として整備するもの	改築が必要な 木造施設数 （館）
3	学校大規模改造事業	学校施設の消耗、機能低下に対する復旧措置及び用途変更に伴う改造により、教育環境の改善及び建物の安全性の確保を図るもの。H29年度完了後は長寿命化改良事業へ移行	実施校数 （校）※累計値
4	学校新・増・改築事業	30人規模学級編成や学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加による教室不足対応や校舎及び体育館の老朽化対応等のために新・増・改築事業を行うもの	対象校 （校）
5	太陽光発電設置事業	小中学校に太陽光発電を設置し、環境負荷軽減や自然との共生を考慮した学校整備を行い、環境・エネルギー教育の教材として活用するとともに、地球温暖化対策の推進、啓発を身近に感じられる学校施設とするもの	設置率％ （校/校）
6	小中学校プール整備事業	老朽化が著しいプールの改築、改修により教育環境の改善及び施設耐久性の確保を図るもの	改築率％ （校/校）
7	長寿命化改良事業	築後40年以上経過した施設を今後30年以上使用するため、構造体の耐久化とインフラ設備の更新、多様な学習内容に応じた環境整備を行うもの。（学校大規模改造事業から移行）	個別施設計画の策定
8	歩行空間あんしん事業	すべての人にとって安心安全かつ快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、現道を有効利用し、波打ち歩道の改修を中心に、市民生活に直結した道路整備を図るもの	波打ち歩道改修延長 （m）

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
6,000	3,500	5,000	70%	継続	環境政策課
325	294	330	89%	継続 (令和元年度は天候不良や新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した影響により目標を下回ったもの。引き続き体験活動を通じた環境学習を実施していく)	環境政策課
61%	49.0%	65%	75%	継続	環境政策課
2,700	3,000	3,000	100%	継続	環境政策課
－	28	30	93%	継続	環境政策課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
41	41	42	98%	継続	保育課
3	3	3	100%		
4	3	3	－	継続 (個別施設計画、松本市公共施設再計画に基づき、他の公共施設の統合等を含めて整備計画を検討する。)	こども育成課
18	23	H29年度完了 長寿命化改良事業へ移行	52%	H29年度完了	学校教育課
1	1	継続	－	継続	学校教育課
93.2% (41/44)	H28において完了	100% (44/44)	100%	H28年度完了	学校教育課
47.7% (21/44)	56.8% (25/44)	59.0% (26/44)	96%	継続	学校教育課
－	劣化状況調査 小学校25校 中学校14校	個別施設計画策定	－	継続	学校教育課
6,469	8,501	8,900	96%	波うち歩道の改修は年度によって増減の差があるため、令和3年度までの延長計画の実績で継続する	交通安全課

2 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	まつもと市民生きいき活動	いつの時代にあっても変わることのない、今まで大切にされてきたことを、市民一人ひとりが自ら目標を定めて地道に取り組む活動について、市民の活動事例の収集・紹介、フォーラムの開催等により周知を図るもの	広報まつもと掲載回数 (回)
2	学都松本推進事業	学都松本の推進を図るための協議会を設置し、教育事業の周知及び学びについて考える学都松本フォーラムの開催等について協議し、教育部及び関係部局との連携の上、実施するもの	学都松本フォーラム 参加者 (人)
3	教育文化センター各種講座	天文、歴史・民俗、パソコン等の講座を開催することで市民へ生涯学習の機会を提供・支援するもの	延べ開催日数 (日) 参加人数 (人)
4	わら細工と昔の遊び道具作り講座	市民に伝統的な遊びや技術・文化の継承とものづくりへの関心を高めてもらうため、地元山辺地区の住民を講師に迎えて、なわなひ・わらざり作り等の体験学習を行うもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
5	「学びの森いんふおめーしょん」発行	生涯学習に関するイベント情報や地域で活動する団体の情報等を生涯学習情報誌としてまとめ、年4回全戸配布するもの	発行部数 (部)
6	生涯学習支援登録制度	市民の生涯学習活動を支援するために、専門分野の知識を持つ指導者や、自発的に活動している団体（グループ）を登録し、その情報を市民に提供するもの	指導者数 (人) 団体数 (団体)
7	平和学習の推進	戦争体験者の話を聞いたり、史跡等を巡るなど平和についての学習を進めるもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
8	歴史学習の推進	近現代史の学習を進め、国際理解を深める学習につなげるもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
9	世界の飢饉や貧困問題の学習の推進	途上国の飢饉や貧困の問題が南北問題等の格差から生じる課題であることを学び、国際貢献につなげる学習として進めるもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
10	人権啓発推進講座	知識としての人権にとどまらず、日常生活の中での人権感覚をもって行動できるように、人権講座を開催するもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
11	人権学習会	同和問題に関する資料館等の現地学習を行い、差別の歴史や人権侵害等の問題 について学習機会の充実を図るもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
12	カウンセリング事業	組織や近隣の対人の円滑な関係を進めるためにアサーティブ学習を進めるもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
13	環境問題講座	身近な環境問題から地球規模での環境問題について、専門的な知識を学ぶことや自然観察等の体験学習を通じて環境問題に取り組むもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
14	福祉関係講座	障害者への理解や福祉ボランティア体験などを通じて、地域福祉の向上を図るもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
15	生涯学習コーディネーターの養成	各種指導者養成講座等を開催し、生涯学習コーディネーターを養成するもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
16	職業能力開発講座	求職者や女性、中高年齢者等を対象にして、パソコン教室等を開催して技術支援を図るもの	実施公民館数 (館) 開催回数 (回)
17	青少年ホーム事業	15歳以上35歳未満の青少年を対象に若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを進めるために職業的スキル、人間力を育成するための各種講座やイベント、若者が社会の一員として、主体的に社会貢献活動に取り組むためのプログラムを実施するもの	ヤングスクール、キャリア アップセミナー参加人数 (人)
18	地域防災のまちづくりの推進	災害への備えや災害発生時の初動体制について、本市の防災計画、又は各地区で進める防災のまちづくりに取り組むもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
6	4	4	100%	継続 こども部の子どもスマイル運動と連携しながら効果的な周知活動を検討	教育政策課
2,703	1,042	3,000	35%	継続 学都松本のめざすまちの姿まで知っている市民の増加を目標とする	教育政策課
84	75	90	83%	継続	教育政策課 教育文化センター
1,245	1,094	1,700	64%		
2	2	5	40%	継続 講師高齢化により、開催回数を調整して継続する	博物館
37	43	60	72%		
14,500	14,500	14,500	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
187	149	187	80%	継続	生涯学習課・中央公民館
441	444	441	101%		
10	9	10	90%	継続 (学習ニーズの把握と関係団体（NPO等）との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
336	246	350	70%		
62	76	62	123%	継続	生涯学習課・中央公民館
1,437	3,821	1,500	255%		
2	0	2	0%	見直し検討	生涯学習課・中央公民館
49	0	50	0%		
47	44	47	94%	継続 (地区人権啓発推進協議会との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
2,439	7,569	2,500	303%		
29	1	29	3%	継続	生涯学習課・中央公民館
668	20	700	3%		
0	0	2	0%	見直し検討	生涯学習課・中央公民館
0	0	30	0%		
68	40	68	59%	継続 (環境保全団体等関係機関との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
1,616	1,457	1,650	88%		
44	20	44	45%	継続 (地区福祉ひろば（推進協議会）との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
1860	1459	1860	78%		
4	0	4	0%	見直し検討	生涯学習課・中央公民館
74	0	75	0%		
15	4	15	27%	継続	生涯学習課・中央公民館
406	420	410	102%		
1,628	920	1,700	54%	継続	生涯学習課・中央公民館
19	29	35	83%	継続 (地区防災防犯協会、日赤等関係団体との連携、協働)	生涯学習課・中央公民館
1197	2578	1750	147%		

通番	事業名	事業概要	指標
19	防災に関する講座	防災の基本である「自分の命は自分で守る」行動がとれるよう、また自主防災組織などによる地域の連携が図られるよう、防災研修、講座を開催するもの	開催回数 (回)
			参加人数 (人)
20	女性センター講座	女性の活躍推進のための啓発、及び女性の能力の開発及び就業支援等の講座を開催するもの	講座数 (講座)
21	トライあい・松本講座	就労準備のため資格を取得する手助けをする講座の開催、及び勤労女性の健康の増進やスキルアップ講座を開催するもの	講座数 (講座)
22	企業人権啓発推進事業	企業における人権啓発推進リーダー育成を目的に、各人権テーマの専門講師を招き、研修会を実施するもの（年間4回）	参加者数 (人)
23	多文化共生プラザ事業	多文化共生による地域づくりのための拠点である「松本市多文化共生プラザ」を設置運営し、地域への啓発や外国人住民の自立、交流を図る事業を行うもの	利用件数 (件)
24	ユニバーサルデザイン（UD）普及啓発事業	民間団体の（一社）まつもとユニバーサルデザイン研究会が実施するUD啓発事業への後援及び市内の小学校4年生を対象にしたUDパンフレットを作成し、普及啓発を図るもの	普及啓発 ・民間団体が実施するUD啓発事業の後方支援 ・小学校を対象にしたUDパンフレットの配布（年1回） ・広報まつもと特集号掲載（年1回） ・出前講座の実施
25	国際姉妹・友好都市交流事業	海外の4姉妹・友好都市との交流を通し、国際理解を進めるもの	学生ホームステイ事業参加 累計来松者数 (人)
			学生ホームステイ事業参加 累計渡航者数 (人)
26	南部老人福祉センター管理運営事業	地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション、健康増進のための便宜を図ることを目的として、各種教養講座等を実施するとともに、プラチナ大学を実施するもの	延べ利用者数 (人)
			プラチナ大学入学者数 (人)
27	エイズ・性感染症予防普及啓発事業	小中学校等の学校や企業、地域でのエイズ、HIV等性感染症の正しい知識の普及啓発と予防活動事業を行うもの	講座等実施回数 (回)
28	食生活改善栄養指導教室	食生活改善を通して生活習慣病を予防し、市民の健康寿命延伸を図るため、全地域で実施するもの	参加人数 (人)
29	食生活改善推進員養成教室	食生活の改善をとおして、健康づくりの輪を自分自身から家族へ、地域へと広げるボランティアを養成するもの	参加人数 (人)
30	働き盛り世代の生活習慣病予防事業	市内事業所等を対象に、生活習慣病予防やこころの健康についての各種プログラムによる出前講座等を実施するもの	参加人数 (人)
31	ライフステージに応じた健康教育	松本市健康づくり計画スマイルライフ松本21に基づき、生活習慣の改善として、病気の発生そのものを予防するための各種健康教育を開催するもの	参加人数 (人)
32	特定保健指導	内臓脂肪症候群及びその予備群の改善のため、保健指導プログラムを実施するもの	評価実施率 (%)
33	生涯を通じた食育推進の情報提供	学校卒業時、成人式、退職時などのライフステージの節目に合わせ、その後の食生活の実践に結びつく情報を提供するものとして、松本市の食育推進に関わる栄養士が主体となって、レシピ集を作成、配布するもの	レシピ集の作成、配布 (配布先、配布部数)
34	若者職業なんでも相談	若い未就職者やフリーターを対象とした、産業カウンセラーによる相談事業を行うもの	相談件数 (件)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
51	47	48	98%	継続 (松本市防災連合会、自主防災組織等との連携、協働)	危機管理課
2,953	3,231	2,400	135%		
21	21	21	100%	継続	人権・男女共生課
12	14	20	70%	継続	人権・男女共生課
87 (4回)	61	120	51%	継続	人権・男女共生課
7,663	4,960	8,650	57%	継続	人権・男女共生課
・民間団体の後方支援 UDフォーラム ・UDパンフレット配布 2,500部配布 (小学校6年生対象)	・民間団体の後方支援 UDプロジェクト2019 ・UDパンフレット配布 2,300部配布 (小学校4年生対象) ・広報まつもと 特集号掲載(11月号) ・専門家による研修会の 実施	・民間団体が実施するUD 啓発事業の後方支援 ・小学校4年生を対象に したUDパンフレット 配布(年1回) ・広報まつもと特集号 掲載(年1回) ・出前講座の実施	-	民間団体との連携の継続及び出前講座 の実施による普及活動の継続	総合戦略課
129	182	190	96%	市民、学生などの交流の拡大	総合戦略課
982	1,141	1,100	104%		
22,105	15,801	24,000	66%	継続	高齢福祉課
84	73	100	73%		
104	94	100	94%	継続	健康づくり課
1,813	1,944	1,820	107%	継続	健康づくり課
332	127	400	32%	継続	健康づくり課
1,142	2,994	2,000	150%	継続	健康づくり課
68,803	75,723	継続	-	継続	健康づくり課
35.4%	40.3%(30年度)	60.0%	67%	継続 (実績値報告は次年度9月以降のため 前々年度実績)	健康づくり課
■生活応援レシピ配布 高校3年生17校 3,132部 中学3年生27校 2,723部 ■すてきな大人の食ライフ 配布 新成人 1,771部	■生活応援レシピ配布 高校3年生17校 2,845部 中学3年生27校 2,449部 ■すてきな大人の食ライフ 配布 新社会人 272部	継続	-	継続	健康づくり課
59	48	継続	-	継続	労政課

通番	事業名	事業概要	指標
35	松本熟年農業大学	農業構造の変化や遊休農地の増加、担い手の高齢化に対応するため、理論講習や先進農家での実践研修により農業技術を習得し、熟年者の生きがい対策及び補完的農業労働力の育成を図るもの	参加人数 (人)
36	農畜産物マーケティング推進事業	地域の農産物の生産、流通、消費等について幅広く市民の意見要望等を聞くとともに農業への理解を深めてもらうため、地産地消懇談会、パネルディスカッション、講演会等を実施するもの	参加人数 (人)
37	観光ホスピタリティカレッジ事業	「観光に磨きをかける」まちづくりを実現するため、観光事業者や観光ガイド、市民を対象に、観光とホスピタリティを体系的に学ぶ講座を開催するもの	参加人数 (人)
38	松本検定事業	松本市の歴史、文化、自然、観光名所などを総合的に学び、地域への愛着や誇りを高めるとともに、来訪者に地域の魅力を発信でき、心のこもったおもてなしができる人材を育成するもの	参加人数 (人)
39	交通安全教室	地区高齢者クラブ等を対象とした交通安全教室や啓発活動を行うもの	開催回数 (回)
40	宇宙関連企画事業	宇宙について子どもたちに興味を深めてもらう機会として、「学びの9月」における一事業として天文に関する講演会等を開催するもの	講演会来場者数 (人)
41	市民活動サポートセンター事業	人材・団体育成のための各種市民活動講座の開催、団体間のネットワーク化のための団体交流会等の開催、市民活動への理解を促進し、活動の活性化につなげるための講演会等の開催、各種情報提供、相談業務などを行うもの	累計登録団体数 (団体) センター利用者数 (人)
42	出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」	市民の学習機会の充実を図るとともに、市民と職員が対話を通じて相互理解を深め「市民が主役」の市政の推進と市民の生涯学習によるいいまちづくりを目指すもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
43	ノーマイカーデー推進事業	環境にやさしいまちづくりを目指すため、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を市民運動として推進しながら、ノーマイカー通勤実践・拡大、意識高揚、代替手段の普及のための各種イベント、フォーラム等の開催をするもの	フォーラム等の開催回数 (回)

(2) 公民館の学びを通じた地域づくり

通番	事業名	事業概要	指標
1	社会人教養学級・講座等	近年の社会情勢において、多様化、高度化する知識や技術並びに研究能力が必要となることから、求められるニーズに対応できる講座等を開催するもの	実施公民館数 (館)
2	高齢者学習の推進	高齢者の生きがいを高め、仲間づくりや健康づくりを促進するため、教養講座の開催、健康増進活動・スポーツ活動の振興、地域活動の振興等各種の生きがい対策事業の振興を図るもの	実施公民館数 (館)
3	公民館サークル事業	公民館で活動するサークルの会員を講師に入門講座等を開催し、手話等学習成果を生かしたボランティア活動を推進するもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
4	地域福祉のまちづくりの推進	福祉ひろばとの連携を図った地域福祉事業に取り組むもの	開催回数 (回) 参加人数 (人)
5	公民館報の発行	隔月で年間6回、公民館活動の実施状況、お知らせなどの情報を提供するもの	発行状況
6	公民館だよりの発行	公民館が実施する行事・事業について随時住民にお知らせするもの	実施公民館数 (館)
7	公民館運営審議会の運営	総合的な地域づくりの拠点としての公民館の在り方など、公民館機能等について審議するため開催するもの	開催回数 (回) 延べ参加人数 (人)
8	公民館委員会活動の充実	地区公民館活動の推進を図るため公民館委員会の活動を充実させ市民の事業への参画を図るもの	実施公民館数 (館)
9	公民館研究集会の開催	公民館活動全般にわたる検証や課題解決に向けて、地域での実践発表や学識者を招いた研究集会を開催するもの	参加人数 (人)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
26	-	30	-	平成30年度をもって終了	農政課
100	200	100	200%	継続 (地域内で生産された安全・安心・新鮮な農産物の消費拡大)	農政課
264	471	500	94%	継続 WEB会議サービスZOOMでのLIVE配信や収録でのyoutube配信による新様式に対応した事業を実施予定	観光温泉課
214	115	200	58%	令和2年度内に実行委員会で継続の可否含め見直し検討	観光温泉課
106	95	106	90%	継続	交通安全課
174	95	160	59%	継続	教育政策課 教育文化センター
323	323	367	88%	継続	地域づくり課
18,475	16,582	22,000	75%		
383	479	430	111%	継続	生涯学習課・中央公民館
24,824	29,147	25,320	115%		
4	5	3	167%	継続 (事業の統合)	交通安全・都市交通課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
全35館	全35館	全35館	100%	継続 (学習ニーズの把握)	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続 (学習ニーズの把握)	生涯学習課・中央公民館
44	37	60	62%	継続	生涯学習課・中央公民館
1,100	17,217	1,500	1148%		
49	123	50	246%	福祉ひろばとの連携、協働	生涯学習課・中央公民館
3,084	10,422	3,150	331%		
全戸配布	全戸配布	全戸配布	-	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
4	3	4	75%	継続	生涯学習課・中央公民館
58	57	80	71%		
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
341	413	400	103%	継続	生涯学習課・中央公民館

通番	事業名	事業概要	指標
10	町内公民館業務の振興	町内公民館活動の充実を図るため、委託料を支出するもの	委託料 (千円)
			1～200世帯：30,000円 (町会)
			201～400世帯：31,000円 (町会)
			401世帯～：32,000円 (町会)
11	地域学習テキスト作成事業	地域に対する関心を高め、公民館・地域活動等への参画意識を向上し、社会活動を活性化するために、地域を総合的に捉えた「地域学習テキスト」の作成・配布・活用を実施するもの	35地区での作成・配布・活用 (地区)
12	未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究集会との合同開催）	地域住民、市民活動団体、職員が一堂に会して、地域課題等について学びあい、お互いの理解を深めることにより、地域づくりを推進していくため市民集いを、公民館研究集会との連携により開催するもの	参加人数 (人)
13	地域づくり推進事業	市と地区との関係性の整理、地区の事務局体制の検討、地区の課題の把握、市民や職員の意識啓発等を行い、地区の仕組みづくり、庁内関係部署の連携強化、地区における行政支援の体制づくりを推進するもの	実施内容
14	地区福祉ひろば子育て支援事業	地域で子育てを支援する一環として、地区福祉ひろばを拠点とし、地区の役員（主任児童委員・民生委など）と協働して、親子や世代間で交流する場づくりを推進するもの	実施館数 (館)
15	地区福祉ひろば世代間交流事業	地区福祉ひろば利用者と、保育園・幼稚園児、児童・生徒との交流事業を促進するもの	実施館数 (館)
16	地区福祉ひろば事業	福祉ひろばを地域コミュニティ活動の拠点として、健康づくり・生きがいづくりを行うことで、支え合いの福祉を軸にした地域づくりを実現するもの（福祉ひろば事業参加者）	延べ参加人数 (人)
17	退職後男性の生きがいづくり事業	男性の地域の居場所づくりと担い手化を目指し、集団で発声方法と歌を練習するための担い手（市民音健士）づくりを進め、地区や町会での健康づくりのための場づくりを進めるもの	資格取得者が地域で指導を行った回数 (回)
18	地域福祉計画推進事業	地区別地域福祉計画及び全市計画の策定・見直しと、策定された計画を実践するための支援を行うもの	実施地区数 (地区)
19	災害時要援護者支援プラン推進事業	災害時等に避難が困難になる障害者や高齢者、幼児などの要援護者を支援するプランを、地域（近隣）の共助を基本に地域住民と行政が協働で推進するもの	出前講座等実施数 (回)
20	児童館管理運営事業	市内26児童館・児童センターで、18歳までの児童に健全な遊びの場を提供し、留守家庭児童対策として「放課後児童健全育成事業」、更には未就園児とその保護者のための「つどいの広場事業」を実施するもの	年間延べ利用者数 (人)
21	保健センターの機能充実	市民の健康づくりの拠点となる4カ所の保健センターの事業推進のため、施設の機能の充実を図るもの	年間利用者数 (人)
22	学びの地域創生事業	持続可能な地域を創造するため35地区で人材の掘り起しを行うと共に、掘り起こした人材を生かす仕組みや場を創出し、地域の担い手を育成するものとして、住民がお互いに先生と生徒になり、教え学び合う「まなびの学校（仮）」を35地区で開催する。また、本事業については、地域づくり課の「担い手づくりの仕組み構築事業」と連携するもの	実施公民館数 (館)
23	町内公民館と地区公民館の連携強化	町会や地区の抱える課題を掘り下げ、方策を議論する意見交換や研修、相談業務等を充実させるもの	実施公民館数 (館)
24	多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業	町内公民館を活用して、「多世代参画型地域共生コミュニティ」の構築を目指すもの	事業実施町会数

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
14,923	14,842	14,866	100%	継続（世帯数に応じて対応）	生涯学習課・中央公民館
335	327	330	99%		
87	88	90	98%		
68	72	68	106%		
3	-	-	-	松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
341	413	400	103%	継続	地域づくり課
市民委員会の開催、緩やかな協議体の設置促進、地域づくり助成制度の活用、職員の研修の開催、担い手づくりの仕組み構築事業	【新たな取組】 ・部局横断の職員研修の充実 ・関係課調整会議の実施 ・地区支援企画会議の実施 ・地区診断書の作成	それぞれの地域や社会の情勢をとらえた地区の仕組みづくりを目指し、実施内容の改善や新たな取組を続ける	-	拡大	地域づくり課
31	31	36	86%	継続	福祉計画課
29	29	36	81%	継続	福祉計画課
278,964	267,552	303,000	88%	継続	福祉計画課
-	7	35	20%	継続	福祉計画課
35	35	35	100%	継続	福祉計画課
4	6	20	30%	継続	福祉計画課
525,604	571,772	560,000	102%	継続	こども育成課
70,059	52,732	継続	-	継続	健康づくり課
0	-	-	-	松本版コミュニティスクール事業と統合	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	さらなる充実	生涯学習課・中央公民館
-	3	3	-	新規	生涯学習課・中央公民館

(3) 図書館運営の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	図書館資料整備事業	より新しい情報や市民の求める資料等を的確かつ迅速に提供できるように資料整備を行うもの	市民一人当たり蔵書数 (冊)
2	レファレンス（調査相談）対応	利用者の求める資料や情報を提供できるように窓口相談体制を整備し、調査研究や課題解決のための支援を行うもの	相談件数 (件)
3	図書館資料の貸出	図書館ネットワークにより、市内の図書館全11館の資料をどこの図書館でも貸出、返却ができるようにし、所蔵していない資料については、他の図書館等からの相互貸借により提供できるようにするもの	貸出冊数 (冊) 市民1人当たり貸出冊数 (冊)
4	インターネット利用サービス	インターネットによる蔵書検索や資料の予約ができるほか、貸出状況が確認できるサービス等を行うもの	インターネットによる予約件数 (件)
5	オンラインデータベース提供サービス	中央図書館にインターネットが利用できるパソコンを設置し、新聞記事等のデータベースを図書館で利用できるようにするもの	データベース (種類)
6	大学図書館との連携	地域の大学図書館と図書館活動において相互に連携して、利用者サービスの拡大を図るもの	-
7	公民館図書室との連携	公民館図書室と連携し、図書館からの貸出資料を公民館図書室で返却できるようにして、利用者サービスの向上を図るもの（奈川、四賀公民館）	連携する公民館数 (館)
8	団体貸出	地区公民館や市の施設等に図書館資料の団体貸出を行い、身近な地域で図書館資料が利用できるようにするもの	貸出団体数 (団体)
9	障害者サービス	図書館利用に支障がある方に、本の宅配サービスや朗読サービス、デイジー図書郵送貸出を行うもの	宅配利用者数 (人)
10	おはなし会の開催	中央図書館及び各分館で定期的に、子どもの年齢に応じて、絵本の読み聞かせやおはなし、紙芝居などによる「おはなし会」を行って、子どもたちや保護者に楽しい本の世界を紹介するもの	実施図書館数 (館)
11	講演会・講座等の開催	親しみやすい図書館となるように各種講座や講演会、図書館コンサート、図書館まつりなどを開催するもの	実施図書館数 (館)
12	貴重資料保存活用事業	中央図書館が所蔵する「山岳文庫」を始めとする貴重資料を市民に周知するとともに保存活用を行うもの	貴重資料の保存活用
13	地域資料の充実	地域住民の生活と密着した知識や情報を提供し、調査研究を支え支援するための地域資料を収集するもの	地域資料数 (冊)
14	図書館施設の維持管理	利用者が安全で快適に図書館を利用できるように、施設の整備改修を計画的に行い、より利用しやすくするもの	-

(4) 社会教育施設等の整備・充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	地区公民館大規模改修事業	建築後一定の年数を経過した地区公民館を、計画的に改修し、機能の維持を図るもの。併せて、ユニバーサルデザインの実現、エコ改修に取り組むもの	整備公民館数 (館)
2	地区公民館エレベーター設置事業	高齢者、身体障害者、妊婦等が容易に利用できるよう地区公民館にエレベーターを設置するもの	設置公民館数 (館)
3	町内公民館整備補助事業	住民自治を促進するための施設である町内公民館に対し、建設、改修補助金を交付することにより支援するもの	新築 (件) 増・改築 (件) 改修 (件)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
5.0	5.3	5.7	93%	継続	中央図書館
8,829	10,863	拡大	-	拡大	中央図書館
1,681,546	1,438,447	1,774,342	81%	拡大	中央図書館
7.0	6.1	7.5	81%		
134,270	148,305	177,039	84%	継続	中央図書館
4	6	6	100%	拡大	中央図書館
・信州大学医学部付属病院 患者図書室との連携 ・信州大学付属図書館との 連携	・信州大学医学部付属病 院患者図書室との連携 ・信州大学付属図書館との 連携	他大学との連携	-	拡大	中央図書館
2	2	4	50%	拡大	中央図書館
60	59	70	84%	拡大	中央図書館
57	62	75	83%	拡大	中央図書館
全11館	全11館	全11館	-	継続	中央図書館
全11館	全11館	全11館	-	継続	中央図書館
・山岳文庫 7,368冊 山岳図書目録作成 ・松本藩関係の和漢籍の 一部を燻蒸処理	・山岳文庫 7,951冊	・山岳文庫 8,937 冊 ・松本藩関係の和漢籍燻 蒸処理の完了	-	継続	中央図書館
43,691	47,762	48,917	98%	継続	中央図書館
計画的な施設改修	計画的な施設改修	計画的な施設改修	-	継続	中央図書館

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
6	9	9	100%	完了 (個別施設計画策定後は長寿命化等に取り組む)	生涯学習課・中央公民館
30	32	32	100%	完了	生涯学習課・中央公民館
2	1	町会からの申請に対し助成	-	継続	生涯学習課・中央公民館
1	2		-		
72	108		-		

通番	事業名	事業概要	指標
4	重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業	重要文化財旧松本高等学校の耐震基礎診断及び保存活用計画に基づき、耐震補強工事を行うことで、利用者の安全を確保するとともに、生涯学習施設として建物を活用しながら保存するもの	耐震化事業進捗状況金額ベース (%)
5	中央図書館整備改修事業	平成3年に建設され老朽化及び書庫の狭隘化が進んでいる中央図書館を計画的に改修し、機能の維持及び施設の長寿命化を図るもの (屋上防水改修工事、非構造部材耐震化工事、エレベーター更新工事、消火用ハロゲン容器及び容器弁の交換等)	施設、設備の更新改修
6	公園整備事業	市民の潤い、やすらぎ、ふれあいの場として、また、災害時における避難場所としての役割を果たすために、景観や地域の特性、住民の要望に配慮しながら、緑の基本計画に基づいて総合的、体系的な公園整備を図るもの	1人当たり公園面積 (㎡)
7	新科学館整備事業	「教育文化センターの再整備方針」に基づき、教育文化センターを「宇宙と科学」に特化した施設として再整備を進めるため、必要な事業を実施するもの	-

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
保存活用計画策定委員会 による計画検討及び耐震 補強案の検討 1.8%	10.0%	65.0%	15%	継続 (耐震工事完了R5予定)	生涯学習課・中央公民館
・冷温水ポンプ等取替 ・3階空調設備改修	・ハロン貯蔵容器・容器弁更 新 ・高圧受電設備改修 ・防火設備改修 他	長寿命化工事の完了（必 要に応じて大規模改修事 業の実施を含む。）	-	継続	中央図書館
14.71	14.66	20	73%	継続	公園緑地課
新科学館整備の推進	・新科学館建設検討委員会の 開催（3回） ・PPP/PFI導入可能性調査の 着手 ・ワークショップの開催（3 回）	・新科学館実施設計の完了 ・PPP/PFI事業者の選定	-	継続	教育政策課 教育文化センター

3 スポーツを通じた健康づくり

(1) 市民皆スポーツの推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	健康づくり学習の推進	生活習慣病の予防や健康管理等に関する専門知識を学ぶことのできる講座を開催するもの	実施公民館数 (館)
2	健康増進事業	ウォーキングなど手軽に取り組める運動を実習し、日常生活の中で健康づくりに取り組むもの	実施公民館数 (館)
3	各種スポーツ大会	生涯体育の観点から、地区体育協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会を開催するもの	実施公民館数 (館)
4	各種スポーツ教室	健康づくりや仲間づくりを進めるため、ニュースポーツ等に親しむ機会が持てるよう、各種のスポーツ教室を開催するもの	実施公民館数 (館)
5	学校体育施設開放	地域住民の体育・スポーツ活動の場として、学校教育に支障のない範囲で登録団体に学校体育施設を計画的に開放するもの	登録団体数 (団体)
6	熟年体育大学	熟年者（40歳以上）を対象に、運動の必要性の認識と運動の継続を実践することで、日常生活における熟年者の自主的な体力・健康増進を図ることを目的に実施するもの	総合体育館コース参加人数 (1学年：人)
7	健康スポーツ教室	健康意識の高揚を図るため、年齢層に合わせた健康教室を各年3回開催するもの（親子体操教室、シニア健康教室、ライフアップ教室）	受講者数 (人)
8	姉妹都市親善スポーツ交歓大会	姉妹都市提携を記念し、市民相互の親睦とスポーツ交流により両市の親交を深めるため、スポーツ交歓大会を開催するもの	参加人数 (人)
9	都市間交流事業	「文化・観光交流協定」に基づく文化・観光交流の一環として、金沢市、鹿児島市とスポーツ交流事業を実施するもの	参加人数 (人)
10	市民歩こう運動	健康の維持増進を図るため、「歩くこと」の定着や、習慣化を図るため、イベントの開催による啓発活動や地域への普及事業に取り組むもの	参加人数 (人)
11	ピンピンキラキラ健康づくり講座の実施	「市民歩こう運動」の一環として、地区を単位とした「歩き」を取り入れることによる健康講座を松本大学との協働で実施するもの	実施地区 (地区) 参加者数 (人)
12	四肢筋力アップ検証事業の実施	市長考案の「室内四肢筋力アップ装置」を活用した「四肢筋力アップ運動」の効果を検証し、効果と運動方法を市民に啓発するもの H26 運動効果検証のためのモニター調査 H27 ～四肢筋伝道師の養成、四肢筋健診の実施	四肢筋健参加者延べ数 (人)
13	プロスポーツ賑わい創出事業	プロスポーツを応援・観戦することにより、「みるスポーツ」の機会を創出するもの	松本山雅FCパブリックビューイング開催 時における市民観戦者数
14	松本マラソンの開催	松本マラソンを通じた健康づくりや世代を超えた地域コミュニティのきずなを強めるために、ランナーの応援やボランティアとして大会を支えることにより、「みるスポーツ」及び「支えるスポーツ」の機会を創出するもの	ボランティア人数 (人)

(2) スポーツ団体・リーダーの育成

通番	事業名	事業概要	指標
1	スポーツ推進委員	スポーツに深い理解と熱意のある方を委嘱し、地域におけるスポーツに関する指導・助言及び実技指導を行うもの	委員数 (人)
2	スポーツ団体への団体補助	スポーツ団体や指導者の育成と連携を図るため、団体運営補助金を交付し、生涯にわたって健康で生きいきと暮らせる市民皆スポーツのまちづくりを進めるもの	交付団体数 (団体)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
348	360	継続	-	継続	スポーツ推進課
119	79	120	66%	継続	スポーツ推進課
816	797	810	98%	継続	スポーツ推進課
146	0 台風のため中止	継続	-	継続	スポーツ推進課
216	161	継続	-	継続 (追加)	スポーツ推進課
8,870	7,652	10,800	71%	継続	健康づくり課
4 1,124	-	-	-	H30見直し (市民歩こう運動の定着に伴い、体力 づくりサポーター対象講座の一環とし て発展的に組替え)	健康づくり課
年間参加者延べ数 520人 ※養成16地区 健診16地区	-	-	-	身体活動維持向上事業の体力健診の一 部として実施 検診事業は終了	健康づくり課
1,515人 (8回)	3,340人 (5回)	継続	-	継続	スポーツ推進課
-	3,234	3,000	108%	継続	スポーツ推進課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
85	88	86	102%	継続	スポーツ推進課
6	6	継続	-	継続	スポーツ推進課

通番	事業名	事業概要	指標
3	競技大会実行委員会への支援	競技スポーツの振興と充実を図るため、実行委員会へ大会運営の財政的支援を行い、市民皆スポーツのまちづくりを進めるもの	支援団体数 (団体)
4	競技会・大会開催補助	市内で開催されるブロック大会以上の競技大会に対して、申請に基づき開催補助金を交付し、競技スポーツの振興と充実を図るもの	大会数 (件)
5	大会出場祝金の交付	スポーツの振興を図るため、ブロック大会以上の各種競技会に出場する市民に対して、申請に基づき祝金を交付するもの	交付件数 (件)

(3) 社会体育施設の整備・充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	体育施設整備改修事業	子どもから高齢者まで、市民誰もが、身近な場所で、手軽にスポーツに親しむことができ、いつでも、どこでも体力づくりや健康づくりに参加できるための施設整備を計画的に進めるもの	施設、設備の更新改修

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
2	2	1	200%	継続	スポーツ推進課
11	14	継続	-	継続	スポーツ推進課
220	370	継続	-	継続	スポーツ推進課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
大規模改修、床面等	4,743㎡	施設を計画的に改修し、 機能の充実、競技力の向上 及び各種大会の招致を図る	-	継続	スポーツ推進課

4 文化芸術を通じた教育の推進

(1) 鑑賞の場の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	美術資料の収集事業	松本市美術館の収集方針に基き、かけがえのない美術遺産を収集し後世に引き継ぐもの	作品購入数 (点)
			寄贈数 (点)
2	展覧会開催事業	国内外の優れた美術や郷土に密着したテーマの展示など、地域の総合美術館としての特色を生かした展覧会を開催するもの	企画展数 (本)
3	美術館施設維持保全事業	開館15年を迎え、経年劣化等による設備更新などが必要となっているため、鑑賞、表現、学習、交流の場として、来館者が快適に利用できる施設の維持保全及び大規模改修計画を策定、実施するもの	-
4	美術館開館20周年事業	令和4年度の開館20周年を記念し、大型の展覧会を開催するとともに、展示作品を市民がより深く理解するための出前講座や子ども向け講座の充実を図るもの	記念事業開催計画の策定
5	まつもと市民芸術館の自主事業	市民福祉の増進、本市の文化芸術の振興のため、創造発信型事業、鑑賞・招へい型事業、教育普及・育成・市民参加型事業、アウトリーチ事業を行うもの	事業数 (事業)
6	まつもと演劇祭	実行委員会（まつもと演劇連合会ほかで構成）に補助金を交付するもの	公演数 (公演)
7	国際音楽祭事業	「楽都」を標榜する本市の実践活動として「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」への共催、支援協力を行うとともに、独自の関連事業を展開し、音楽文化の発展と地域の振興を図るもの	OMFを鑑賞して、自分も音楽などの文化・芸術活動をやってみたいと思った人の割合 (%)

(2) 表現・学習・交流の場の充実

通番	事業名	事業概要	指標
1	教育普及事業	参加・体験型のワークショップや講座など子どもから大人まで美術の実践のきっかけ作りになる事業を実施するもの	講座数 (講座)
			利用人数 (人)
2	地域文化事業の振興	市民の主体的・日常的な文化活動を促進・援助し、創作活動の発表の場と鑑賞の機会拡充を図るもの 各種文化事業の実施や団体主催事業の後援など、市民文化の普及と向上を図るもの	実施公民館数 (館)
3	地区文化祭	各地域での市民芸術・文化活動の促進のため、作品の展示や上演団体・個人の発表の機会を設けるもの	実施公民館数 (館)
4	芸術・文化に親しむ講座	芸術・文化に親しみ、理解する機会として、絵画や音楽について学ぶ講座を開催するもの	実施公民館数 (館)
5	市芸術文化祭	市内で市民芸術・文化活動を専門的にを行っている団体・個人が一同に会して、それぞれの活動を披露する機会を設けるもの	入場者数 (人) 実行委員会参加数 (団体) (個人)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
14	1	継続	-	継続	美術館
2	9	継続	-		
4 ①戦後日本住宅伝説 ②篠山紀信展 ③橋本雅邦と幻の四天王 ④トリプルアタック！	4 ①ユニマツコレクション展 ②不思議の国のアリス展 ③日本画名品展 ④ラウル・デュフィ展	大規模改修工事の実施 (内外装改修、設備更新等)	-	継続	美術館
吸収式冷温水発生機抽気装置設置工事空調機操作盤改造等電気設備工事	大規模改修の実施設計に向けた基本設計を実施	大規模改修工事の実施 (内外装改修、設備更新等)	-	継続	美術館
記念事業開催計画の策定	記念事業開催計画の策定	記念事業開催の準備	-	継続	美術館
46	36	50	72%	継続	文化振興課
42	33	45	73%	継続	文化振興課
62%	62%	67%	93%	継続	国際音楽祭推進課

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
47	44	継続	-	継続	美術館
1,206	11,201	継続	-		
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
全35館	全35館	全35館	100%	継続	生涯学習課・中央公民館
22,969人	28,119	23,000人	入場者数 102%	継続	生涯学習課・中央公民館
展示部門 10団体	展示部門 9団体	展示部門 9団体	展示部門 100%		
上演部門 20団体	上演部門 22団体	上演部門 22団体	上演部門 100%		
個人 9人	個人 9人	個人 8人	個人 125%		

5 歴史・文化資産の保護と活用

(1) 松本まると博物館構想の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	文化財指定等推進事業	貴重な文化財について国・県・市の文化財指定等を進め、保存・活用を図るもの	国・県・市の指定等文化財の件数 (件)
2	文化財建造物の耐震診断	市が所有する国・県・市指定の文化財建造物の耐震診断及び耐震対策の実施及び指導を行うもの	耐震基礎診断を完了した市所有の国・県・市指定文化財建造物の件数 (件)
3	歴史文化基本構想策定事業	文化財等を生かした特徴あるまちづくりのための基本構想を策定するもの	平成29年度の策定完了
4	文化財保存活用推進事業	松本市地域文化財連絡協議会に委託し、文化財パトロールや文化財環境整備、講演会などを行うもの	講演回数 (回) 整備地区 (地区)
5	市所有文化財保存整備事業	市が所有する文化財の保存整備を計画的に実施するもの	-
6	文化財記録保存事業	市内の無形民俗文化財や近代化遺産等、今後失われるおそれや、変容のおそれがある文化財の現状を記録し、保存・伝承を図るもの	-
7	文化財修理事業	指定文化財の保存のために行う修理に対し、補助金を交付するもの	補助金交付件数 (件)
8	指定文化財保存等活動団体補助事業	指定文化財を地域で保存していくための活動を行っている団体に対し、補助金を交付するもの	補助金交付件数 (件)
9	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業	現状把握をした上で、文化財として守るべき価値を明らかにし、適正な保存活用を行っていくための計画を策定するもの	平成31年度の策定完了
10	市内遺跡発掘報告会	毎年、その年に発掘された成果について、講座や現地報告会等を開催し、市民の埋蔵文化財への理解と関心を高めるもの	参加人数 (人)
11	小笠原氏城館群史跡整備事業	井川城跡及び県史跡小笠原城跡の更なる保存・活用を進めるため、国史跡の指定を受け整備を行うもの	平成30年度の史跡指定（追加）・保存活用計画策定完了
12	殿村遺跡史跡整備事業	現地保存が決まった殿村遺跡の史跡整備に必要な調査を、専門家の指導を得て実施するもの	平成30年度の調査事業完了
13	まつもと文化遺産活用事業	松本市歴史文化基本構想に基づき、文化財の活用を図るもの	まつもと文化遺産の認定数

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
310	343	370	93%	拡大 (追加)	文化財課
1	4	6	67%	継続	文化財課
地区ごとに文化財調査、 関連文化財群の設定	-	構想に基づく文化財の保 存活用事業に移行	100%	平成30年度から、松本市歴史文化基 本構想に基づく活用事業である「まつ もと文化遺産活用事業」に移行	文化財課
3	3	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
3	4		-		
波田小学校のアカマツ林 松枯れ防止、戸田家廟園 旧前山寺長屋門保存整備 工事	県天然記念物穴沢のクジ ラ化石保存整備	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
松本の念仏塔と念仏行事 調査	2	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
5	8	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
13	13	継続	-	継続 随時より良い方法を見直して継続して いきたい。	文化財課
保存活用計画策定委員会 設置・開催、地形測量実 施、「隧道し」工事現状 変更同意・着工	指定範囲の追加が告示、 保存活用計画を策定	計画に基づき、市民協働 による適切な保存活用及 び観光客等に向けた活 用・整備事業に移行	100%	継続 (魅力的な観光・教育資源として活用 できるよう、地元まちづくり活動と連 携しながら整備に取り組む)	文化財課
250	212	300	71%	拡大	文化財課
井川城跡調査報告書刊 行、林大城測量・縄張調 査、調査成果地元報告 会、史跡指定方針確定	史跡活用普及公開事業 (国史跡指定記念事業) の実施	史跡保存活用計画策定、 普及公開事業推進	82%	継続	文化財課
第7次発掘調査、現地説 明会開催、第6次発掘調 査報告書作成、石造物調 査、報告会の開催	殿村遺跡(第1・9次・総 括)・虚空蔵山城跡の調 査報告書刊行、普及公開 事業の開催	(次期事業: 殿村遺跡と 虚空蔵山城跡の国史跡指 定に係る範囲の確定)	100%	令和3年度から殿村遺跡史跡指定事業 Ⅱ(史跡指定事業)に移行	文化財課
-	4	5	80%	新規	文化財課

(2) 博物館事業の推進

通番	事業名	事業概要	指標
1	博物館パスポートの配布	以下の減免を行うもの ・市内全小中学校に配布。児童・生徒1名と付添いの大人1名の観覧料減免（当該年度1年間有効） ・本市への転入者に、転入届出時に配布。転入世帯員の観覧料減免（転入時から1年間有効） ・松本地域4大学及び松本市内専門学校新入生に配布。本人の観覧料減免（当該年度1年間有効）	利用者数 （人）
2	特別展の開催	年に数回、特別展を開催し、日頃の研究成果の発表を行うとともに、市民の皆さんに博物館へ足を運んでもらうもの	展覧会数 （本）
3	学都松本・博物館関連事業	学都松本・博物館シリーズとして、勸館楽学対談と学芸員松本モノ語りを開催し、市民と学芸員が「ひとつくり」「まちづくり」を語り合うもの	開催回数 （回）
4	七夕人形を活用した施設間・地域間連携事業	松本地域独自の七夕人形を公共施設と中心商店街などで展示することで博物館への関心を高めるとともに、市民協働によるまちづくりを推進するもの	展示施設数 （施設）
5	子どもまる博ガイドブック刊行事業	市民団体の楽知ん見遊会との協働で、市内小学校に子どもまるごと博物館ガイドブックを10年間、刊行していくもの	刊行冊数 （冊）
6	松本藩領ミュージアム	中信地区（江戸時代の松本藩領）を対象とする歴史・民俗系博物館を紹介し、松本平の歴史・文化を学ぶもの	講座・バス見学等の開催回数 （回）
7	学芸員実習の受入れ	学芸員資格取得希望者の実習指導をするもの	受入人数 （人）
8	博物館施設全体事業の広報	広報まつもと、まるごと博物館行事事内及び館ニュースを作成・配布するもの	配付部数 （部）
9	基幹博物館整備事業	まるごと博物館構想の拠点となる基幹博物館について、基本構想・計画に基づき、松本城周辺整備計画等と整合を図りながら整備を進めるもの	整備等の状況
10	山辺学校歴史民俗資料館特別展	山辺地区ゆかりの芸術家や地区の歴史・文化を広く知ってもらうとともに、県宝山辺学校歴史民俗資料館を多くの方々に知ってもらうことを目的に絵画等の芸術品を展示するもの	観覧者数 （人）

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
4,481	3,961	5,700	69%	継続	博物館
13	5	10	50%	継続	博物館
2	0	6	-	博物館職員と市民の対談である勸館楽 学対談を発展させ、市民と協働で博物 館活動を行うための市民学芸員養成講 座を開催する。	博物館
282	305	300	102%	継続	博物館
1	-	令和元年終了	-	協働団体からの申し出により、令和元 年度末をもって事業終了	博物館
講演会2回 藩領ミュージアムマップ 増刷	1	4	25%	継続	博物館
8	8	8	100%	継続	博物館
30,000	30,000	30,000	100%	継続	博物館
基幹博物館整備移転先検 討	設計完了と建築工事着工	基幹博物館本体工事完了	-	継続 令和4年度5月末に本体工事完了予定 (R2年度現在)	博物館
0 耐震改修工事に伴い	0	-	-	主催団体からの申し出により、平成26 年度末をもって事業終了	博物館

(3) 松本城の保存・整備と活用

通番	事業名	事業概要	指標
1	南・西外堀復元事業	「松本城およびその周辺整備計画」及び「松本市歴史的風致維持向上計画」に基づき、都市計画道路内環状北線整備事業と一体的に、南・西外堀を復元するもの	事業用地の取得の状況
2	石垣修理事業	平成14年～15年度に実施した史跡松本城石垣現況調査を基に、危険度の高い石垣から順次計画的に石垣の修理を進めるもの	—
3	松本城天守耐震対策事業	平成26～28年度に実施した耐震診断結果に基づき、松本城天守の耐震対策工事を実施するもの	—
4	堀浄化対策事業	松本城の堀内の堆積物除去（しゅんせつ）に計画的に取り組み、松本城の歴史的景観の向上を図るもの	—
5	松本城歴史資料保存事業	松本城の調査研究のために必要な古文書・絵図の収集、保存及び活用を図るもの。平成28年度からは徳川林政史研究所蔵の藩主戸田家関係文書の複写の入手に取り組んでいるもの	—
6	松本城各種行事運営事業	松本城天守を背景に日本の伝統文化に触れる機会や、松本城を身近に感じていただく機会を提供し、文化財保護意識の醸成と市街地の活性化を図ることを目的に、恒例の夜桜会、薪能、月見の宴、古流砲術演武、お城まつり、鷹狩等に加え、各種お茶会などを開催したもの。	参加人数 (人)
7	松本城の学びの場としての活用	松本城を中心とした学習の場の提供を行い、市民の学習意欲に応え、歴史的、文化財的価値の理解を図るもの（松本城床磨き、夏休み子ども勉強会等の開催）	行事開催回数 (回)
8	松本城黒門・太鼓門耐震対策事業	地震時の来場者の安全確保を目的に、松本城黒門・太鼓門の耐震診断を実施し、その結果を基に耐震対策を行うもの	—
9	松本城防災設備整備事業	フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県の首里城の火災を受け、防災に対する取組みを強化するため、松本城の防災設備の見直しを図るもの	—
10	松本城世界遺産登録推進事業	松本城の恒久的保存及び次世代への継承のため、世界遺産登録を目指し、必要な調査研究や市民への普及啓発を実施するもの	—

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
用地取得率 38.5% (3,571㎡/9,283㎡)	用地取得率 62.9% (5,841㎡/9,283㎡)	用地取得率 79.5% (7,381㎡/9,283㎡)	79%	継続	松本城管理事務所
本丸北外堀南面石垣修理 基本設計、石垣測量	本丸北裏門東側門台部分 の修理工事完了	本丸北外堀南面石垣修理 工事の着手検討	-	継続	松本城管理事務所
天守耐震診断の実施	耐震対策基本計画の策定 に着手	耐震対策基本計画の策定	-	継続	松本城管理事務所
-	堆積物除去工事に向けた 掘総合調査の実施	堀浚渫基本計画の策定	-	継続	松本城管理事務所
・絵図電子化5点実施 ・「松本城・城下町絵図 集」の刊行	徳川林政史研究所蔵戸 田家文書の複写の入手	徳川林政史研究所蔵戸 田家文書の複写の入手	-	継続	松本城管理事務所
214,072	142,389	200,000	71%	継続	松本城管理事務所
14	14 (磨き 13回 子供勉強会 1回)	14	100%	継続	松本城管理事務所
-	耐震対策基本計画の策定 に着手	耐震対策基本計画の策定	-	新規	松本城管理事務所
-	防災設備改善基本計画の 策定に着手	防災設備整備工事の実施	-	継続	松本城管理事務所
カテゴリー I b	カテゴリー I b	世界文化遺産暫定一覧表 に記載	-	継続	文化振興課

6 教育委員会の機能充実

(1) 開かれた会議運営と市民意見の反映

通番	事業名	事業概要	指標
1	地区の皆さんと語る会	市民や各種団体等と教育委員とが様々な教育課題について意見交換することにより、市民ニーズを教育施策に反映させ、より地域に密着した教育行政の推進を図るもの	回数：地区住民 (回)
			参加人数：地区住民 (人)
			回数：教職員など (回)
			参加人数：教職員など (人)
			回数：小中学生 (回)
			参加人数：小中学生 (人)
2	移動教育委員会	地区に出向き教育委員会を開催することにより、地区住民に教育委員会の役割を理解してもらうもの	開催回数 (回)
3	他団体との意見交換等	PTA連合会等の関係団体や外部団体、附属機関との意見交換会を開催し、教育委員会の取組みを説明するとともに、各種団体の意見を聞くもの	団体数 (団体)

当初 (H27)	実績 (R元)	目標 (R3)	達成率	方向性	担当課
3	2	3	67%	継続	教育政策課
68	57	100	57%	拡大	
1	0	1	0%	継続	
18	0	40	0%	拡大	
1	0	1	0%	継続	
26	0	40	0%	拡大	
3	2	3	67%	継続	教育政策課
3	2	3	67%	継続	教育政策課

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 重点目標自己評価の推移（H31→R元）

	令和元年 重点目標	評価	平成30年 重点目標	評価	
教育政策課	社会の変化に対応する、これからの教育のあり方の協議	A	総合教育会議を通じた今後の教育のあり方の協議	B	up
	市民と共に教育問題を考える場づくり	B	市民と共に教育問題を考える場づくり	A	down
	学都松本の推進	B	学都松本の推進	B	
			新たな複線型の価値観をもった教育の研究	B	
	海洋教育バイオニアスクールプログラム	B			
学校教育課	新科学館整備事業	A	新科学館整備事業	A	
	小中学校施設整備事業	B	小中学校施設整備事業	B	
			授業用・校務用ＩＣＴ機器整備事業	B	
	空調設備整備事業	A			
	要保護・準要保護児童生徒への就学援助制度事業	A	就学援助制度の新入学用品費入学前支給の実施	A	
学校指導課	児童生徒の読書に親しむ環境整備の推進	A			
	特別支援教育推進事業	A	特別支援教育推進事業	A	
	学力・体力向上事業	A	学力・体力向上事業	B	up
	いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進	B	いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進	B	
	家庭・地域と学校の連携推進（コミュニティスクール事業を活用）	A	家庭・地域と学校の連携推進（コミュニティスクール事業を活用した連携の推進）	B	up
学校給食課	教員の負担軽減	A	教員の負担軽減	A	
	中学生運動部活動改革プラン	B			
	新学校給食センターの建設	C	学校給食のあり方について	B	down
	アレルギー対応食提供事業	A	アレルギー対応食提供事業	A	
	食育・地産地消推進事業	A	食育・地産地消推進事業	A	
生涯学習課	衛生管理・危機管理の徹底	B	衛生管理・危機管理の徹底	B	
	学校給食費に係る公会計化事業	A	学校給食費に係る公会計化事業	A	
	多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業	A	住民自治を基盤とした社会システム構築事業	A	
	松本版コミュニティスクール事業	B	松本らしいコミュニティスクール事業	A	down
	若者の居場所づくりと社会参画事業	A	若者の居場所とキャリア形成事業	A	
中央図書館	町内公民館活動の支援	A	町内公民館活動の支援	A	
	社会教育施設整備事業	A	社会施設整備事業	A	
	図書館のあり方検討	B	資料の収集と整理・保存の効率的な管理	B	
			中央図書館の大規模改修の検討	B	
	第2次学都松本子ども読書活動推進計画の推進	A	第2次学都松本子ども読書活動推進計画の策定	A	
文化財課			新図書館システムの読書推進機能等の活用	A	
	団体貸出事業のあり方研究	B	団体貸出事業のあり方研究	C	up
	市民や民間事業者との連携・協働	A			
	まつもと文化遺産活用事業	A	まつもと文化遺産活用事業	A	
			穴沢のクジラ化石保存整備事業	C	
松本城	小笠原氏城館群史跡整備事業	A	小笠原氏城館群史跡整備事業Ⅰ	B	up
	殿村遺跡史跡整備事業	B	殿村遺跡史跡整備事業	A	down
	史跡弘法山古墳再整備事業	A			
	エリ穴遺跡出土品文化財指定事業	A	エリ穴遺跡遺物整理・報告書刊行事業	A	
	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業	A	白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定事業	B	up
美術館			南・西外堀復元事業等に伴う発掘調査	A	
	石垣修理事業	A	石垣修理事業	A	
	国宝松本城天守耐震対策事業	B	国宝松本城天守耐震対策事業	B	
	黒門・太鼓門耐震対策事業	B	黒門・太鼓門耐震診断事業	A	down
	堀浄化対策事業	A	堀浄化対策事業	A	
博物館			東総堀史跡指定地整備事業	A	
			松本城魅力アップ事業	A	
	多くの人の心に届く展示会の開催	A	展示会事業【鑑賞】	A	
	草間彌生作品の拡大特別展示	A	草間彌生顕彰事業【鑑賞】	A	
	未来の学都を支える子ども育成事業の推進	A	子ども育成及び教育普及事業【表現】【学習】【交流】	A	
博物館	美術館大規模改修事業	A	美術館の大規模改修	B	up
	セキュリティの強化による管理体制の向上	A			
	基幹博物館整備事業	A	基幹博物館整備事業	A	
	博物館資料の収集・保管・活用方針の策定と資料整理の実施	A	博物館資料の収集・保管・活用方針の見直し	A	
	旧開智学校校舎保存活用事業	B	重要文化財旧開智学校校舎保存活用事業	B	
博物館	歴史文化基本構想の実現	A	歴史文化基本構想の実現	B	up
	博物館施設の管理運営のあり方	B	学芸員等専門職員採用及び育成の仕組みづくり	A	down

議案第 2 号

松本市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市いじめ問題対策調査委員会条例に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱を行うことについて協議するものです。

2 委嘱予定者

裏面のとおり

3 任期

松本市いじめ問題対策調査委員会条例第5条に基づき、委嘱の日から1年とします。

※令和2年9月1日開催の松本市いじめ問題対策調査委員会にて委嘱予定

4 根拠法令等

(1) いじめ防止対策推進法

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 (略)

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(2) 松本市いじめ問題対策調査委員会条例

別紙のとおり

担当 学校指導課

課長 高野 毅

電話 33-4397

令和2年度 松本市いじめ問題対策調査委員会

No.	団 体 名	役 職	氏 名
1	松本市校長会	会 長（鉢盛中学校長）	藤田 克彦
2	松本市校長会	副会長（鎌田小学校長）	一ノ瀬 浩子
3	松本警察署	生活安全第一課長	百瀬 幸雄
4	長野地方法務局 松本支局	総務課長	渡名喜 幹夫
5	松本児童相談所	相談判定課長	代田 美奈
6	松本大学	総合経営学部准教授	矢崎 久
7	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	平林 優子
8	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	北川 和彦
9	子どもの権利相談室	子どもの権利擁護委員	石曾根正勇
10	松本市PTA連合会	会長	古屋 勇
事務局	松本市教育委員会	教育長	赤羽 郁夫
	松本市教育委員会	教育部長	横内 俊哉
	松本市教育委員会	教育政策課長	小林 伸一
	松本市教育委員会	学校指導課長	高野 毅
	松本市教育委員会	学校指導課課長補佐	小西 えみ
	松本市教育委員会	学校指導課主任指導主事	牧野 圭介
	松本市教育委員会	学校指導課指導主事	中島 紀子
関係課	松本市こども部	こども部長	青木 直美
	松本市こども部	こども育成課長	西村 宏美

○松本市いじめ問題対策調査委員会条例

平成 28 年 3 月 3 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）

第 14 条第 3 項の規定に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第 2 条第 1 項に規定するいじめをいう。
- (2) 学校 松本市立小学校、中学校条例（昭和 39 年条例第 38 号）に規定する小学校及び中学校をいう。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめ防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

2 委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 有識者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第 3 条第 1 項第 2 号の調査において、委員のうちに重大事態に直接関係すると委員長が認める者があるときは、当該委員は会議に出席することができない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者(前項の規定により委員として出席できないものを含む。)の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(調査活動)

第 8 条 委員会は、第 3 条第 1 項第 2 号の調査に関する活動(以下「調査活動」という。)を行うに当たっては、学校のほか、保護者その他の関係者から事情を聴取することができる。

2 委員会は、調査活動に必要な資料、データ等について、学校に提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

令和元年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算の認定について

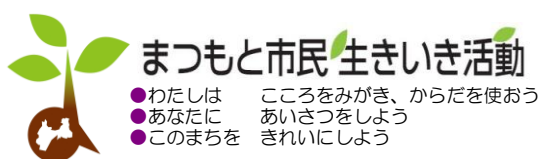
1 趣旨

令和元年度学校給食費会計歳入歳出決算について、学校給食センター運営委員会監事の監査を受けましたので、松本市学校給食費会計事務処理規程第17条に基づき、決算認定するものです。

2 提出書類

- (1) 令和元年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算書
- (2) 令和元年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算監査意見書

担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	86-1130



令和元年度

学校給食費会計歳入歳出決算書

学校給食課

令和元年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

歳 入

款 項 目	予 算 現 額	節		調定額	収入済額	不納欠損額	未収入額
	当初予算額	区分	金額				
1 給 食 費	千円 1,151,680		千円	円	円	円	円
1 学校給食費	1,107,970						
1 学校給食費	1,107,970						
		学校給食費	1,107,170	1,021,476,610	1,021,145,542	0	331,068
		滞納繰越分	800	1,769,137	901,610	295,192	572,335
2 繰 越 金	3,700						
1 繰 越 金	3,700						
		前年度繰越金	3,700	4,273,618	4,273,618	0	0
3 諸 収 入	10						
1 預金利子	10						
		預金利子	10	787	787	0	0
2 雑 入	0						
		雑 入	0	21,450	21,450	0	0
4 運用資金	40,000						
1 借 入 金	40,000						
		借 入 金	40,000	9,000,000	9,000,000	0	0
5 補助金	0						
	0						
		市補助金	0				0
歳 入 合 計	1,151,680		1,151,680	1,036,541,602	1,035,343,007	295,192	903,403

歳 出

款 項 目	予 算 現 額	節		支出金額	不用額	備 考
	当初予算額	区分	金額			
1 給 食 費	千円 1,151,680		千円	円	円	
1 学校給食費	1,111,680					
1 原材料費	1,111,680		1,111,680	1,026,127,585	85,552,415	
		主 食 費	136,300	133,829,164	2,470,836	
		牛 乳 費	206,280	190,821,182	15,458,818	
		副 食 費	769,100	701,477,239	67,622,761	
2 運用資金返済金	40,000					
1 返 済 金	40,000					
		返 済 金	40,000	9,000,000	31,000,000	
歳 出 合 計	1,151,680		1,151,680	1,035,127,585	116,552,415	

歳 入 総 額 1,035,343,007 円

歳 出 総 額 1,035,127,585 円

歳入歳出差引残高 215,422 円

令和元年度松本市学校給食費会計歳入・歳出決算監査意見書

松本市学校給食費会計監査実施要領第2条の規定に基づき、令和元年度松本市学校給食費会計の歳入・歳出決算とその附属書類を審査しましたので、次のとおり意見書を提出します。

記

1 監査の対象

令和元年度松本市学校給食費会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

2 監査実施日

令和2年（2020年）5月22日

3 監査の方法

監査にあたり、学校給食課から提出された決算書類について事務局から説明を受け、学校給食費会計の予算執行及び事務処理が適切に処理されているか等について監査を実施しました。

4 監査の結果

監査に付された歳入歳出決算書に記載されているそれぞれの数値は、関係諸帳簿及び諸書類と照合の結果、いずれも符合し、正確であると認められました。

また、事務の執行状況についても、適切かつ正確に処理されていると認められました。

令和2年（2020年）5月22日

松本市教育委員会 様

監事

橋詰 孝



監事

藤松 輝州



監事

戸澤 幸



教育委員会資料
2. 8. 27
松本城管理事務所

議案第 4 号

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱の一部改正及び委員の
委嘱について

1 趣旨

国宝松本城天守耐震対策の検討体制強化のため、所要の改正をするもので
す。

2 改正内容

第3条第1項中、「委員会は、委員6人以内をもって組織する。」を「委
員会は、委員8人以内をもって組織する。」に改正

3 改正理由

- (1) 石垣調査について、市独自の調査に着手する必要性が生じたが、現在の委
員会に、石垣構造の専門的知識を有する委員がいないこと。
- (2) 石垣の取り扱いについて、統一された指針がなく、多角・多面的な検討
が必要なこと。

4 新旧対照表

別紙のとおり

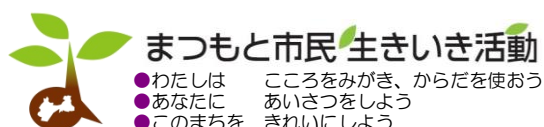
5 施行期日

令和2年9月1日

6 新たに委嘱する委員

裏面のとおり

担当	松本城管理事務所
所長	米山 順一
電話	32-2902



国宝松本城天守耐震対策専門委員会 新たに選任する委員（案）について

項 目	内 容
氏名	にしがた たつあき 西形 達明
所属・経歴	・大阪府在住 ・関西大学名誉教授 （1992 年度～2014 年度 関西大学助手、助教授、准教授、教授） ・協同組合関西地盤環境研究センター顧問 ・史跡松本城整備研究会委員 ほか
取組み状況	・土木工学全般に精通し、特に城郭石垣構造に詳しい。 ・「熊本城文化財修復検討委員会委員」、「丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会石垣復旧専門部会委員（副部会長）」、「国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓耐震対策検討委員会委員」「弘前城跡本丸石垣修理委員会委員」など、国内の主要な城郭等の耐震・修復に関与している。 ・平成 2 9 年度から史跡松本整備研究会委員として、史跡松本城の整備、環境保全等についての指導・助言を行っているほか、国宝松本城天守耐震対策専門委員会にも携わっている。

項 目	内 容
氏名	はしもと たか お 橋本 隆雄
所属・経歴	・東京都在住 ・国土館大学大学院工学研究科教授 （2004 年度～ 国土館大学非常勤講師、教授） ・公益社団法人土木学会 城壁の耐震診断・補強に関する研究小委員会委員 ほか
取組み状況	・地震工学、地盤工学、防災、建設工学に精通。 ・城壁の耐震診断、補強について詳しく、熊本城の修復にも関与している。 ・国宝松本城天守耐震に係る耐震補強案作成のための土壁実験にも携わっている。

国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱(平成29年教育委員会告示第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱 平成29年6月28日 教育委員会告示第17号 （目的） 第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。 （2） その他必要な事項に関すること。 （組織等） 第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。 2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 （任期） 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。	○国宝松本城天守耐震対策専門委員会設置要綱 平成29年6月28日 教育委員会告示第17号 （目的） 第1条 この要綱は、国宝松本城天守の適切な耐震対策を専門的な見地から検討するため、国宝松本城天守耐震対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。 （所掌事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1） 国宝松本城天守耐震対策事業に関すること。 （2） その他必要な事項に関すること。 （組織等） 第3条 委員会は、委員<u>8人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、文化財及びその耐震対策に関し、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。 （任期） 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月28日から施行する。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月28日から施行する。

学都松本フォーラムの開催中止について

1 趣旨

今年度開催予定だった標記事業の中止について報告するものです。

2 概要

- (1) 事業名
第9回学都松本フォーラム
- (2) 期日
令和2年9月19日（土）～20日（日）
- (3) 会場
あがたの森文化会館及びあがたの森公園並木通り
- (4) 主催
松本市教育委員会
- (5) 主管
学都松本推進協議会

3 中止の理由

行事の主体である各種体験活動は、指導者と来館者の密接が避けられず、大きな声を出したり、軽い運動を伴うものもあります。学都松本推進協議会で協議を行い、新型コロナウイルス感染対策に万全を期しても、安全・安心な運営は困難で、毎年1,000～2,000人の参加者があるイベントで、陽性者の確認があった場合影響も大きいため、中止を決定しました。

4 学びの機会確保について

不特定多数を対象としたフォーラムは中止としますが、事前登録及びオンライン開催の対策をとり、学都松本・教育100年を語る会を再開します。

第13回を9月19日（土）午後3時～4時30分にあがたの森文化会館講堂ホールで、東京大学大学院教育学研究科 本田由紀（ほんだ ゆき）教授からリモートで「教育は何を評価してきたのか」の演題でお話をいただきます。

あがたの森会場の定員を事前登録の100名として、密の回避に努めるとともに、講師は東京にいながら講演を行い、スマホ等の操作に不安がある方はあがたの森ホールで、オンライン講座に慣れた方は、自宅等で聴講可能な開催とします。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980

報告第 2 号

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

1 趣旨

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の任期満了に伴う新たな委員の委嘱について、6月定例会教育委員会での意見を踏まえ、再検討のうえで委嘱したことについて報告するものです。

2 委嘱者

- (1) 委嘱者名簿 別紙のとおり
- (2) 委員総数 11名

3 任期

令和2年7月20日から令和4年7月19日まで（2年間）

4 根拠法令等（抜粋）

- (1) 文化財保護法
（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

- (2) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱
（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表

- (4) 商工・観光関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

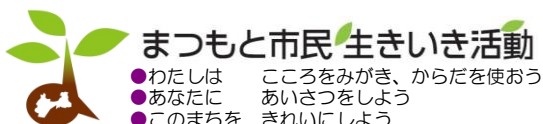
2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

5 その他

今後、まつもと文化遺産の保存・活用に係る方策については、観光業やプレス関係等各分野から幅広く意見を聴取するため、要綱第7条第3号の規定により、委員以外の者からも積極的に意見を求めてまいりたい。

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292



まつもと文化遺産保存活用協議会 委員名簿

1 委員

	氏名	所属等	備考
1	あかはね もとひで 赤羽 元秀	松本商工会議所中小企業振興部長	商工・観光関係団体
2	ありま まさとし 有馬 正敏	関連文化財群設定作業部会	地域住民代表者
3	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥 秀	牛伏寺副住職	文化財所有者
4	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	有識者
5	ごとう よしたか 後藤 芳孝	関連文化財群設定委員会委員長	有識者
6	そや の しんいち 征矢野 伸一	浅間温泉観光協会専務理事	商工・観光関係団体
7	ながの かずひろ 永野 和大	信州大学梅干野研究室	地域住民代表者
8	はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合副理事長	商工・観光関係団体
9	はら かつみ 原 勝美	関連文化財群設定委員会	地域住民代表者
10	まるやま さだひさ 丸山 貞壽	松本古城会事務局長	NPO
11	やまもと けいこ 山本 桂子	新松本物語プロジェクト	商工・観光関係団体

2 指導助言者（オブザーバー）

区分	氏名	所属等
文化庁	おかもと きみひで 岡本 公秀	地域文化創生本部 文化財調査官
文化庁	むらかみ かよ 村上 佳代	地域文化創生本部 文化財調査官
長野県教育委員会	にいづ しょうじ 新津 尚治	文化財・生涯学習課 主任指導主事

3 関係行政機関代表

所属等	氏名
地域づくり課長	たかはし のぶみつ 高橋 伸光
文化振興課長	いしかわ よしひろ 石川 善啓
商工課長	おぐち かずお 小口 一夫
観光温泉課長	むらやま しんいちろう 村山 辰市朗
都市政策課長	きりさわ あきお 桐沢 明雄
松本城管理事務所長	よねやま じゅんいち 米山 順 一
博物館長	きのした まもる 木下 守

4 事務局

所属等	氏名
教育長	あかはね いくお 赤羽 郁夫
教育部長	よこうち としや 横内 俊哉
文化財課長	たけはら まなぶ 竹原 学
文化財課課長補佐	た た い もとあき 田多井 用章
文化財課	いしい ゆうき 石井 佑樹
文化財課	しまおか ゆうすけ 島岡 祐輔
文化財課	よ だ みつひろ 依田 光洋

教育委員会資料
2. 8. 27
美術館

みんなのミュシャの開催について

1 趣旨

アール・ヌーヴォーを代表するチェコ出身の芸術家アルフォンス・ミュシャ（1860－1939年）の魅力に迫る特別展の開催について周知するものです。

2 概要

(1) 内容

没後80年を経ても世界中の人々を魅了し続けているミュシャの代表的なグラフィック作品のほか、ミュシャに影響を受けた1960から70年代の米英アート作品、日本のマンガ家やイラストレーターの作品など約250点を紹介します。

(2) 会期 令和2年9月19日（土）から11月29日（日）まで

(3) 会場 松本市美術館 企画展示室

(4) 観覧料 一般1,500円、大学高校生1,000円
前売券と20名以上の団体は各200円引き
中学生以下無料、障害者手帳携帯者とその介助者1名無料

(5) 主催 松本市美術館、ミュシャ財団、テレビ信州

(6) 後援 チェコ共和国大使館、チェコセンター、チェコ政府観光局、スメタナ・リトミシュル会

3 周知方法

- (1) 広報まつもと9月号に掲載します。
- (2) 市内小中学校・高校・大学、公民館、教育施設等にチラシ・ポスターを配布します。
- (3) 市及び美術館公式ホームページへ掲載します。
- (4) テレビCM、新聞、雑誌等へ広告掲載します。

4 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 来館者のマスク着用、検温、来館者カードの記入、ソーシャルディスタンス確保などの感染予防対策を徹底します。
- (2) 混雑状況により、入館又は入場制限を行います。

担 当	美術館
副館長	堀 洋一
電 話	39-7400



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう



「学都松本」



みんなの ミュシャ

ミュシャからマンガへ
— 線の魔術

Timeless Mucha
Mucha to Manga — The Magic of Line

アルフォンス・ミュシャ《モナコ・モンテカルロ》(部分) 1897年
カラーリトグラフ ミュシャ財団蔵 ©Mucha Trust 2020

2020.9.19 sat ~ 11.29 sun

休館日/月曜日、9月23日[水] ※9月21日、11月2日・23日は開館 開館時間/9:00~17:00 (入場は16:30まで)

テレビ信州開局40周年記念事業



ずっと信州、
テレビ信州。



Czech Republic
Land of Home



松本市美術館
MATSUMOTO CITY MUSEUM OF ART

【主催】松本市美術館、ミュシャ財団、テレビ信州
【後援】チェコ共和国大使館、チェコセンター、チェコ政府観光局、スメタナ・リトミシュル会
【協賛】大成建設、光村印刷、損保ジャパン 【協力】日本航空、日本通運 【企画協力】NTVヨーロッパ



没後80年、時代を超えて、 今もミュシャは生きている。

アル・ヌーヴォーを代表するチェコ出身の芸術家アルフォン・ミュシャ(1860-1939年)。
彼が紡ぎ出した、「線の魔術」ともいえるその繊細で華やかな植物模様や女性像は、没後80年を経た今なお、世界の人々を魅了し、後世のアーティストに影響を与え続けています。本展では、ミュシャが手がけたポスターなどのグラフィック作品に加え、幼少期の作品、自身の蔵書や工芸品、祖国チェコへの想いを込めた作品などを通じて、ミュシャの原点と作品の魅力に迫ります。また、ミュシャ風のタッチが色濃い明治期の文芸誌の挿絵や、1960年代のアメリカ西海岸やロンドンにおいてグラフィック・アート界を席巻した作品、日本のマンガ家やイラストレーターの作品まで約250点を展示します。時代を超えて愛されるミュシャの魅力に迫る、注目の展覧会です。



1)アルフォン・ミュシャ(舞臺一連作「四葉草」より)1898年 カラーリトグラフ ミュシャ財団蔵 ©Mucha Trust 2020 2)アルフォン・ミュシャ(ジスモンダ)1894年 カラーリトグラフ ミュシャ財団蔵 ©Mucha Trust 2020 3)アルフォン・ミュシャ(椿姫)1896年 カラーリトグラフ ミュシャ財団蔵 ©Mucha Trust 2020 4)ジャケット・デザントム・ウィルクス「フラワーズ」(ザ・ローリング・ストーンズ/ロンドン・レコード)1967年LPレコード・ジャケット「Flowers」by The Rolling Stones. Original Photography by Guy Webster. Original Graphics by Tom Wilkes. Courtesy of ABKCO Music & Records, Inc. used by Permission. All rights reserved. 5)山岸涼子「チンカー・ベル」(『デラックス・マーガレット』1973年8月号の号外用イラスト/集英社)1973年 カラーインク・紙 ©山岸涼子(展示予定)

音声ガイド

ナビゲーターは
千葉雄大さん!



2部構成ガイドで、
ミュシャ芸術の秘密を読み説きます。

■所要時間:約35分
■当日貸出価格:600円(税込)

[第1部]ミュシャが生きた時代アル・ヌーヴォーの時代のドラマ風ガイド
[第2部]現代におけるミュシャ観に迫る、ドキュメンタリータッチのガイド

限定
100冊

観覧券1枚に限定グッズが付いてくる!
限定ボトル付きチケット

8月1日より
発売開始

取扱い:セブンチケット 3,100円(税込)

ミュシャ作品の中でも人気の(ヒヤシンス姫)を大胆にデザインした飲み口のある中蓋付きの特製ドリンクボトルは、大活躍するアイテムです。
こちらの商品はチケット付きのみの販売。
※限定グッズは会期中、本会場入口でお引き換えください



[展覧会公式 HP] www.tsb.jp/mucha2020/ [公式ツイッター] @mucha2019 [公式Instagram] mucha2019

混雑状況により入場を制限する場合があります。

観覧料	一般	大学・高校生	ペア割引
当日	1,500円	1,000円	2,800円
前売・団体	1,300円	800円	2,400円

前売販売期間は8月1日～9月18日 上記金額でコレクション展示もご覧になれます。

※観覧料はいずれも税込 ※中学生以下無料 ※障害者手帳携帯者とその介助者1名無料
※団体は20名以上 ※大学高校生は、観覧当日、証明書(学生証等)の提示が必要

販売場所

前売・当日 ●松本市美術館、セブンチケット、ローソンチケット(Lコード:33577)
チケットぴあ(Pコード:685-282)、楽天チケット、イープラス
ペア割引 ●セブンチケット、ローソンチケット
前売のみ ●テレビ信州チケットセンター
平安堂あづみ野店・若槻店・東和田店・川中島店



松本市美術館
MATSUMOTO CITY MUSEUM OF ART

※駐車場は限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。
●松本バスターミナルからアルピコ交通バス・横田信大循環線5分[松本市美術館]下車
●JR松本駅からタウンスニーカー(市内周遊バス)東コース7分[伊織雪水(美術館北)]下車徒歩5分
●JR松本駅、松本バスターミナルから徒歩12分
●長野自動車道松本インターチェンジから車で15分

〒390-0811 松本市中央4-2-22
tel 0263-39-7400
<http://matsumoto-artmuseum.jp>